第２編　一般災害編

第１章　一般災害編の概要

第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関の役割

（１）町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施します。

（２）県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施します。また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行います。

（３）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施します。また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

（４）指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性を鑑み、自ら防災活動を実施します。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

（５）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施します。

また、県及び市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

（
指定行政機関　:国の行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定地方行政機関　:指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの
指定公共機関　:東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの
指定地方公共機関　:土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの
）

2　処理すべき事務又は事務の大綱

（1）町

町は、県に準じた災害予防、災害応急対策、及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処します。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとします。なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国(指定地方行政機関)、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備します。

① 災害予防

ア）防災組織の整備

イ）防災知識の普及、教育、並びに過去の災害から得られた教訓の伝承・広報

ウ）防災訓練の実施

エ）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

オ）防災に関する施設の整備、点検

カ）過去の災害に係る情報の収集及び整理等

キ）ア）からカ）までのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

② 災害応急対策

ア）災害に関する情報の収集、伝達及び広報

イ）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

ウ）消防、水防その他の応急措置

エ）被災者の救出、救助その他の保護

オ）被災者等からの相談窓口の設置

カ）応急教育の実施

キ）被災施設及び設備の応急復旧

ク）清掃、防疫その他の保健衛生活動

ケ）犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

コ）緊急輸送の確保

サ）広域的一時滞在に関する協定の締結

シ）ア）からサ）までのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

③ 災害復旧

ア）被災した施設等の原形復旧

イ）災害の再発防止

ウ）ア）とイ）のほか、国土強靭化地域計画の推進など将来の災害に備える措置

（2）県

① 災害予防

ア）防災組織の整備

イ）市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

ウ）防災知識の普及、教育、並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

エ）防災訓練の実施

オ）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
カ）防災に関する施設の整備、点検
キ）過去の災害に係る情報の収集及び整理等
ク）ア）からキ）までのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

② 災害応急対策

ア）災害に関する情報の収集、伝達及び広報
イ）警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
ウ）消防、水防その他の応急措置
エ）被災者の救出、救助その他の保護
オ）被災者等からの相談窓口の設置
カ）応急教育の実施
キ）被災施設及び設備の応急復旧
ク）清掃、防疫その他の保健衛生活動
ケ）犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
コ）緊急輸送の確保
サ）広域一時滞在に関する協定の締結
シ）ア）からサ）までのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

③ 災害復旧

ア）被災した施設等の原形復旧
イ）災害の再発防止
ウ）ア）とイ）のほか、将来の災害に備える措置

（３）指定地方行政機関

① 関東財務局（甲府財務事務所）

ア）立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ）融資関係

・地方公共団体に対する災害復旧事業費の貸付
・地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ）日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置

・預貯金等の払戻し等の特例措置
・手形交換の特別措置
・休日営業の特例措置
・融資の迅速化及び簡素化の特例措置
・生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
・保険料支払いの迅速化措置

エ）国有財産関係

・地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
・地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害に

よる著しい被害がある場合における普通財産の無償貸付
・災害その他の緊急やむをえない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

② 関東信越厚生局

ア）管内の情報収集及び伝達に関すること

イ）関係機関との連絡調整に関すること

③ 関東農政局（山梨支局）

ア）災害予防

・ダム、堤防等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
・防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防御、農地浸食防止等の施設の整備

イ）災害応急対策

・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
・災害時における種もみ、その他営農資材の確保
・災害時における生鮮食料品等の供給
・災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
・土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
・応急用食料の調達・供給対策

ウ）災害復旧

・査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
・災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

④ 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

ア）国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

イ）民有林直轄治山事業の実施

ウ）災害復旧用材（国有林材）の供給

⑤ 関東経済産業局

ア）生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

イ）商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保

ウ）被災中小企業の振興

⑥ 関東東北産業保安監督部

ア）火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保

イ）鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

⑦ 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア）災害時における輸送実態調査

イ）災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導

ウ）災害時における自動車の応援手配

エ）災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導

オ）災害時における関係機関との連絡調整

⑧ 東京航空局（東京空港事務所）

ア）災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置

イ）遭難航空機の捜索及び救助の調整
ウ）指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

⑨ 東京管区気象台（甲府地方気象台）

ア）気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表
イ）気象、地象(地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める
ウ）市町村が行う避難勧告等の判断,伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
エ）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
オ）災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
カ）異常気象発見の通報に対する適切な措置
キ）気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める

⑩ 関東総合通信局

ア）非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
イ）災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
ウ）非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施
エ）電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

⑪ 山梨労働局（都留労働基準監督署）

ア）工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
イ）事業場内労働者の二次災害の防止
ウ）被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
エ）災害復旧工事における安全の確保

⑫ 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する道路について計画、工事及び監理を行うほか、震災対策について次の事項を行います。

ア）防災対策の基本方針等の策定
イ）災害予防
・震災対策の推進
・危機管理体制の整備
・災害、防災に関する研究、観測等の推進
・防災教育等の実施
・防災訓練
・再発防止対策の実施

ウ）災害応急対策

・災害発生直前の対策

・災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

・活動体制の確立

・政府本部への対応等

・災害発生直後の施設の緊急点検

・災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

・災害発生時における応急工事等の実施

・災害発生時における交通の確保等

・緊急輸送

・二次災害の防止対策

・被災者・被災事業者に対する措置

・災害発生時おける広報

・自発的支援への対応

・緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ）災害復旧・復興

・災害復旧・復興の基本方針

・災害復旧の実施

・被災事業者等に対する支援措置

・緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

⑬ 関東地方環境事務所

ア）有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ）廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

（４）自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

① 平素における準備

ア）防災関係資料の整備

イ）関係機関との連絡・調整

ウ）災害派遣計画の作成

エ）防災に関する教育訓練

オ）その他

・防災関係資機材の点検・整備

・隊員の非常参集態勢の整備

② 災害派遣の準備

ア）災害派遣初動の準備

イ）災害等情報の収集

ウ）通信の確保

エ）要請等の確認及び派遣要領の決定

③ 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

④ 撤収及び撤収後の措置

（５）指定公共機関

① 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）

ア）災害による不通の場合の列車の迂回運転

イ）台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）

ウ）災害警備発令基準に基づく警戒

エ）災害発生のおそれのある河川の水位観測

オ）応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ

カ）災害時における不通区間の代行又は振替え輸送

キ）生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

② 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社ＮＴＴドコモ（山梨支店）

ア）平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する

イ）電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る

ウ）災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する

エ）災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する

オ）災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

③ 日本赤十字社（山梨県支部）

ア）被災者に対する医療、助産、死体の処理、その他の救助の実施

イ）応援救護班の体制確立とその整備

ウ）血液製剤の確保及び供給のための措置

エ）赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整

オ）災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

カ）被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

キ）義援金の募集及び配分

④ 日本放送協会（甲府放送局）

ア）災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信

イ）災害対策基本法に定める対策措置

⑤ 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

ア）管轄する高速道路等の耐震整備

イ）災害時に管轄する高速道路における輸送路の確保

ウ）高速道路の早期災害復旧

⑥ 日本通運株式会社（山梨支店）

ア）安全運送の確保

イ）災害対策用物資等の輸送

ウ）災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる

体制の整備

⑦ 東京電力パワーグリッド株式会社

ア）電力供給施設の災害予防措置

イ）被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧

ウ）災害発生時及びその前後における電力供給の確保

⑧ 日本銀行（甲府支店）

ア）災害時における金融緊急措置についての金融機関に対する指導

イ）金融機関の支払現金準備に関する措置

ウ）損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置

エ）日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営

⑨ 日本郵便株式会社

ア）地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

イ）避難所における臨時の郵便差立箱の設置

ウ）被災者に対する郵便葉書等の無償交付

エ）被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

オ）郵便局窓口業務の維持

カ）緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

キ）郵便局ネットワークを活用した広報活用

ク）株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

※郵便局一覧（河口湖郵便局、河口郵便局、勝山郵便局、小立簡易郵便局、精進郵便局、西浜簡易郵便局、大石郵便局、富士ヶ嶺簡易郵便局、本栖簡易郵便局）

（６）指定地方公共機関

① 放送関係（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

ア）地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道

イ）地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道

ウ）社会事業団体などによる義援金品の募集、配布への協力

② 輸送機関（山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急山梨バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会）

ア）安全輸送の確保

イ）災害対策用物資等の輸送

ウ）災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

③ ガス供給機関（吉田瓦斯株式会社、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）

ア）ガス供給施設の耐震整備

イ）被災地に対するガス供給の確保

ウ）ガス供給施設の被害調査及び復旧

④ 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会）

ア）被災者に対する救護活動の実施

イ）収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

⑤ 山梨県道路公社

ア）有料道路の耐震整備

イ）災害時の有料道路における輸送路の確保

ウ）有料道路の早期復旧

（７）警察（富士吉田警察署）

① 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置

② 災害広報並びに避難の指示並びに誘導

③ 被災者の救出、救護

④ 情報の収集、伝達及び災害原因の調査

⑤ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

（８）富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部

① 災害の防御及び警戒に関すること

② 消防自動車その他機械器具の配備、運用に関すること

③ 自衛消防隊及び地区消防組織育成指導に関すること

④ 救護、救急措置に関すること

⑤ 火災警報及び気象情報に関すること

⑥ 予防査察に関すること

⑦ 防火対象物の立入検査及び指導に関すること

⑧ 消防計画及び地震防災応急計画に関すること

⑨ 建築同意事務に関すること

⑩ 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること

（９）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

① 農業協同組合（北富士農業協同組合、ＪＡクレイン富士豊茂支店)、森林組合（鳴沢村ほか１町恩賜県有財産保護組合）

ア）町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力

イ）農林産物等の災害応急対策に対する指導

ウ）被災農家に対する資金の融資又はその斡旋

エ）農林業生産資材等の確保、斡旋

② 商工会（河口湖商工会）

ア）町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ）災害時における物価安定についての協力

ウ）救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

③ 観光連盟

ア）町が行う観光関係被害調査、応急対策に対する協力

イ）災害時における帰宅困難者等の保護についての協力

ウ）避難所の確保についての協力、斡旋

④ 病院等医療施設の管理者

ア）避難施設の整備及び避難訓練の実施

イ）災害時における収容者の保護及び誘導

ウ）災害時における病人等の収容及び保護

エ）災害時における被災者の収容及び助産

⑤ 社会福祉施設等の管理者

ア）避難施設の整備及び避難訓練の実施

イ）災害時における入所者の保護及び誘導

⑥ 学校施設の管理者

ア）避難施設の整備及び避難訓練の実施

イ）災害時における応急教育対策計画の樹立と確保

(10) その他の公共的団体等

① 富士河口湖町社会福祉協議会

ア）災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ）ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

② 山梨県ボランティア協会

ア）災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ）ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

③ 地震防災応急計画（地震防災規定）の作成義務者

ア）災害時における利用者及び施設の安全確保

④ 自主防災組織(自主防災会)

ア）災害情報の住民への伝達

イ）避難行動要支援者等の支援

⑤ 消防団 OB 組織（船津災害救助協力隊、小立災害救助協力隊、勝山災害救助協力隊、大石災害救助協力隊、河口災害協力隊）

ア）災害情報の住民への伝達

イ）住民の避難誘導等地域の防災リーダーとしての活動

⑥ 富士河口湖防災士会

ア）各自治会・区・自主防災組織内の防災リーダーとしての活動

第２節　富士河口湖町の概況

１　自然的条件

（１）位置及び面積

本町は、日本のシンボルである霊峰富士の北麓に位置し、富士五湖のうち河口湖、西湖、精進湖、本栖湖を有する、南北約 15 ㎞、東西約 26 ㎞、面積 158.40 ㎢の町です。

（２）地形

本町の地形は、南側の富士山系と北側の御坂山系に大きく分かれます。

南側の富士山系は、成層火山である富士山の北麓にあたり、標高 900ｍ前後、傾斜は３度未満ないし３～８度となだらかな溶岩流地です。

北側の御坂山系は、町境にある三ツ峠山（1,785m）、黒岳（1,793m）、鬼ヶ岳（1,738m）、王岳（1,623ｍ）、精進山（1,409ｍ）などから河口湖等に向かって、傾斜 30～40 度ないし 20～30 度の急な山地となっています。

（３）地質

富士山北麓は、富士山の噴出物に覆われ、玄武岩質の溶岩流、第一テフラ、剣丸尾溶岩流などから形成されています。

御坂山系側は、石英安山岩･同質火山砕屑岩（プロピライト質）・砂岩・泥岩及びホルンフェルス、玄武岩・同質火山砕屑岩、砂礫質沖積層などが入り組んでおり、特に集落の周辺及び集落の地質は、地震に弱いとされる新期埋積物により形成されています。

（４）気象

本町の標高は 800～1,200ｍの高地であり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすく、河口湖観測所の過去 20 年（1995 年～2015 年）の平均気温は 10.9℃（最高気温 33.3℃、最低気温－12.3℃）で、年間降水量 1,544 ㎜となり、多雨冷涼の高原型の気候といえます。なお、河口湖観測所（標高 859.6ｍ）における観測開始（1933 年）以来の日降水量の最大値は 463.5 ㎜、1 時間降水量の最大値は 72.5 ㎜で、いずれも 1983 年に記録されています。また、最深積雪量は 2014 年の 143 ㎜です。

２　社会的条件

（１）人口及び産業

本町の人口・世帯数は、25,329 人、9,616 世帯（平成 27 年国勢調査）となっています。人口・世帯数ともに増加傾向から横ばいに転じていますが、核家族化の進行に伴い１世帯あたりの人員は約 2.64 人（全国平均 2.38 人）となっています。

年齢３区分別人口（国勢調査）の構成推移を見ると、昭和 45 年には年少人口（０～14 歳）が 26.9％、高齢者人口（65 歳以上）が 8.1％と、年少人口の割合が上回っていたのに対し、平成 27 年には年少人口 13.9％、高齢者人口 24.1％となり、本町においても着実に少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、産業別の就業者（平成 22 年国勢調査）を見ると、第１次産業人口 2.8％、第２次産業人口 27.6％、第３次産業人口 69.6％となっています。近年は、第１次産業人口が減少しているのに対し、第２次産業及び第３次産業人口の増加率が高いことが特徴となっています。

なお、本町は、富士山の世界文化遺産登録もあり、平成 26 年には年間約 580 万人に及ぶ観光客が来訪するとともに、外国人観光客も急増するなど、防災を考える上で、大きな特徴となっています。

（２）土地

本町の面積は、158.40㎢となっており、地目別には宅地 4.54％、農用地 7.34％、森林・原野 76.78％、その他の地目 11.34％となっています。

また、湖の面積は、河口湖 5.7 ㎢、西湖 2.1 ㎢、精進湖 0.5 ㎢、本栖湖 4.7 ㎢です。

（３）交通網の変化

本町は、首都圏から 100km、県都甲府からは約 25km の位置にあり、中央自動車道富士吉田線、東富士五湖道路などの高速道路網や国道 137 号、139 号などの幹線道路が整備されています。また、渋滞解消と富士山噴火時の避難・災害復旧支援の確保を図る目的で造られた富士吉田市と富士河口湖町をつなぐ「新倉河口湖トンネル」（平成 27 年）や、笛吹市芦川町の上芦川地区と、本町の大石地区を結ぶ「若彦トンネル」（平成 22 年）が整備されています。

なお、中央自動車道富士吉田線には新宿との間に高速バスが走るとともに、富士急行線によっても新宿と結ばれるなど、公共交通網も充実しています。

第３節　富士河口湖町の災害の歴史

本町は、その地形的特性から、河口湖及び西湖北側の大石、河口、長浜、西湖、根場、精進地区を中心に傾斜の急な山地となっているため、急傾斜地や土石流危険渓流が多数あり、土砂災害警戒区域として 251 区域（急傾斜地の崩壊 173 区域、土石流 78 区域）が指定されています。また、湖についても、台風などの大雨により増水するなどの被害を受けてきました。

これまでの主な一般災害の歴史は次のとおりです。

【本町の一般災害の歴史（一部県全域も含む、地震以外)】

年　月　日		内　容
明治以前	864 （貞観 6. 5.～）	富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める。(三代実録)
	1083（永保 3. 2.28）	富士山大噴火(扶桑略記)
	1559（永禄 2. 2.）	この月の申の日、富士の雪しろ出水し、田畑、集落を押し流す
	1676（延宝 4. 9.）	笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史）
	1707（宝永 4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)
	1731（享保 16. 5.15～24）	雨が数日やまず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ（山梨県水害史）
明治以降	1898（明治 31. 9. 6～ 8）	県下大水害、死者 150 人
	1904（明治 37.12.）	河口湖増水、湖畔５か村の耕地ほとんど全滅
	1907（明治 40. 8.22～28）	県大水害、死者 232 人、家屋全滅・流出 5,767 戸、浸水家屋 15,057 戸
	1910（明治 43. 8. 2～17）	前線と台風による豪雨が連日にわたり、県下一面大洪水、甲府市をはじめ盆地南部一帯被害甚大、死者 24 人
	1912（大正 1. 9.22～23）	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者 54 人、家屋全壊 2,601 戸
	1920（大正 9. 8. 2～ 6）	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者 18 人
	1934（昭和 9. 9.18～21）	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流出家屋 507 戸、死者 13 人
	1935（昭和 10. 9.21～26）	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者 39 人
	1945（昭和 20.10. 3～11）	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋 256 戸、浸水家屋 6,130 戸、死者、行方不明 36 人
	1947（昭和 22. 9.13～15）	カスリン台風来襲、死者 16 人
	1954（昭和 29.11.27～28）	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者 15 人
	1956（昭和 31. 2.27）	翌日にかけ県に大雪、甲府で積雪 31cm

1958（昭和 33. 5.13）	50 年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959（昭和 34. 8.14）	台風７号により前夜から早朝にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人、町にも災害救助法適用
1959（昭和 34. 9.26）	台風 15 号（伊勢湾台風）来襲、死者 15 人
1966（昭和 41. 9.25）	台風 26 号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者 175 人 ＊足和田村の被害 死者 81 人、行方不明 13 人、負傷者 657 人、 全壊家屋 79 棟、半壊家屋 11 棟、床上浸水 28 棟、 道路・橋梁・河川などの土木被害、田畑などの農業被害 ＊上九一色の被害 死者 20 人、重軽傷者 26 人、 家屋流出 15 棟、半壊家屋 4 棟、床上浸水 62 棟
1978（昭和 53. 7. 8）	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の、日最大１時間降水量 73㎜を記録。この年、明治 28 年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温 30℃以上連続 52 日、干ばつ被害 32 億円
1980（昭和 55. 8.14）	富士山で大落石事故、死者 12 人
1982（昭和 57. 8. 1～ 3）	台風 10 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者７人
1982（昭和 57. 9.）	台風 18 号により河口湖が異常増水し、大被害
1983（昭和 58. 3.）	長かった異常寒波、３月の寒さ河口湖測候所観測史上第１位
1983（昭和 58. 8.15～）	台風５・６号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者２人、河口湖増水 ＊河口湖町の被害 死者１人、負傷者７人、全壊家屋６棟、半壊家屋 30 棟、 床上浸水 118 棟（内 68 棟は、河口湖の増水による）、 床下浸水 176 棟、田畑の埋没６ha、冠水４ha
1991（平成 3. 8.20～21）	台風 12 号を取り巻く雨雲。県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明８人
1991（平成 3. 9.18～19）	秋雨前線と台風 18 号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明２人
1991（平成 3. 9. 9～12）	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家 13 戸
1993（平成 5. 6.～ 9.）	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高 800m以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約 20 億円
1998（平成 10. 1. 8～16）	県下に３回にわたり大雪、14 日～16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者３人、農業関係を中心に大きな被害発生

	1998（平成 10. 9.15～16）	台風５号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者１人、床上浸水 43 戸、床下浸水 274 戸
	2000（平成 12. 9.11～17）	９月11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の310㎜(甲府市）を記録し、床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟
	2001（平成 13. 1.25～28）	28 日の積雪が山中湖で 105 ㎝、甲府 38 ㎝などを記録、平成 10 年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
	2014(平成 26.2.14～15)	大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪(2 月 15 日 9:00 現在で甲府市 114cm、富士河口湖町 143cm)。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重傷者 61 人、全壊 19 棟、半壊 31 棟、農業施設等の破損多数

第２章　災害予防対策

第１節　防災組織の充実（地域防災課）

１　町の防災組織

（１）富士河口湖町防災会議（以下「防災会議」という。）

① 設置の根拠

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条に基づき設置します。

（市町村防災会議）

第 16 条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第１項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第２項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第２項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

② 組織（資料編「富士河口湖町防災会議条例」参照。）

会　長（町　長）

委　員	専門委員
・関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ・山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 ・富士吉田警察署長又はその指名する職員 ・町長がその部内の職員のうちから指名する者 ・町の教育委員会の教育長 ・町の消防団長 ・富士五湖消防本部の消防長又はその指名する者 ・関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 ・自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	・関係地方行政機関の職員 ・山梨県の職員 ・町の職員 ・関係公共機関の職員 ・関係地方公共機関の職員 ・学識経験者

③ 所掌事務

・地域防災計画の作成及びその実施推進

・町の地域に係る災害に関する情報収集

・法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（２）富士河口湖町災害対策本部

① 設置根拠

災害対策基本法第 23 条に基づき設置します。

② 組織（資料編「富士河口湖町災害対策本部条例」、「富士河口湖町災害対策本部規程」参照。）「第２編 第３章 第１節 活動体制」のとおりです。

③ 所掌事務

「第２編 第３章 第１節 活動体制」のとおりです。

（３）富士河口湖町災害警戒本部

① 設置の根拠

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 16 条に基づき設置します。

② 組織（資料編「富士河口湖町災害警戒本部条例」参照。）

③ 所掌事務（資料編「富士河口湖町災害警戒本部条例」参照。）

（４）富士河口湖町水防管理団体

① 設置の根拠

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第３条に基づき設置します。

② 組織

水防管理者は、町長とします。

③ 所掌事務

町の地域内の各河川の洪水による水災の警戒と防御

2　防災関係機関の防災組織

本町の区域を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第４７条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図ります。

3　自主防災組織

（1）組織の目的

災害による被害を最小限に留めるためには、住民自身が災害対策基本法第５条にあるように隣保共同の精神に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもつことが重要です。また、大規模な災害が発生したときには、町や防災関係機関などの活動がすべて十分に行きわたらないことも予測されるため、各地域の実情に精通し、特に災害発生直後の応急活動の中心となる自治会（区）等を単位とする自主防災組織を育成するとともに、各組織の活動を支援します。

また、昭和 40 年代から自治会（区）による自主防災会及び自治消防隊（ラビット隊）が結成されていますが、現在、その活動が盛んでない組織も見られるため、活動の活性化の促進が必要であり、今後、すべての自治消防隊が可搬式消防ポンプを操作できるよう、地区の消防団による指導を促進していくものとします。

（2）組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努めるものとします。

① 構成

自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないよう配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには複数の女性が含まれるように女性リーダーの育成を図ることとします。

構成は、各組織の規約の定めるところによりますが、例示すると次のとおりです。

会　長	総　務　班	（全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握）
	情　報　班	（情報の収集、伝達）
	消　火　班	（消火器等による消火）
	救出・救護班	（負傷者の救出救護）
	避難誘導班	（住民の避難誘導等）
	給食・給水班	（給食・給水活動）

② 平常時の活動

・情報の受伝達体制の確立
・防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
・火気使用設備器具等の整備・点検
・防災資機材の備蓄・点検
・危険箇所の点検把握
・災害時要支援者の把握
・地区防災マップの作成等
・必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として町防災会議への提案

③ 災害発生時の活動

・地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達
・初期消火等の実施
・救出・救護の実施及び協力
・集団避難の実施
・避難所の開設の協力や運営の実施
・炊き出しや救助物資の配布に対する協力
・秩序維持に対する協力等

④ 町が行う指導等

・町は、自治会や職域の代表者に対し自主防災の意義を啓発し、自主防災組織の未結成地区への組織化を図ります。
・自主防災組織の育成強化に努めるとともに、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとします。
・消防団の OB や防災業務経験者、有識者などを自主防災組織指導者として、また協力員としての登用を図るとともに、若い人の参画も促し、組織の活性化を図ります。その際、女性の参画の促進に努めます。
・平常時には住民への防災知識の普及、防災対策の検討の場として、また災害時には自主防災会など地区の防災活動の拠点となるよう、役場出張所、住民センター、福祉センター、公民館などを活用するとともに、防災資機材等の整備を進めます。
・地域の防災リーダーとしての防災士の資格取得(防災士資格取得促進助成金)や防災マップの作成（地域共助支援事業補助金）などの他、地域のなかで防災面・防犯面でお困りの方を町と協力して地域全体で支えていく「地域支え合いマップ」の作成を推進します。
・県に対しては、自主防災組織資機材等緊急整備事業費補助金制度により、防災資機材等の整備への助成を要請します。
・各自治会（区）と協力して、自治会未加入者への加入を促します。

（３）避難所を単位とした地区連携体制の確立

身近な地区で自治会・自主防災組織・PTA・事業所・ボランティア・町（各支所）等が連携し、避難行動要支援者安否確認、救出・救護、避難所開設及び運営等の活動ができる体制づくりをめざし、避難所エリアにおける協議会等の組織化を検討します。

協議会等の組織化や活動体制の確立のため、モデル地区の選定及び推進に向けた事業化を図るとともに、事業推進を通じ自主防災組織の結成促進に繋げます。

（４）事業所等による自主防災組織

① 事業所及び施設等

学校、病院、観光施設など不特定多数の人が出入りする事業所、施設等については、消防法による自衛消防組織の設置が義務づけられる事業所はもとより、義務づけされていない事業所においても、防火管理者を中心とした自主的な防災組織が結成されるよう支援します。

② 危険物施設等及び高圧ガス関係等

危険物施設等における予防規制及び自衛消防、組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の育成を図ります。

高圧ガス施設については、爆発、可燃、毒性、支燃性などの特性をもつため、消防機関の活動や住民の活動だけでは十分な対応が難しいため、高圧ガス関係業界による防災組織の育成を支援し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等へ指導助言を行います。

第２節　防災知識の普及、防災訓練（地域防災課・総務課・政策企画課・観光課・教育委員会）

１　防災知識の普及

防災に携わる職員の資質を高め、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、職員に対する防災知識の普及徹底と住民等に対する防災知識の普及を図るものとします。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

（１）町職員に対する防災知識の普及

町職員にあっては、防災関係課のみならず全職員の防災に対する意識を高めるよう、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及徹底を図ります。

また、各職員の役割分担や災害発生時の行動などをまとめた防災マニュアルを作成し、各職員がその内容について熟知するよう努めるとともに、マニュアルに沿った防災訓練、あるいは図上訓練等を行い、実効性のある防災体制の確立に努めます。

（２）住民に対する防災知識の普及

町は、「自分たちの地域は自分たちで守る」をもとに、次により防災知識の普及を図ります。

②　広報誌（「広報ふじかわぐちこ」）の活用

② 町のホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ河口湖、FM ふじやま等の広報媒体の活用

③ 社会教育の場の活用

④ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布

⑤ 防災映画、ビデオ等の貸し出し

⑥ 防災講座等の開催

⑦ 県立防災安全センターの活用

⑧ 防災・気象情報のインターネットへの配信

⑨ 富士河口湖町 Facebook 等を利用した防災・気象情報の配信

⑩ 富士河口湖町安心安全メールを利用した防災・防犯情報などのメール配信

（３）幼児、児童、生徒等に対する防災知識の普及

町は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を行うとともに、学校等（含む保育所、幼保連携型認定こども園）の職員､父母等に対して災害時の避難､保護の措置等に関する知識の普及を図ります。

（４）公共施設等に対する防災知識の普及

学校教育施設、社会教育施設、福祉施設等の管理者に対して、災害予防設備の整備や災害時の活動組織体制、避難誘導方法等の整備を促進します。

また、施設が避難場所になった場合の避難場所の管理・運営体制を確立します。

（５）自動車運転者に対する防災知識の普及

町は、県警察と連携し、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、各種講演会等により防災教育を実施します。

（６）防災上重要な施設等に対する防災知識の普及

町は、防災関係機関と協力し、危険物を有する施設、医療施設などの防災上重要な施設及び観光施設などの不特定多数の人が利用する施設の管理者に対して、防災教育を行います。

（７）旅行者、外国人への防災知識の普及

旅行者、外国人については避難所の案内標識に外国語を併記するとともに、防災マップ等を公営施設や観光施設の窓口に備え配布します。なお、外国人が常住する場合には自主防災組織への参加を働きかけます。

（８）普及内容

① 防災に対する一般的知識
② 気象、災害発生原因等に関する知識
③ 地域防災計画及びこれに伴う防災体制
④ 災害予防措置
⑤ 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
⑥ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
⑦ 過去の災害に係る教訓

（９）県立防災安全センターを活用した防災知識の普及

県立防災安全センターには、次のような展示室や訓練室等が整備されています。町では、町の職員のみならず、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、又一般住民に対しては当該施設の周知､利用を推進し防災知識の普及を図ります。

展示室	地震体験コーナー	震度１から７までを体験できる装置 過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具の取り付け方法の模型
	119 番通報・災害用伝言ダイヤル 171 体験コーナー	119 番の通報体験と災害用伝言ダイヤル 171 の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震の組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
視聴覚教室		120 人収容、ビデオ、映写装置等

図書、相談室	図書 400 冊
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

（10）企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定､災害時行動マニュアルの作成､防災体制の整備､事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとします。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めます。このため、町及び県は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行います。

2　防災訓練の実施

町は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等における有効な防災活動が行われるよう、次の訓練を実施します。

訓練の実施にあたっては、実践に即した訓練内容の検討、開催時間の工夫、要配慮者への支援体制整備など、適宜内容の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで幅広い人の参加を促します。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行います。

（１）総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければなりません。特に災害対策基本法の趣旨に基づき､総合的かつ計画的防災体制の整備が要請されている現状から、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、概ね次の事項に重点を置き、総合防災訓練を実施します。

① 協力体制の確立

災害時における、自主防災組織、町、防災関係機関、事業所等の適切な行動が被害を未然に防止し、又は被害を最小限に防止することが重要ですが､各自主防災組織、町、防災関係機関、事業所等の適切かつ迅速な行動は日常の訓練なくしては期待できません。

従って、町は、防災関係機関等と合同して、住民及び防災関係機関、事業所等が､災害に関する知識と技能の習得ができるよう総合防災訓練を実施し､それぞれの協力体制を確立します。

② 実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで年１回以上実施します（９月１日を中心とする「防災週間」を基本)。

③ 実施場所

富士河口湖町全域又は一定の地域

④ 実施内容

関係機関と協議し、最も効果的な方法により、総合防災訓練を実施します。

⑤ 参加機関等

町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等民間団体及び地域住民

⑥ 訓練項目

情報通信連絡、災害対策本部の設置・運営、避難・誘導、救出・救護、災害警備、消火、水防、救援物資輸送・調達、防疫、給水・炊き出し、応急復旧等

（２）非常通信訓練

有線通信施設の断絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施します。

① 参加機関

県、富士河口湖町及び県内市町村、関東地方非常通信協議会

② 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めます。

（３）緊急地震速報等の訓練

富士河口湖町シェイクアウト訓練情報や全国一斉緊急地震速報訓練により緊急時の身の守り方の訓練を行います。

（４）避難訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、スーパーマーケットその他の消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとします。

又、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとします。

この場合、高齢者、障害者、外国人、観光客などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努めるものとします。

なお、学校（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）においては、次のことに留意するものとします。

① 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施します。

② 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定します。

③ 人命、身体の安全の確保を基本とします。

（５）水難救助訓練

救助艇及びヘリコプターなどを活用した水難救助訓練を行います。

（６）自主防災組織、事業所等の訓練

自主防災組織及び地震防災応急計画を定める施設、事業所等は、自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに、県及び富士河口湖町の実施する訓練に参加

するものとします。町は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行います。また、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県から必要な助言と指導を得ます。

（７）観光施設防災訓練

各観光施設、観光協会等において、観光客の安全確保のための訓練を実施し、災害に強い観光地づくりを推進します。

（８）防疫訓練

① 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとします。

② 機材器具等の整備

最低限常備する必要のある機材・器具等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立てるとともに、備蓄物資については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとします。

（９）消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行います。また、火災その他各種災害の発生に対処するため、消防施設の拡充と点検並びに消防団員の訓練を実施するとともに、各分団相互の連絡をより一層緊密にして災害を未然に防止するよう努め、さらに地域住民に消防思想の周知徹底を図るように次の事項について実施します。

① 消防施設の拡充と点検

町内施設を定期的に巡視し、施設の点検、状況把握に努め、有事の際に完全に活動が遂行できるように配慮するものとします。

② 消防団員の教育訓練

常に消防団員の資質の向上を図るため、山梨県消防学校の各訓練教育等に参加し、また消防署に指導を求め、教育訓練計画をたて、消防活動が住民の期待に添うよう努めるものとします。

（10）水防訓練

水防管理者は、水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて他の機関と合同で水防訓練を実施します。

① 増水が多い季節や訓練効果のある適当な時期に実施します。

② あらかじめ作成した水害想定により、当該地に最も適した水防訓練を行います。

（11）土砂災害に対する防災訓練

「土砂災害警戒区域」の指定がされている区域において、警戒避難体制や情報伝達体制を検証し、また、土砂災害の危険性を含め住民の災害に対する防災意識の高揚を図るため、土砂災害に対する防災訓練を実施します。

第３節　防災施設及び防災資機材の整備、拡充（地域防災課）

１　防災施設の整備

（１）通信連絡設備

町では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、町防災行政無線を整備しています。町は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めます。

（２）防災備蓄倉庫等

町は、町内主要箇所や避難所となる施設等を対象に防災倉庫を設置し、食料、生活必需品、防災資機材等必要な数量を備蓄し、初期救援活動の円滑化を推進します。

設置場所については、災害発生予想地等との距離を考慮して配置し、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮します。

また、飲料水・食料や生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、町内のスーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定を締結し、供給品目、要請方法、輸送方法等を決定しておきます。

（３）避難所等

町においては、資料編に記載のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定していますが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図ります。その際には、災害に対して安全な建物、広場などに設定し、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入し給食ができる場所を選定するよう考慮します。

① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある広場、または構造上安全な施設を指定するものとし、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておきます。

② 指定避難所

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ります。また、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、テレビ、ラジオ等の機器の整備を図ります。

2　防災資機材の整備

（1）点検整備の実施

町は、災害応急対策に必要な資機材等の整備を図るとともに、災害発生時にこれらの機能が十分に発揮されるよう、点検整備は、その保有責任者が実施します。

① 点検整備を行う主な防災資機材等と保有機関

資　機　材　等	保　　有　　機　　関
水防用備蓄資機材	町（都市整備課）
消防用資機材及び施設	富士河口湖町消防団
防疫用資機材	町（環境課）
給水用資機材	町（水道課）
備蓄食料	町（地域防災課） ※備蓄食料については、資料編に掲載
自主防災会備蓄資機材・食料等	各自主防災組織
ライフライン復旧機材	各事業者

② 点検整備の実施期日

防災資機材等の点検整備の実施期日は、その保有責任者が決定します。

③ 実施内容

防災資機材等の点検整備は、次の事項に留意して行います。

資　機　材	機　械　類	食　　料
・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替え ・薬剤等の効果測定 ・その他必要な事項	・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替え ・機能試験の実施 ・その他必要な事項	・消費期限を過ぎた食料の取替え ・その他必要な事項

3　住民の備蓄の促進

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低３日分（推奨１週間分）の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、常備薬等の備蓄及び非常持ち出し袋等の普及に向け啓発を行います。

4　非常用エネルギーの確保

町及び防災関係機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備に努めるとともに、十分な期間の発電が可能となるよう民間事業者との連携による燃料の備蓄等を行います。

第４節　消防予防対策（消防本部、地域防災課）

火災予防については、防災思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものであり、科学的な消防力の充実と自動消火設備の設置指導、消火栓、耐震性貯水槽の設置を促進するとともに、防火対象物の定期査察の徹底あるいは火災予防運動の実施により防災思想の向上、啓発指導を行います。

１　消防力の充実強化

（１）消防組織の充実強化

本町における消防業務のうち常備消防は、１市２町３村で構成する富士五湖広域行政事務組合（以下「富士五湖消防本部」という。）で共同処理を行っています。

（２）町の消防力の充実強化

① 消防組織の充実強化

町は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図ります。また、自主防災組織や自治消防隊（ラビット隊）との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図ります。

消防団員の確保については､若い団員の不足や日中町内にいない勤め人が増えているため、特に女性団員の登用等を検討し、消防団員の確保を図ります。

② 消防施設等の整備強化

町は、「消防力の基準指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努めます。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めます。

さらに､耐震基準を満たしていない河口湖消防署庁舎等の耐震化を推進するとともに、災害等が発生し消防庁舎等使用不能時には、町の施設を臨時庁舎として貸し出しを行います。

消防力の現況については、資料編「消防力の現況」に記載のとおりです。

③ 消防団員の教育訓練

町は、消防団員に対して教育訓練を行い、消防団員として必要な知識、技術の向上に努めます。

また、富士五湖消防本部の協力を得て、消防団員の普通救命や応急手当の講習を開催し、その技能取得を図ります。

（３）地域の自主防災組織の充実強化

① 町は、自主防災組織や自治消防隊（ラビット隊）の育成、強化を図り、組織の核となる代表者等に対して研修を実施し、これらの日常訓練の実施を促します。

② 町は、平常時には自主防災組織等の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助・救護資機材の充実を図ります。

③ 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分に認識し、災害時行動マニュアル

の作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図ります。

（４）広域消防応援体制の確立

① 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要であり、富士五湖消防本部は、県内市町村間等で締結している相互応援協定の内容充実を図ります。

② 富士五湖消防本部は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努めます。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとします。

（５）町消防計画の確立

町は、消防機関が大規模地震災害に対応できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として、次の事項を大綱とした「富士河口湖町消防計画」を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

① 消防力等の整備

② 防災のための調査

③ 防災教育訓練

④ 災害の予防、警戒及び防御方法

⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法

⑥ その他災害対策に関する事項

２　火災予防対策の指導強化

（１）建築同意制度の効果的な運用

富士五湖消防本部及び富士・東部建設事務所に対し、建築物を新築、増築する段階から建築物の安全性を確保するため、建築基準法第６条に基づく建築確認申請と、消防法第７条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るよう依頼します。

（２）一般家庭への指導

町は、自主防災組織や自治消防隊（ラビット隊）等を通じて、一般家庭へ火災報知器具、消火器具、消火用水及び防火思想の普及を図るとともに、器具等の取り扱い方を指導します。

また、初期消火活動の重要性を認識させるとともに、防災訓練への積極的な参加を促進します。

（３）防火対象物の防火体制の推進

町は、富士五湖消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進します。

① 不特定多数の者が利用する防火対象物は､火災が発生した場合の危険が大きいため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させます。

② 防火管理者に対して消防計画を策定させ､防火訓練の実施､消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行います。

（４）予防査察の強化指導

① 町は、富士五湖消防本部に対し、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の計画的な予防査察、新築又は改築時等の臨時査察、特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行うよう依頼します。

② 町は、富士五湖消防本部と連携し、荒廃地や空家、遊休農地など火災発生の危険のある箇所の発見に努め、これらの管理者等へ防火管理の万全を期するよう指導します。

（５）危険物等の保安確保の指導

町は、富士五湖消防本部に対し、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に向け、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等への保安教育の計画的な実施により､当該危険物等の保安の確保の指導を依頼します。また、必要に応じて消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言、指導を行うよう依頼します。

なお、富士五湖消防本部は富士五湖広域行政事務組合火災予防条例（平成２年条例第 27 号)に規定されている指定数量未満の危険物の監理及び取扱いについても、所有者に向け、同様の措置を講ずるよう指導を依頼します。

（６）防火防災思想、知識の普及

町は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、広報誌や町のホームページにより防火防災に関する広報を行うとともに、火災予防週間及び防災週間をはじめ各イベント等を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図ります。

３　林野火災予防対策

（１）林野火災予防思想の普及、啓発

町は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進します。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災が多発する時期には横断幕やポスター等の掲示、広報等の有効な手段を用いて、住民及び入山者に周知徹底を図ります。

（２）林野所有（管理）者に対する指導

町は、富士五湖消防本部、富士・東部林務環境事務所等と協力のうえ、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期におけるパトロールの強化等、林野火災の予防対策に努めるよう指導します。

（３）林野火災消防計画の確立

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図ります。

① 防火管理計画

・特別警戒区域

・特別警戒時期

・特別警戒実施要領等

② 消防計画

・消防分担区域

・出動計画

・防御鎮圧計画

・他市町村等応援計画

・資機材整備計画

・防災訓練実施計画

・啓発運動推進計画等

（４）自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互に連絡を密にするとともに、町と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとします。

（５）関係職員の研修指導

県及び町は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行います。

第５節　風水害等予防対策（都市整備課、地域防災課、農林課）

１　山地の災害予防

本町の山地は、地形、地質などの特性から崩壊に起因する災害が発生する可能性が高いため、次に揚げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険区域とその流域の保全対策に努めます。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、引き続き森林環境税を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備します。

（１）山地災害の未然防止

① 集落周辺の山地災害を未然に防止するため､崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある渓流等に対する予防治山事業の重点的な実施。

② 福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所についての施設管理者への周知並びに山地災害の予防対策としての治山事業の実施。

（２）荒廃山地等の復旧

① 土砂崩壊、流出による下流の災害防止のため、山崩れを起こした崩壊地、浸食や異常な堆積をしている渓流等に対する復旧治山事業・総合治山事業等の推進。

（３）地すべりの防止

① 地すべりによる被害の防止、軽減のため必要のある区域は、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づいて地すべり防止区域の指定と指定区域への保全工事の実施。

（４）保安林の整備

① 森林機能の維持向上を図るため､災害より保安機能が低下した保安林について、改植､補植､下刈り等による森林整備を推進し､保安林機能の維持向上を図る。

２　河川対策

（１）町は、洪水などの災害防止や軽減のため、特に重要水防区域にある河川の改修など適正な管理を推進するとともに、出水の早期予知や災害把握に必要な正確な情報を収集し住民へ迅速に連絡ができるよう、情報収集体制の確立や関係団体との連絡体制の確立を図ります。

（２）警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

洪水により相当の被害が生ずる可能性がある洪水予報河川及び水位情報周知河川等に関しては、浸水が想定される区域について、浸水想定区域として指定されるため、町に関する河川が指定された場合には、少なくとも浸水想定区域毎に次の事項を定め、住民に周知するハザードマップの公表等対策を講じます。

① 水位情報、洪水予報の伝達方法

② 避難場所

③ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【地区別の河川状況】

地区名	河　　川　　名
船津地区	―
浅川地区	白山川、中央川
小立地区	―
大石地区	奥川、馬場川（不逢川、節待川、中藤川、西沢川、小峰川、戸沢川）
河口地区	梨川、西川、山ノ神川（御坂川、六首川、沢川、鯉ノ水川）、寺川
勝山地区	―
長浜地区	的場川、室沢川、平浜川、（足和田川）
西湖地区	三沢川、桑留尾川
西湖南地区	―
西湖西地区	西入川、本沢川、東入川
大嵐地区	―
精進地区	精進川、宮沢川、屋敷川
本栖地区	―
富士ケ嶺地区	―

山梨県重要水防区域が河川に８か所及び湖に７か所指定されています。なお、町内に国土交通省管理の重要水防区域はありません。

【町内重要水防区域（山梨県重要水防区域）】（指定番号順）

河川名	位置		左右岸別	延長（m）	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
	大字	字			階級	種別		
西川	河口	国府下山	左	158	a	水衝部	護岸弱し	富士・東部水防倉庫
〃	〃	西川小橋上	左 右	150 150	b	堤防高	堤防高不足	富士河口湖町河口防災倉庫
山之神川	〃	滝ノ入山	左	300	b	堤体強度	堤防断面不足	富士・東部水防倉庫
寺川	〃	塚越	〃	200	b	〃	〃	〃
奥川	大石	大山	〃	248	a	〃	〃	富士河口湖町大石防災倉庫
河口湖	船津	船津浜		2500	b	堤防高	異常増水による浸水	
〃	河口	学校前		970	b	〃	〃	富士河口湖町河口防災倉庫
〃	大石	小学校前		1500	b	〃	〃	富士河口湖町大石防災倉庫
的場川	長浜	湖畔	右	500	a	堤体強度	堤防断面不足	富士・東部水防倉庫
河口湖	長浜	湖畔		500	b	堤防高	異常増水による浸水	〃
西湖	西湖	地内		4000	b	〃	〃	〃
精進湖	精進	居村地内		300	a	堤体強度	護岸老朽	〃
河口湖	勝山	駐車場下		1000	b	堤防高	異常増水による浸水	〃
山の神川	河口	焼却場下		4箇所	b	工作物（橋梁）	流水疎通障害	富士・東部水防倉庫

3　砂防対策

（1）砂防事業の促進

町は、豪雨の際に渓流における生産土砂の抑制、流速土砂の貯留、調節、流路の安定､地すべり防止等のため､次の砂防事業の実施を県に対して働きかけます。

① 土石流対策

各地で土石流による災害が発生していることに鑑み､町内 72 箇所（資料編「土石流危険渓流一覧」参照）の土石流危険渓流に対する砂防事業の推進。

② 地すべり対策

本町には､地すべり危険箇所はありませんが､指定以外の危険箇所についても現地の監視の強化並びに対処。

（2）災害対策

① 本町では､現在､地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はありませんが、新たに地すべりの発生のおそれがある箇所については、監視を重点的に行うものとします。

② 危険箇所の周知

土石流危険渓流のある地区に住む住民や新たに町に住む人などに対し､土石流危険渓流の箇所、状況などの情報を周知します。

③ 砂防指定地の指定促進

町は、土石流危険渓流への砂防指定地の指定を県に対して働きかけます。

4　急傾斜地等危険地災害予防対策

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所は 48 箇所（資料編「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」参照）あり、このうち、精進・船津・大石・白山神社・矢羽根・馬込・赤坂の 7 箇所（保全対象 194 戸）が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

豪雨の際に急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予測されることから、次の対策を推進します。

（1）危険箇所の把握・巡視等の強化

町は､地区住民や自主防災組織、自治会等の協力を得ながら関係機関とともに、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう指導します。特に、梅雨期や台風期及び長雨、豪雨等が予測されるときは巡視体制を強化します。

（2）急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

崩壊の可能性のある地区について､「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定を県に要請します。

なお、これらの地区は、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域として、併せて指定されます。

（3）警戒避難体制の整備

町は、急傾斜地崩壊危険区域ごとに、災害警報の発令、避難救助等の警戒避難

体制の確立に努め、電話等による自主防災組織、自治会（区）への通報、防災行政無線の活用等により、正確かつ迅速な情報伝達体制の確立を図ります。

（４）簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効的な手法の一つであるので、町長は設置済又は今後設置する簡易雨量観測器で雨量を観測し､災害発生想定雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とします。

また、常時観測器の維持・点検を行います。

（５）急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

町及び県は、危険箇所の住民に対し、危険箇所の状況、災害予防対策に関する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識などの普及を図ります。

（６）防災のための集団移転促進事業

町及び県は、災害の発生又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認める区域内にある住居の集団的移転を助成し促進します。

（７）がけ地付近等危険住宅移転事業

町及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法に定める災害危険区域等にある住宅の除去、移転を助成し促進します。

（８）急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対し急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請します。

（９）宅地、ゴルフ場等造成対策

町は、「宅地造成等規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」並びに「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、町土地利用調整会議及び町土地利用審議会において、土地利用について検討及び抑制を行い、宅地造成等に伴う崖崩れ等の災害の防止を図ります。

(10) 土石採取対策

町は、県が定める「山梨県土採取規制条例」等に基づき、町土地利用調整会議及び町土地利用審議会において、土石の採取について検討及び抑制を行い、採取に伴う土砂等の崩落及び流出並びに粉塵等による災害の防止を図ります。

5　土砂災害警戒区域等における対策

本町には､「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の規定に基づく土砂災害警戒区域が現在までのところ 223 箇所（資料編「土砂災害警戒区域一覧」参照）指定され、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命、身体に著しい危害が生じるおそれのある区域として土砂災害特別警戒区域として 201 箇所が指定されています。

土砂災害（土石流・地すべり・崖崩れ）の発生による人的、物的被害の発生が予測されることから、次の対策を推進します。

（１）警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

① 町は、土砂災害警戒区域等の指定を住民に周知するとともに、土砂災害警戒区

域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めます。

② 土砂災害を誘発する一定量以上の降雨状況に対応し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する基準、通報・巡視体制、2 次避難等への支援方法等を検討し、円滑な警戒・避難を実施するための指針「警戒・避難対策マニュアル」を作成します。

③ 町は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を別に定めます。

④ 町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップなどの印刷物を配布するとともにその他の必要な措置を講じます。

（２）土砂災害警戒情報システムの活用

町は、土砂災害警戒情報システムや県と甲府地方気象台が共同で発令する「土砂災害警戒情報」の内容を理解し、町の防災体制の確立及び住民の早期の警戒避難に活用します。

※土砂災害警戒警報とは

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とします。

イ 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表します。

ウ 土砂災害警戒情報の利用に当っての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではありません。また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としません。

エ 土砂災害警戒情報の発表対象地域

昭和町を除く市町村を対象とします。

オ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準：発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

解除基準：監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の 2 段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とします。

（３）土砂災害警戒区域の指定の促進

町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止対策に必要な、土砂災害の発生のおそれのある土地の地形、地質、降水、土地利用状況、その他の事項に関する基礎調査の未実施箇所について、県に対し基礎調査の実施を要請するとともに、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定するよう県に対し要請します。

6　農地災害予防対策

町は、農業用施設の巡視・点検に努め、施設の適正な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとります。特に次の事項については、万全を期します。

（１）農業道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図ります。

（２）急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止します。

（３）ハウス、農舎、共同利用施設等ついては、最小限に災害を防止するため補強等の措置をとるよう指導します。

（４）ため池等については、亀裂、漏水等の点検に努めるとともに、大雨のおそれのある場合には事前に放水して貯水量を減じます。

（５）たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を補給し、有事の際に確実に作動するよう点検するとともに、たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路を整備します。

（６）地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域で、被害が人命や家屋に及ぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制をとります。

7　農作物災害予防対策

農作物の災害予防について、「山梨県農業災害対策要領」に基づき行います。

常に、気象情報の収集、伝達に努め、台風、霜、雪などによる被害を未然に防ぐよう努めます。また、農業関係団体等と協力し、農業災害対策に関する講習会、研修会等を開催するなど、被害の軽減化を推進します。

8　家畜に対する措置

家畜施設、特に畜舎の骨組み強化や病気の防疫（予防接種など）の徹底を指導します。

なお、災害発生時には飼料、飲み水等の確認及び家畜の移動と受入れ先の確保が困難なので、事前に十分確保しておくことに留意します。

第６節　雪害予防対策（都市整備課、地域防災課、農林課）

平成 26 年 2 月 14 日の大雪により、本町では観測史上最大の積雪量となり、大きな被害が発生、町内全域の各ライフラインに大きな影響を及ぼしました。

本町は豪雪地帯ではありませんが、昨今の気象状況を考慮すれば、このような豪雪に再度見舞われる可能性があります。こうした豪雪においても、生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、軽減を図るため、関係機関と協力し、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などの対策を実施します。

１　雪害予防体制の整備

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を進めるとともに、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えます。

２　雪害安全対策

（１）公共施設の安全確保

① 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備します。

② 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じます。

（２）住民の安全対策

町は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下し作業による二次的災害防止のための措置をとるよう啓発に努めます。

３　ライフライン関係

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保や早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、県と連携して対策を進めていきます。

４　集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じ雪崩防止工事を実施します。また、町は住民に対し、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所の周知を図ります。

５　避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者に対して、町は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発します。

また、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を呼び掛けます。

6　広報活動

町、防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起を継続的に呼びかけます。また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図ります。

7　農業関係雪害予防対策

町は県と協力し、予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達体制を整え、被害の回避又は、最小限にくい止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性の確保対策、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講じます。

第７節　建築物災害予防対策（都市整備課）

１　不燃物建築物の建設促進対策

町は、大災害による建築物の被害の軽減を図るため、建築物の不燃化の促進を図ります。

２　都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進します。

３　公共施設災害予防計画

（１）老朽建物の改築促進

① 老朽化の著しい建物、特に不特定多数の人が利用する建物や避難所にしている建物などについては、計画的に改築、耐震化及び不燃化等の促進を図ります。新・増築、改築等にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造の建物の促進を図ります。

② 公営住宅の不燃化及び既存公営住宅の耐震化、耐火構造への改修、建替え等の推進を図ります。

③ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努めます。

（２）建物以外の施設の補強及び整備

① 国旗掲揚塔、野球用バックネット、照明施設等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは速やかに改善するよう努めます。

② 移動又は飛散しやすい器具等は、常時格納固定できるよう努めます。

③ 消防施設・設備等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておくよう努めます。

④ 定期・臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努めます。

第８節　文化財災害予防対策（教育委員会、消防本部）

１　保護の対象

本町には数多くの史跡や文化財（資料編「文化財一覧」参照）が残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれています。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した町民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要があります。

２　文化財保護対策

（１）国指定の文化財

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び町教育委員会が法定受託事務として行っています。

（２）県及び町指定の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和 31 年条例第 29 号）及び富士河口湖町文化財保護条例（平成 17 年条例第 21 号）による文化財は、県及び町が独自に重要な文化財を指定して保護を行っています。（同一物件が国、県、町指定と重なることはありません。）

（３）文化財の管理責任

① 文化財の管理については、所有者及び管理者にその責任を義務付けています。

② 所有者及び管理者の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、町指定文化財については町教育委員会に届出るものとします。

３　文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、補助金率は、国指定では 50％から 85％、県指定では 50％が上限、町にあっては富士河口湖町文化財保護条例及び富士河口湖町文化財保護条例施行規則（平成 18 年教委規則第１号）を準用し防災施設の整備促進に努めます。

４　文化財の災害予防措置

町教育委員会は、住民に対し、文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講じ、指定建造物の内外における火気使用、焚き火・喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施します。

また、文化財の災害予防のため、政令で定めている消防用設備等の設置を指導推進し、搬出用具等を整備するほか、災害予防に関して防災関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導します。

第９節　特殊災害予防対策（消防本部、地域防災課）

１　火薬類、高圧ガス、危険物、毒物・劇物、放射線物質の災害予防対策

（１）災害予防体制

関東東北産業保安監督部、県、町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物・劇物、放射線物質の爆発、漏洩等による災害防止のため、相互に連携を図り予防対策を推進します。

（２）保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、町及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施します。

① 各種の講習会及び研修会の開催

② 災害予防週間等の設定

③ 防災訓練の徹底

（３）検査及び指導の実施

関東東北産業保安監督部、県及び町は、各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう規制および指導を行います。

① 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入り検査の実施

② 関係行政機関との緊密な連携

③ 各事業所の状況把握と各種保安指導の推進

（４）自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとします。

① 取扱責任者の選任

② 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄

③ 自衛消防組織の整備

④ 隣接事業者との相互応援に関する協定締結の促進

（５）町消防体制の整備

町は、富士五湖消防本部と協力し、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図ります。

２　ガス事業施設の災害予防対策

（１）一般ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚を図るとともに、次の対策を実施するものとします。

① ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練

② ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査

③ 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定の締結

④ 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあっては地盤改良を行うなど、耐震性の万全

化

⑤ 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備の増強

⑥ 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え

⑦ 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人材、機材を整備

⑧ ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急出動ができるよう、機器、体制の整備並びに関係者を教育･訓練

（２）LP ガス事業者・簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施します。

① ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施

② 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

③ ボンベ収納庫の耐震化及びボンベの転倒防止措置の強化

④ ガス使用者に対する震災時の知識普及

⑤ 地震防災に係る訓練の実施

（３）町は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施します。

① 災害予防の知識の普及

② 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

③ ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きを勧告又は指示

第 10 節　原子力災害予防対策（地域防災課、環境課）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や心理的動揺などさまざまな影響をもたらしました。

県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも本県の地域は含まれておらず、本県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約 70 ㎞です。

しかし、福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は目に見えないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となります。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」によるものとしています。

同指針は、今後とも継続的な改正を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改正・改定を受け見直しを行なう必要があります。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電用原子炉の場合)

ア　予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precalutionary Action Zone)
　　放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径 5km)

イ　緊急時防護措置を準備する区域(UPZ;1[Jrgent Protective action Zone)
　　緊急時防護措置を準備する区域(概ね 3.0km)

本節及び第３章第８節における用語の意義は次のとおりです。

・「原子力緊急事態」･･･ 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態。

・「放射性物質」･･･原子力基本法第 3 条第 1 項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

１　山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県に、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が立地します。

２　情報の収集及び連絡体制の整備

町は、県、国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する静岡県、原子力事業者、その他防災関係機関等との協力により、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、体制を整備します。

（１）国、静岡県等との連携

町は、原子力災害に対して万全を期すため、平時から、県を通し、国及び静岡

県との連携を密にし、連絡体制を確保するとともに、静岡県、原子力事業所、その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡体制の整備に努めます。

3　モニタリング体制等の整備

（1）平時におけるモニタリングの実施

町は、県と協力し、平時からの大気中の環境放射線モニタリングを実施し、環境に対する影響を評価するとともに、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積します。

（2）モニタリング機器の整備

町は、県と協力し、平時又は緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器を整備します。

4　原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

町は、県と協力し、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努めます。

（1）放射性物質及び放射線の特性に関すること
（2）静岡県の原子力発電所の概要に関すること
（3）原子力災害とその特性に関すること
（4）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
（5）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
（6）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

5　防災業務職員に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、町、消防職員等の防災業務職員に対し、県と協力し必要に応じ研修を実施します。

（1）原子力防災体制に関すること
（2）静岡県の原子力発電所の概要に関すること
（3）原子力災害とその特性に関すること
（4）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
（5）モニタリング実施方法及び機器に関すること
（6）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
（7）緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
（8）その他緊急時対応に関すること

第 11 節　情報通信システムの整備（地域防災課、政策企画課）

1　災害の予防及び応急対策を実施するうえで必要な情報の収集、伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努めます。

（１）町防災行政無線

災害発生時においては有線電話の輻輳などが予想されるので、町は住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための個別受信機・防災ラジオを含む同報無線通信設備、また、災害現地や地域、消防団等との通信を確保するための移動無線通信設備の整備・拡充とその運用の習熟に努めます。なお、通信設備は、正常な機能維持を確保するため、定期的な保守点検を行います

また、「L アラート（災害情報共有システム)」の効果的活用を推進します。

※「L アラート（災害情報共有システム)」

コンピューターと通信技術を統合した情報技術及びその利用形態で、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤です。住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になります。

（２）広報車・消防団車両

各地区を巡回して広報活動を行うもので、町で所有する無線設備付き広報車や消防団車両の点検・整備を随時行います。

（３）携帯電話

職員等の個人所有の携帯電話などを、緊急時の連絡や被災地と災害対策本部等との連絡などに有効活用します。

（４）インターネット等の活用

町ではインターネット上にホームページを開設し、広報活動を行っていますが、災害時には町の被害状況や対策情報、住民に対する協力依頼等の広報手段として利用できるよう整備に努めます。また、安心安全メールによる防災情報の提供を進めます。

（５）その他のメディア等の活用

本町には、CATV 放送としてケーブルテレビ河口湖、コミュニティ FM として FM ふじやまが開局しています。災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効です。町は、災害時における防災情報の放送等について協定を締結していますが、災害時にあっては、迅速に対応できるよう平素から協定に基づく協力体制を確認します。

（６）町ホームページの代替

本町と埼玉県羽生市、秋田県仙北市、東京都中央区は、それぞれの地域で災害が発生した際に、被災情報などをそれぞれのホームページ上で掲載することができるよう連携しています。今後は、民間の情報提供会社や国土交通省などとも協議を行い災害に係わる情報発信等に関する協定の拡充を図り、更なる安心・安全な町の基盤を強化します。

（７）県防災行政無線システム

本町には、町庁舎に県防災行政無線局が設置されています。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練等の実施を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとします。

（８）防災情報システムの整備

各種気象情報を受信する「緊急防災情報システム」の運用の習熟に努めます。

（９）民間団体への応援要請

災害時にアマチュア無線の協力を得られるよう、アマチュア無線利用者へ応援要請を依頼します。

(10) 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想されます。このような状況でも災害時優先電話は通話が比較的可能となります。町では、災害発生時に町内公共施設、関係機関の災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ町役場等の電話を NTT 東日本(株)に災害時優先電話として登録しています。町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとします。

① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることの明確化。

② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することの徹底。

(11) 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、富士吉田警察署、富士五湖消防本部、電力事業所等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとします。

(12) 孤立の可能性がある地域への通信手段の確保

孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意します。

２　非常電源の整備

必要な情報の収集、伝達を円滑に行えるよう、防災応急活動の拠点となる公共施設等へ自家発電装置等の非常電源及びその燃料等の確保を図ります。

第 12 節　要配慮者対策の推進（福祉推進課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会、地域防災課、観光課）

町は、「災害時要配慮者避難支援マニュアル」（行動計画）を作成し、要配慮者対策に取組みます。

1　社会福祉施設の対策

（1）社会福祉施設の整備

社会福祉施設の耐震性などの点検・改修、施設内部及び周辺の障害物の除去、及び被災したときの応急復旧対策に必要な防災資機材を整備します。

また、３日分程度の非常用食料、飲料水、生活必需品などの備蓄を行うものとします。

（2）防災体制の確立

災害時の職員の参集体制、入所者の避難誘導方法、各自の役割分担などについて計画を策定するとともに、町や防災関係機関との連絡体制の確立を図ります。

また、施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、近隣の事業所・自治会等との支援協定及び福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図ります。

なお、災害時における特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、「非常災害計画」等に基づく、避難体制の構築に向け移送手段の提供等の必要な協力を行います。

（3）防災教育の推進

入所者や施設職員等に対し、災害時の心構えや防災知識の普及を図るとともに、円滑な防災対策活動が行えるよう、防災訓練を実施します。

2　在宅の要配慮者への対策

（1）防災体制の整備

町は、要配慮者の支援にあたり、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成 25 年 8 月内閣府)」等に基づき平常時における情報伝達体制づくり及び要配慮者情報の共有化により「災害時要配慮者避難支援マニュアル」(行動計画）を作成します。また、避難行動要支援者登録台帳を整備し、自治会（区)、自主防災組織、民生委員、福祉委員、消防団、災害救助協力隊などの協力のもと、要配慮者助け合いネットワークを構築し、災害時の避難誘導の分担や避難が困難な高齢者や障害者等への支援体制を確立します。このほか、手話通訳やガイドヘルパーの協力を得られるよう連携体制を整えます。

（2）防災教育の推進

要配慮者及びその家族に対し、災害時の心構えや防災知識の普及を図るとともに、防災訓練への参加を積極的に呼びかけ、より実践に即した訓練の実施に努めます。

（3）緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

一人暮らしの高齢者等の安全確認のため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用を図り、連絡・報告体制を整えます。

（４）避難所における対策及び福祉避難所の確保

高齢者や障害者、乳幼児などの健康状態に配慮し、福祉事業者等と協力のうえ、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子・杖などの提供を行います。なお、介護が必要な避難者のために福祉避難所の確保を進めるとともに、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図ります。なお、避難生活を余儀なくされている要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設や宿泊施設と協力し、災害時に要配慮者の緊急受入れをあらかじめ要請します。

（５）応急仮設住宅

高齢者や障害者などの利用に配慮し、手摺りやスロープ、障害者仕様のトイレ、通信機器などを整備します。

3　外国人及び観光客対策

外国人や観光客に対しては、日頃からの防災情報の提供や発災時の対応が円滑にできるように、情報伝達体制等の整備に努めます。

4　乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む）の管理者は災害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にします。また、学校等は、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めます。

さらに、乳幼児、児童、生徒に対しては、実践的な防災教育の実施に努めるものとします。

町は，安全で確実な避難のため，災害発生時における学校等との連絡・連携体制の構築に努めます。

5　帰宅困難者対策

（１）駅等の混乱防止策

駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進します。

また、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等と協定を締結し、救護や情報提供等を行うための拠点を確保します。

（２）帰宅困難者の一時避難施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や宿泊施設等民間事業所を含め確保するよう努めます。また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や生徒、顧客等に対

し適切な対応を行えるよう努めます。そのため、施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保及び提供、仮泊場所等の確保に向け働きかけます。

第 13 節　災害ボランティア支援体制の整備（社会福祉協議会、福祉推進課、地域防災課）

1　防災ボランティアの育成

大規模災害時には、町や防災関係機関、住民だけでなく、防災活動を支援してくれる防災ボランティア活動が非常に重要になります。町社会福祉協議会を中心に防災ボランティアの育成を図るものとします。

2　ボランティア受け入れ体制の整備

災害時に各地から支援にやってくるボランティアの活動が混乱しないよう、ボランティアの受入れ窓口として､町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置します。

また、町社会福祉協議会は、町に直接申し出のあるボランティアの受入れを行うとともに、県社会福祉協議会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、県などとの連絡調整を行うものとします。

なお、町は、防災活動のニーズ等を把握し、町社会福祉協議会へ情報を伝えます。

第 14 節　応急対策への備え（地域防災課、健康増進課）

1　避難関係

（1）避難方法の周知

町は、早めの段階で避難行動を開始することの重要性及び自主避難、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの避難に関する情報について住民等の理解の促進に努めます。また、周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険な状況と住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

（2）避難誘導

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成します。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対し、その内容の周知徹底を図ります。

（3）広域避難

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めます。

2　救助・救急、医療関係

町は、発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、消防機関及び医療関係機関等と協力し、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図ります。

また、町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、医療機関と協力し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めます。

町は、地域の実情に応じて，広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用する大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めます。

3　緊急輸送関係

町は，災害発生時の緊急輸送活動の多重化や代替性を考慮しつつ，確保すべき道路等及び輸送拠点（トラックターミナル・臨時ヘリポート等）・集積拠点について把握・点検します。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう，あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めます。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については，緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され，発災後，緊急通行車両標章が円滑に交付されることを周知するとともに，自らも事前届出を積極的にするなど，その普及を図ります。

第 15 節　災害復旧、復興への備え（地域防災課、住民課、税務課、都市整備課）

1　災害廃棄物の発生への対応

町は、国（環境省）の災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示します。

2　各種データの保全

町は、関係機関・事業者と協力し、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備並びにバックアップ体制の整備に努めます。

3　応急仮設住宅等

町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握します。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握、民間賃貸住宅の借り上げの方法等を、あらかじめ定めておきます。

4　罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成､他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

第３章　災害応急対策

第１節　活動体制（地域防災課）

１　活動体制の概要

災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したときには、関係機関の協力のもと、町災害対策本部を中心に防災活動を行い、局所的な災害の場合には必要に応じて現地災害対策本部を設置します。

また、住民は各地区において地区災害対策本部を設置し、町災害対策本部等と密接に連絡を取り合い、防災活動を行います。

２　富士河口湖町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、町長は、富士河口湖町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）を設置します。

（１）設置基準

① 災害が発生し、救助を必要とするとき

② 災害が広域な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき

③ 震度５強以上の地震が発生したとき

④ 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風雨・大雨・洪水、大雪等の警報、特別警報が発令された場合で、必要と認めたとき

⑤ 富士山に噴火警戒レベル 4(避難準備)以上が発表されたとき

⑥ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき

⑦ その他町長が必要と認めた場合

（２）組織体制

町災対本部の組織編成は、「富士河口湖町災害対策本部条例」(資料編参照)及び「富士河口湖町災害対策本部規程」(資料編参照)に基づきます。

町災害対策本部長（以下「町災対本部長」という。）は、町長とします。また、町災対副本部長（副町長）、町災対本部員（職員等）を設置します。町本部長は、必要があるときには教育委員会に指示することができます。

【災対本部の組織】

組織系統

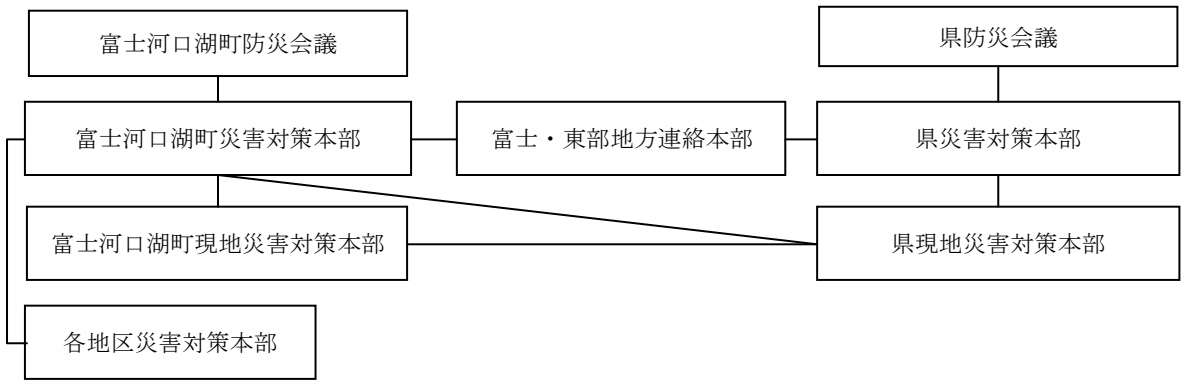

町災対本部の編成

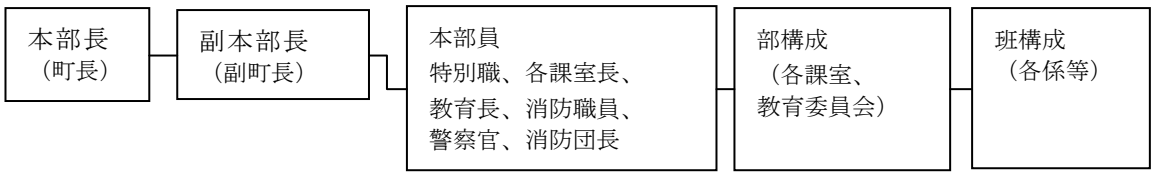

（３）掌握事務

町災対本部の任務は、概ね次のとおりとします。

① 災害情報及び災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
② 被災者の救助、医療活動
③ 火災防止、水防活動等災害防止活動
④ 県、自衛隊、その他関係機関への応援の要請
⑤ 被災者の避難誘導、避難路の確保、避難所の設置運営
⑥ 食料、飲料水、生活必需品等の供給
⑦ ボランティアの受入れ
⑧ 地区災害対策本部、自主防災会等との連携及び指導
⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
⑩ 防疫その他保健衛生
⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
⑫ 緊急輸送活動
⑬ 施設及び設備の応急復旧
⑭ 犯罪の防止、交通の規制など社会秩序の維持
⑮ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

【災対本部各部の主な分掌事務の表】

資料編参照

（４）町災対本部の廃止

災害発生のおそれが解消したとき又は災害が発生したときの応急対策が概ね完了したときに、災対本部を廃止します。

（５）知事等への通知

町災対本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、町災対本部の設置の際は、標識を町役場庁舎に掲示します。

通知及び公表先	連絡手段
町職員	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（ＦＡＸ）、電話
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線（ＦＡＸ）、電話
富士五湖消防本部	県防災行政無線、電話
富士吉田警察署	電話
近隣市町村	県防災行政無線、電話
町内関係機関	町防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	町防災行政無線、広報車、連絡員
報道機関	電話、口頭、文書

（６）町災対本部の設置場所

富士河口湖町役場庁舎に設置します。ただし、本庁舎が被災した場合には、被災状況に応じ次の施設に設置します。

【町災対本部代替設置場所】

順位	施設名	所在	電話
第１順位	勝山ふれあいセンター	勝山 4029-5	0555-83-2111
第２順位	足和田出張所	長浜 2410	0555-82-2311

※なお、富士吉田警察署の庁舎が被災し、警察署としての機能が維持できない場合は、次の施設を警察署の代替施設として提供します。

順位	施設名
第１順位	富士河口湖町中央公民館
第２順位	勝山ふれあいセンター
第２順位	足和田出張所
第２順位	富士河口湖町立河口湖北中学校
第２順位	富士河口湖町立大石小学校

（７）本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が発災時に登庁困難な場合もしくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとします。

職務代理者の順位	職務代理者
第１順位	副町長
第２順位	地域防災課長
第３順位	総務課長
第４順位	住民課長

（８）町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集

災害発生後、町の庁舎等が被災したことにより、町による被災状況や対策の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第 53 条第 6 項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努めます。

① 被災地への職員派遣

② 消防防災ヘリコプターによる情報収集

③ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請します。

３　現地災害対策本部

（１）設置基準

集中豪雨等による崖崩れなど局地的な災害が発生するおそれがある場合や災害が発生したとき、又は孤立集落の発生など現地に災害対策本部を設置することにより一層効果的な災害予防・応急活動を行うことができるときには、町災対本部長は現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置します。

（２）組織体制

現地本部には、現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、町災対副本部長、本部員その他の職員のうちから町災対本部長が指名する者をもって充てます。

また、設置場所は災害発生場所及び予想される場所に近い公共施設等とします。

（３）掌握事務

現地本部は、町災対本部長の特命事項を処理し、地区災害対策本部等と連携し、現地における防災関係機関及び応援機関等との調整にあたります。

（４）現地本部の廃止

現地災害発生のおそれが解消したとき又は応急対策が概ね完了したときに、現地本部を廃止します。

（５）知事等への報告

現地本部を設置又は廃止したときは、知事及び防災関係機関へ報告、通知するとともに、広報車、防災行政無線、報道機関等を通じて住民等へ周知します。

4　地区災害対策本部

（1）設置

住民自身による防災活動を行うため、災害の発生した地区及び発生のおそれのある地区において、地区災害対策本部を設置します。

（2）組織体制

【地区災害対策本部の編成例】

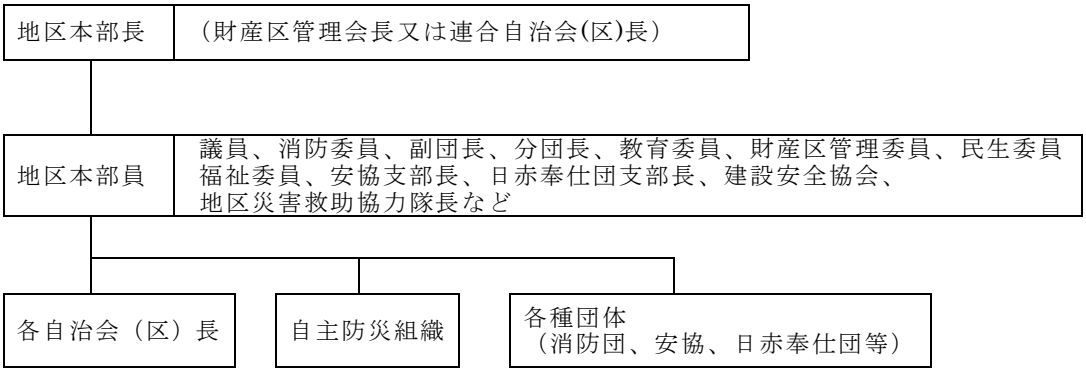

（3）活動内容

地区災害対策本部は、町災対本部又は現地本部等と密接に連絡を取り合い、概ね次のような活動を行います。

① 地区内の被災状況の把握
② 地区内の住民の安全確認
③ 災害情報の収集・伝達
④ 町災害対策本部、防災関係機関等との相互連絡
⑤ 他地区との情報交換
⑥ 避難の勧告・指示の伝達
⑦ 初期消火活動
⑧ 被災者の救助
⑨ 他地区への応援
⑩ その他

第２節　職員の配備体制（地域防災課）

１　職員の配備基準

町災対本部の職員の配備は次のとおりとします。

【職員の配備基準】

種　別		配備の基準	配備の内容	配備要員
警戒体制	第１配備	①次の注意報・警報が発表されたとき ・大雨注意報・警報 ・洪水注意報・警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ②震度４の地震を観測したとき ③富士山に噴火予報：警戒レベル２が発表されたとき ④その他必要により町長が配備を指示したとき	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。	地域防災課職員及び課長職が配備につく。 ただし、上記以外の所属においても災害の状況により必要な場合は、町長又は所属長の判断で配備につく。また、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
	第２配備	①震度５弱の地震を観測したとき ②富士山に火口周辺警報（噴火警戒レベル３）が発表されたとき ③東海地震注意情報が発表されたとき ④その他必要により町長が配備を指示したとき	事態の推移により速やかに災害対策本部に移行できるようにする。	第１次配備要員に加え第２配備要員（係長）が配備につく。 ただし、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
災対本部体制	第３配備	①大規模災害が発生したとき ②震度５強以上の地震を観測したとき ③富士山に噴火警報（噴火警戒レベル４）が発表されたとき ④東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき ⑤特別警報が発表されたとき ⑥その他必要により町長が配備を指示したとき	職員は自主的に参集し、情報、水防、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。	全職員が配備につく。 （臨時、嘱託を除く。）

※災害の規模及び特性に応じ、臨機応変の配備体制を整えます。

※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、被害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とする場合です。

2　職員動員の伝達・配備

（1）勤務時間内の場合

① 地域防災課（防災係）は、気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、町長に報告し、各課長、消防団長に配備体制を伝達するとともに、庁内放送等により職員への伝達を徹底します。出張所、支所、住民センター、福祉センター、関係機関等へは電話、携帯電話、防災行政無線など可能な方法により行います。

② 各課長は、直ちに配備体制を所属職員に連絡し、所定の応急業務に従事させます。

③ 外出先で被災または町の災害を知ったときは、安否情報を連絡します。

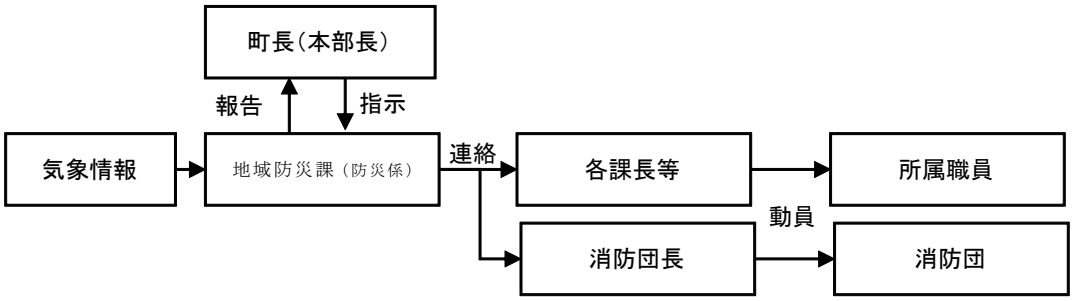

（2）勤務時間外の場合

夜間、休日など執務時間外の場合、宿日直職員は、気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害の発生の通報を受けた場合、地域防災課（防災係）職員等へ連絡します。

地域防災課（防災係）は、緊急連絡網等により連絡します。通信手段等の断絶も考慮し、職員、消防団員は配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自主的に参集します。

なお参集に際しては、家族の安全確保を行うとともに、参集途上の地区の情報収集に努めます。

配備につく職員は、役場庁舎に参集しますが、災害の状況により役場まで来られない場合には、出張所、支所、各住民センターへ参集し、所属部長に連絡をとり指示を仰ぎます。

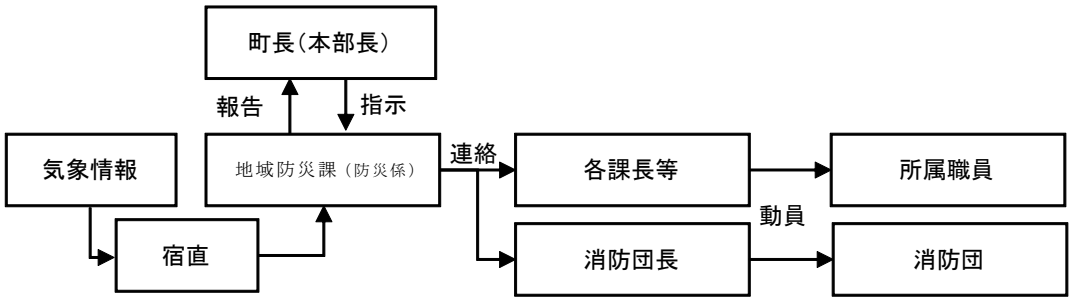

3　職員の心構え

（1）職員は、上記の配備基準及び自己の任務を十分に習熟しておきます。

（2）休日や夜間など執務時間外における参集については次の点に十分留意します。

① 職員は、災害が発生するおそれのあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属部長や町役場等への電話照会、その他自ら工夫して、災害の状況並びに防災指令等を把握するように努めます。

② 特に、各自が配備される一段階前の状況になったと予想されるときは、所属部長等へ自ら連絡をとり、配備指令に備えます。

③ 職員は、配備指令がない場合であっても、状況によっては所属部長と連絡をとって、その指揮下に入るよう努めます。

④ 参集にあたっては、家族の安全確保をし、速やかに役場庁舎又は出張所等に参集します。そのため、日頃から家族内での安全対策について話し合うよう努めます。

⑤ 参集手段は、できるだけ自動車を避け、オートバイ、自転車、徒歩等とします。

⑥ 参集途上では現地の情報収集に努め、参集後、所属部長に報告します。

⑦ 参集時に住民などから救助の要請などを受けたときには、消防機関や警察署等へ通報するとともに、住民の協力を呼び掛けるなど適切な措置を講じてから参集します。

⑧ 職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所に行くことができないときは、最寄りの指定避難所又は公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い業務を応援します。

4　職員の応援

（1）災害対策本部内における応援

職員が不足するときは、部長が本部長に要請して、部相互間で応援を行います。

（2）職員の派遣要請

町災対本部の参集可能な最大限の職員をもってしても人員が不足するときは、災害対策基本法第 67 条及び第 68 条の規定により、他の市町村又は県職員の応援を求めます。

5　関係機関の配備体制

（1）防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、必要な職員を動員し、町と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、山梨県地域防災計画及び富士河口湖町地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備するものとします。

なお、指定地方行政機関等は、処理すべき事務又は業務の大綱は、「第２編　第１章　第１節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりです。

各防災関係機関相互の連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への

要員派遣について、あらかじめ定めておくものとします。

（２）公的施設等の管理者

病院、老人ホーム等の施設、不特定多数の集客・観光施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、さまざまな災害に備えて職員、従業員等の緊急配備体制を整備するものとします。

第３節　広域応援体制（地域防災課、消防本部）

災害の状況により、町のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合は、県、他市町村等に応援を要請し、的確な対策を実施します。

応援要請を行う場合には、本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、町災対本部の部長会議において応援要請の必要の有無を決定します。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】

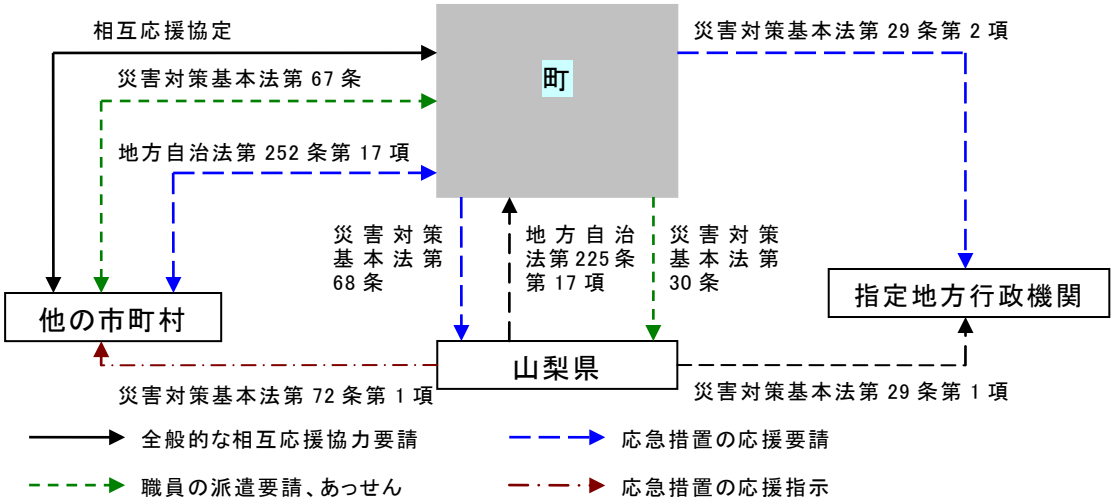

1　県知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため応援要請の必要がある場合、災害対策基本法第 68 条に基づき、知事に対し応援を求め、または応急対策の実施を要請します。また、他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村に対し応援を求めることができます。

要請連絡は、電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の応援実施が速やかに行えるよう努め、電信・電話で要請した事項については、事後、正式書面により処理します。

2　応援協定に基づく応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、災害時における相互応援に関する協定に基づき、締結している市町村（資料編「相互応援協定締結一覧表」参照）に対して応援を要請します。

また、大規模災害時などの応急対策への応援を得られるよう、平常時に近隣市町村又は災害に同時に見舞われないと想定されるやや離れた市町村などとの間で、相互応援協定の締結に努めます。

3　指定地方行政機関等に対する応援要請

（１）職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機

関又は指定公共機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができます。

（２）職員の派遣斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求めることができます。

4　消防の応援要請

（１）大規模災害時における広域消防応援

大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結されている「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行います。

（２）緊急消防援助隊等の派遣要請

県内の消防力や既存の消防相互応援協定で対処できないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請するものとします。

5　県消防防災ヘリコプターの派遣要請

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の保護など緊急を要し、ヘリコプターの他に適切な手段がないときには、県の消防防災ヘリコプターの派遣を要請します。（資料編「県消防防災ヘリコプター緊急運航基準」参照）

6　県等による応援要請等

大規模災害時には、県などにより整備されている次の応援要請等を仰ぐことができます。

（１）知事による応援要請

① 指定行政機関等に対する応援要請（災害対策基本法第７０条第３項）

県知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請します。

② 他の都道府県に対する広域応援要請

県知事は、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、全国知事会において締結している「災害時の広域応援に関する協定」（平成 8 年 7 月 18 日）及び関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」（平成 8 年 6 月 13 日）等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請します。

③ 市町村に対する応援

・県知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策との調整を図りながら、必要と認める事項について支援協力します。（災害対策基本法第 70 条第 1 項）

・県知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行います。（災害対策基本法第 72 条）

7　民間事業所等に対する協力要請

町は、大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、相互応援協定を締結している民間事業者、団体等に対し、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めます。

8　応援受入体制の確保

（１）連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、町役場（担当：総務課）に連絡窓口を設置します。

（２）搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、町有施設を救援物資の集積所とし、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行います。なお、必要に応じ民間配送センター等の協力を検討します。

（３）受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所については特別な事情（二次災害のおそれや作業効率上必要な作業が発生した場合など）がない限り優先順位を次のとおりとします。

① 作業内容の優先順位

ア　人命救助及び捜索

イ　応急医療救護

ウ　情報収集

エ　人員・物資等の緊急輸送

オ　道路及び河川の啓開

② 作業場所

ア　人命救助に必要な場所

イ　その他①に掲げる作業に必要な場所

③ 宿泊場所等

町は応援要員の休憩又は宿泊ため、町有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じます。なお、宿泊場所等は、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定します。

（４）災害救助要員の集結・派遣場所となる受援拠点の設定

災害発生時において、町としての受援拠点となる場所を設定します。

No.	拠点施設名	所在地
1	くぬぎ平スポーツ公園運動場	小立
2	くぬぎ平スポーツ公園第一サッカー場	小立
3	くぬぎ平スポーツ公園第二サッカー場	小立
4	あかつき高原グラウンド	勝山

9　県への報告

町、災害対策基本法、各種相互応援協定に基づく応援要請を行った場合には、富士・東部地域県民センター（富士・東部地方連絡本部）を通じて知事に報告を行います。

第４節　自衛隊災害派遣要請（地域防災課）

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとします。

１　自衛隊に対する災害派遣要請（災害対策基本法第 68 条）

（１）知事に対する自衛隊の災害派遣要請

町長は、災害時において、人命及び財産の救護のため必要かつやむを得ない場合は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、自衛隊法第 83 条第 12 項の規定による要請を知事に対し求めることができます。

（２）緊急時の災害派遣要請

町長は、県知事に対し前項の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（第 1 特科隊長兼北富士駐屯地司令）に通知することができます。第 1 特科隊長兼北富士駐屯地司令は、その事態に照らし特に緊急を要すると認めるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 83 条に規定する部隊を派遣することができます。

２　災害派遣要請の範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、県知事の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なりますが、通常次のとおりです。

被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等が決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む、消火薬剤等は関係機関が提供）
道路又は 水路の啓開	道路もしくは水路が破損し、又は障害物等がある場合の啓開又は除去
応急医療、感染症対策	被災者に対する応急医療、疫感染症対策（薬剤等は関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、患者空輸及びトラック又は航空機による物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は譲与
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

3　災害派遣要請の要求手続き

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、県知事に対し次の事項を明示した要請書により、自衛隊の災害派遣要請を行うよう要求します。

（1）要請先

提出（連絡）先	山梨県防災局防災危機管理課
提出部数	１部
提出様式	知事の派遣要請と同様の内容

（2）記載事項

・災害の状況及び派遣要請をする理由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・その他参考となるべき事項

（3）要領

原則として、文書をもって県知事に対し災害派遣要請の要求をします。事態が切迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができます。

また、通信の途絶など、県知事への要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(第１特科隊長)に通知し、県知事に対してもその旨を速やかに通知します。

【緊急の場合の自衛隊部隊への連絡先】

連絡先	陸上自衛隊　第１特科隊長兼北富士駐屯地司令	
住所	〒401-0593　忍野村忍草 3093 陸上自衛隊北富士駐屯地	
電話	時間内	0555-84-3135、3136（内線 238）
	夜間	0555-84-3135（内線 280 又は 302）
ＦＡＸ	0555-84-3135、3136（内線 239）	
県防災行政無線	衛星系	916-435
	地上系	9－220-1-051

4　自衛隊との連絡

（1）情報の交換

知事及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各種情報を的確に把握し、第１特科隊長と情報の交換をします。

（2）連絡班の派遣依頼

知事は､自衛隊の災害派遣が予想されるに至ったときは､第１特科隊長に対し、県災害対策本部へ連絡班の派遣を依頼し、情報の伝達、派遣要請の授受等の迅速化を図ります。

（3）連絡所の設置

知事は、自衛隊の災害派遣業務を調整し迅速化を図るため、県庁又は連絡上最も適切なところに連絡班連絡所を設置します。

5　災害派遣部隊の受入れ体制

（1）他の機関との競合重複の排除

町長は、あらかじめ自衛隊の作業が他の機関と重複することなく効率的に分担できるよう配慮します。

（2）作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の作業計画を次の基準で樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ作業に関係のある管理者の了解をとります。

・作業箇所及び作業内容
・作業の優先順位
・資材の種類別保管（調達）場所
・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（3）連絡窓口の設置

派遣された自衛隊との連絡窓口は総務課とします。

（4）派遣部隊の受入れ

知事及び町長は、派遣された部隊に対し、次の準備をします。

・本部事務室
・宿舎
・材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
・駐車場
・指揮連絡用ヘリコプター発着所・・・２方向に障害のない広場（UH-1 型、1 機約 100ｍ×50ｍ、ヘリコプターの発着場所は「第２編　第３章　第 12 節　緊急輸送対策」に記載）

（5）災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に行うとき、民心の安定、復興に支障がないよう、派遣部隊長等と協議します。

（6）経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容は概ね次のとおりです。

・必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
・宿泊に必要な土地、建物の経費
・宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
・救援活動実施の際に生じた損害の補償
・その他疑義のあるときは、町と自衛隊で協議します

【災害派遣要請依頼文書様式（一般災害派遣要請）】

番号

平成　　年　　月　　日

山梨県知事（陸上自衛隊第１特科隊長）殿

発信者名

（富士河口湖町災害対策本部長）

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。

１　災害の状況及び派遣要請をする理由

（１）災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

（２）派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

自　平成　　年　　月　　日

至　平成　　年　　月　　日

３　派遣を希望する人員及び装備の種類

（１）人員

（２）装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）

４　派遣を希望する区域及び活動内容

（１）派遣を希望する区域

（２）活動内容

５　要請年月日

平成　　年　　月　　日

６　その他参考となるべき事項

（１）連絡場所及び連絡責任者

第５節　災害関係情報の収集・伝達（地域防災課、消防本部）

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限に防止します。

１　気象予報・警報の受理、伝達

（１）甲府地方気象台が発表する予報・警報

① 予報・警報の種類と定義

種　　類	定　　義
天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約 20ｋｍ格子で３時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を 24 時間先まで分布図形式で行う予報
地域的系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、３時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を 24 時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	翌日から７日間の天気、降水確率、気温等の予報
注意報	気象等により被害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に１回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は解析したとき、速やかに発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において電巻等の激しい実風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

② 警報・注意報の種類と発表基準

一次細分区域		東部・富士五湖
二次細分区域		富士五湖
警報	暴風（平均風速）	20m/s
	暴風雪（平均風速）	20m/s　雪を伴う
	大雨 （富士河口湖町）	平坦地で３時間雨量が 90mm 以上と予想される場合 平坦地以外で１時間雨量が 60mm 以上と予想される場合 土壌雨量指数が 140 以上と予想される場合
	洪水 （富士河口湖町）	平坦地で３時間雨量が 90mm 以上と予想される場合 平坦地以外で１時間雨量が 60mm 以上と予想される場合
	大雪（12 時間降雪の深さ）	30cm
注意報	強風（平均風速）	12m/s［甲府 14m/s ］
	風雪（平均風速）	12m/s［甲府 14m/s ］雪を伴う
	大雨 （富士河口湖町）	平坦地で３時間雨量が 50mm 以上と予想される場合 平坦地以外で１時間雨量が 30mm 以上と予想される場合 土壌雨量指数が 105 以上と予想される場合

	洪水 （富士河口湖町）	平坦地で３時間雨量が 50mm 以上と予想される場合 平坦地以外で１時間雨量が 30mm 以上と予想される場合
	大雪（12 時間降雪の深さ）	10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度 25％で、実効湿度 50％
	濃霧（視程）	100m
	霜（最低気温）	早霜･晩霜期　3℃
	なだれ	1.表層なだれ：24 時間 30cm 以上あって、気象変化の激しいとき 2.全層なだれ：50cm 以上、15℃以上（甲府）で、かつ 24 時間 20mm 以上
	低温（最低気温）	夏期：最高気温が甲府で 16℃以下または河口湖で 12℃以下が２日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府で-6℃以下河口湖で-10℃以下
	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合

土壌雨量指数:土壌雨量指数は､降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km 四方の領域ごとに算出します。

「平坦地、平坦地以外」の地域区分図

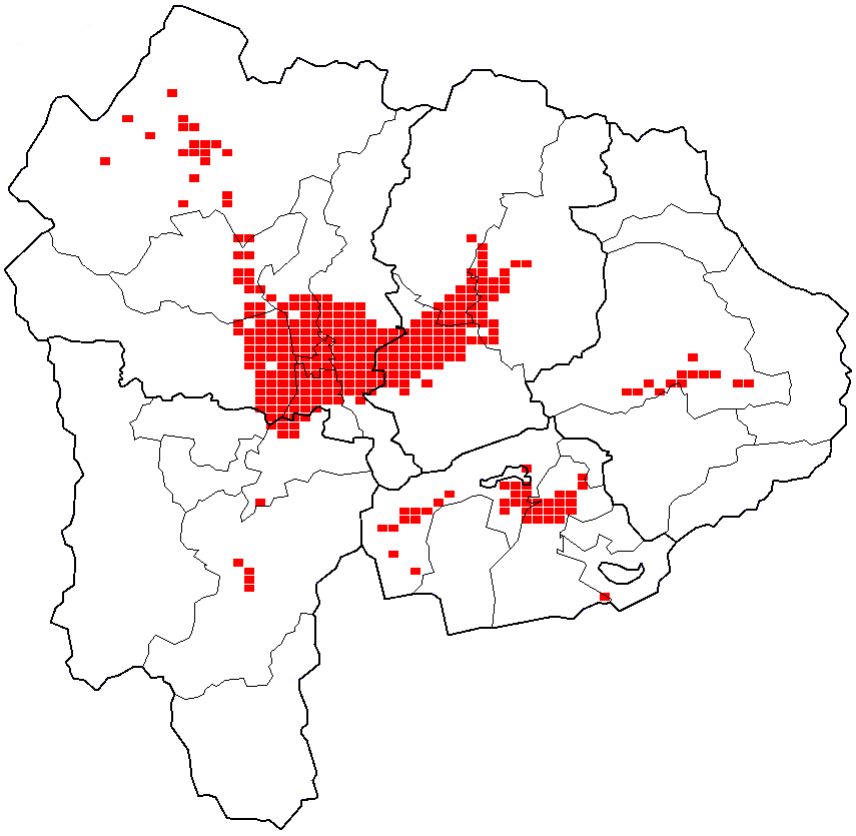

■：平坦地（概ね傾斜が 30‰（パーミル）以下で都市化率が 25％以上の地域）
（無表示は平坦地以外を示す）

③ 注意報・警報の切替、解除

注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続されます。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報又は警報に切り替えられます。

④ 記録的短時間大雨情報の発表基準

山梨県記録的 短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、１時間に 100mm 以上の降雨を観測又は解析したとき

⑤ 特別警報の発表基準

大雨や大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表されます。

現象	特別警報の基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

ア　雨を要因とする特別警報の指標

以下ａ又はｂいずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報が発表される。

ａ　48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した５km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 50 格子以上出現。

ｂ ３時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した５km 格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で 10 格子以上出現(ただし、３時間降水量が 150mm を超える格子のみをカウント対象とする)。

※土 壌 雨 量 指 数:降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※３時間降水量 150mm: １時間 50mm の雨(滝のようにゴーゴー一降る、非常に激しい雨)が３時間続くことに相当。

【富士河口湖町の 50 年に一度の値】

・48 時間降水量 488mm

・３時間降水量 149mm

・土壌雨量指数 278

イ　台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下、又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨、暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報が、特別警報として発表される。

ウ　雪を要因とする特別警報の指標

県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深（甲府 50ｃｍ、河口湖 90cm）となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

⑥ 水防活動用の気象等の注意報・警報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の各注意報・警報をもって行われます。

（２）情報の伝達系統及び伝達手段

① 気象情報の伝達方法

気象情報の伝達系統及び情報の伝達手段は次のとおりです。

【町災対本部が設置されているとき】

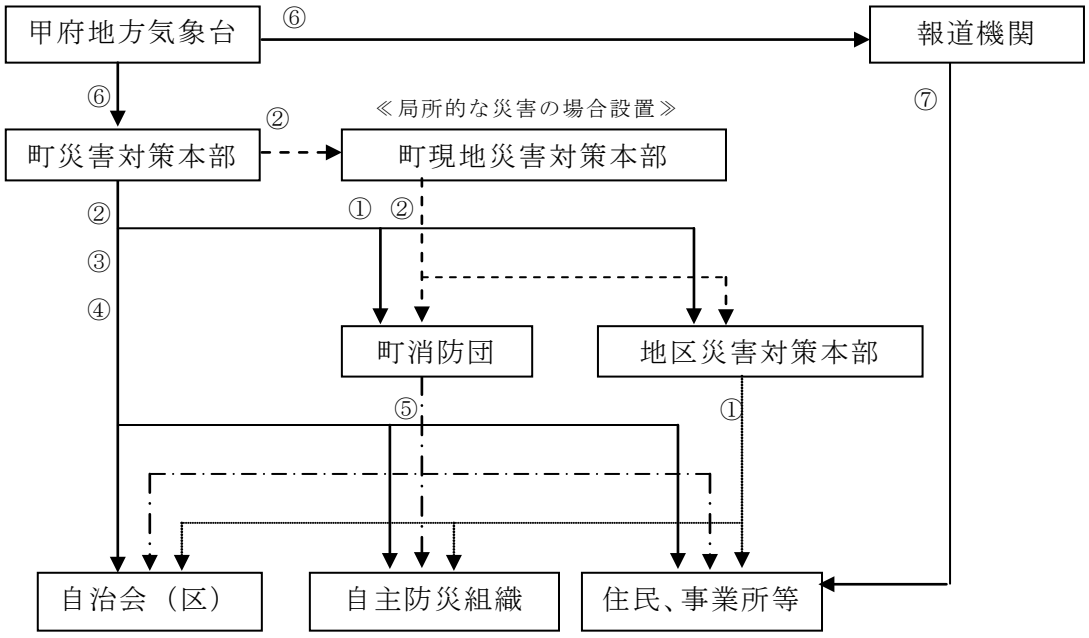

【町災対本部が設置されていないとき】

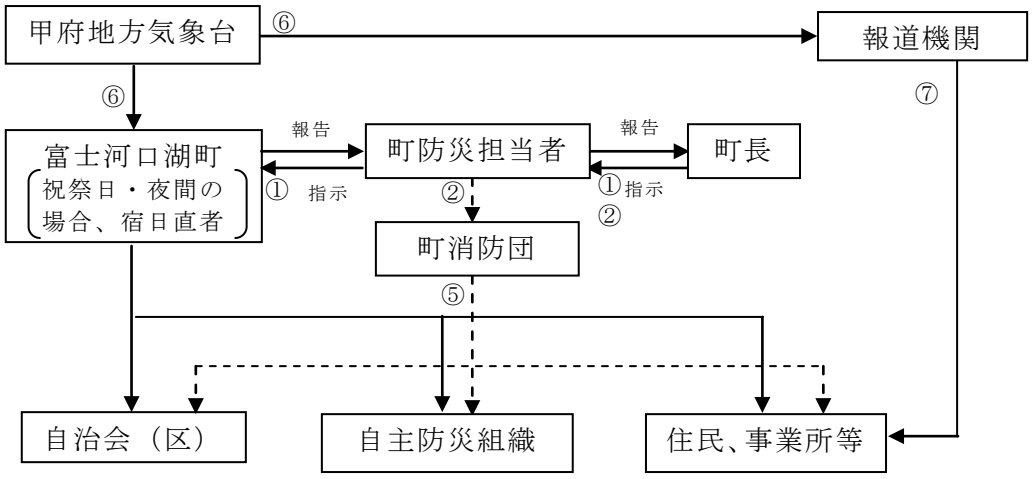

※図中の○囲み数字は次の通信手段を表します。

番号	伝達方法	番号	伝達方法
①	口頭	⑤	広報車（拡声器、サイレン等）
②	電話（ＦＡＸ）	⑥	防災情報提供装置
③	町防災行政無線（固定系）	⑦	テレビ、ラジオ等
④	町防災行政無線（移動系）		

これらのほかに、個々に所有している携帯電話、パソコン通信、インターネット等を活用し、状況に応じた有効な手段により情報の伝達を行います。

② ＮＴＴの扱う警報の伝達

扱う警報の種類は、気象警報、洪水警報で、町への伝達系統は次のとおりです。

（３）土砂災害警戒情報

山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台が、共同で発表します。

（発表基準）

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

（解除基準）

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の２段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とします。

（土砂災害警戒情報の伝達）

甲府地方気象台は、消防防災課をはじめ日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。県消防防災課は、緊急防災ネットワークの一斉ＦＡＸを活用し、県建設事務所、市町村、各消防本部、県庁各課等に伝達します。県砂防課は、土砂災害警戒情報システムで、補足情報をインターネット公開します。

（４）町が発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、町長・富士五湖消防本部は火災警報を発表します。

なお、甲府地方気象台は、次の条件に該当すると予想されるとき又は該当したときは、消防法第 22 条第１項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報します。知事は、この通報を直ちに町長へ伝達します。

① 実効湿度 60%以下で、最小湿度 35%以下となり、最大風速７m/s 以上が吹く見込みのとき

② 実効湿度 50%以下で、最小湿度 25%以下となる見込みのとき

③ 平均風速が 12m以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある）

（５）異常気象発見時の通報・伝達

① 異常気象発見時の通報・伝達

災害対策基本法第 54 条に基づき、災害の発生するおそれのある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければなりません。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、その旨を速やかに関係機関（県、甲府地方気象台、その他関係機関）に伝達します。

また、地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死者が発生し、消防関係等に通報が殺到した時には、町長はその状況を県及び消防庁に対して報告します。

② 通報を要する異常現象

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

③ 通報系統

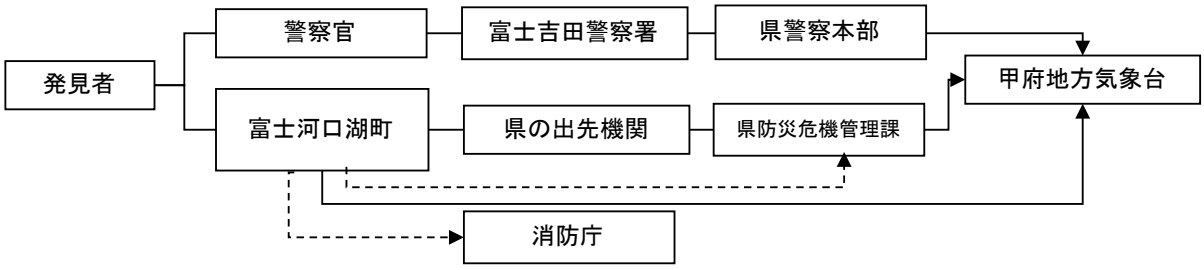

※破線は通報が殺到したとき

2　被害情報の収集伝達

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行います。なお、町災対本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行います。

（１）被害報告についての協力

町防災会議は、その所掌業務を遂行するため必要があると認めるときは、防災関係機関の長並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができます（災害対策基本法第 21 条）。

（２）被害情報の収集・伝達

町防災行政無線（移動系）により被害情報を収集します。また、状況に応じて電話、FAX、メール等の通信手段を活用します。

なお、町災対本部が設置されたときには、各配備体制において、情報の収集・伝達者を定め、各班が所掌する活動に関する被害情報を収集します。

（３）非常無線等の活用

ＮＴＴ回線途絶のときには、非常無線等を活用します。

（４）被害状況調査等の措置

① 被害状況の調査は、町が防災関係機関、諸団体及び地区防災対策本部等の協力を得て実施します。

② 災害の状況を把握するため、災害調査班を編成して被害状況を調査します。

③ 被害が甚大のため町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施します。

④ 被害状況の調査については、地方連絡本部各班と密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況についてはその理由を検討します。

⑤ 町長は、調査で把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を、速やかに所轄の地方連絡本部関係班長（県の関係出先機関の長）に報告します。通信の途絶等により報告ができないときは、消防庁に報告します。

（５）応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無等を連絡します。

（６）被害情報の収集・連絡

① 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。ただし、消防組織法第 40 条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編「火災・災害等即報要領」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶により県に報告が不可能なときには、町は、直接消防庁に対し報告します。なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対し行います。

② 町は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに県に報告します。

③ 報告のルートは、「被害情報収集・伝達マニュアル」（資料編参照）のとおりです。

（７）報告の種類・様式

県等への報告は、「被害情報収集・伝達マニュアル」（資料編参照）に基づき行います。

① 災害報告取扱要領に基づく被害報告

・災害確定報告（第１号様式）

応急対策を終了した後 20 日以内に報告

・災害中間年報（第２号様式）

毎年１月１日～12 月 10 日までの災害による被害状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを 12 月 20 日までに報告

・災害年報（第２号様式）

毎年１月１日～12 月 31 日までの災害による被害状況について、翌年１月１日現在で明らかになったものを４月 30 日までに報告

② 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

・火災等即報（第１号様式及び第２号様式）

火災及び特定の事故（火災の発生に伴うものを含む、危険物等に係る事故、可燃性ガス等の爆発及び漏洩等の事故）を対象とします。なお、火災（爆発を除く）は第１号様式、特定の事故は第２号様式により報告します。

・救急、救助事故等即報（第３号様式）

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急事態対処事態を対象とします。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができます。ただし、消防庁長官から特に求められたものは、この限りでありません。

・災害即報（第４号様式）

災害を対象とします。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、火災等即報並びに救急、救助事故等即報を省略することができます。ただし、消防庁長官から特に求められたものは、この限りでありません。

③ 県指定に基づく被害報告

次の被害状況等を県地方連絡本部（富士・東部県民センター）へ報告します。

・市町村被害状況票（様式３－４－２）

・市町村災害対策本部設置状況職員参集状況票（様式３－４－５）

・避難所開設状況一覧表（様式３－４－６）

④ 他の法令等に基づく報告との関係

この計画に定める被害報告は、災害対策基本法に基づき災害時における被害報告の迅速化及び簡素化を図るため、特に災害応急対策を迅速に実施するために必要な項目のみとし、他の法令又は各省庁の報告要領等（以下「他の法令等」という。）に基づく被害報告については、それぞれ定められている方法、様式等により県本部関係班において後刻実施します。ただし、災害救助法に基づく災害報告は、特に迅速に処理します。

なお、他の法令等に基づく被害報告の種類は、次表のとおりです。

【他の法令等に基づく被害報告】

① 消防組織法に基づく火災報告 ② 厚生労働省通達に基づく精神病院等の被害報告 ③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告 ④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告 ⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告 ⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告 ⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告 ⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告 ⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告 ⑩ 公営住宅法に基づく被害報告 ⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告 ⑫ 文化財保護法に基づく被害報告

（８）県などによる被害規模の早期把握のための活動

① 情報収集

県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

② 県消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により被害情報の収集を行います。

③ 土砂災害緊急情報

国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知します。

第６節　災害広報（地域防災課）

町は、災害発生のおそれがある場合及び災害が発生したとき、収集した情報の迅速かつ正確な広報活動を行い､民心の安定と混乱の未然防止及び災害復旧の促進を図ります。

町は、県を通じて報道機関等の協力を得て、罹災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努めます。

広報にあたっては、外国人や障害者・高齢者等の要配慮者に対して十分留意し適切な広報に努めます。

１　町による広報

（１）広報体制

町災対本部を設置したときは、地域防災課が、町民等に対し災害情報を提供します。ただし、勤務時間外に突発的な大災害が発生し緊急を要する災害情報は各課及び消防団において、積極的に関係機関からの情報収集に努め、直ちに地域防災課に報告します。

（２）広報資料の収集

災害情報の収集は、前記「２被害情報の収集伝達」の収集伝達によります。その他の情報は、関係防災機関等を通じ資料の収集に努めます。

また、災害の状況に応じて取材班を編成し、被災地の写真撮影、取材等を行います。

（３）広報内容

風水害発生直後の広報	気象・河川水位に関する状況 初期消火・救出の呼びかけ 火気使用厳禁（都市ガス・プロパンガスの漏出防止、ガス栓閉止等） 感電事故防止の呼びかけ
避難指示・救護に関する広報	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び避難方法 要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ﾌﾞﾚｰｶｰ遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	被害等の状況 警戒区域設定等の情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
支援情報等の広報	町民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 防災情報メールの利用 災害用伝言ダイヤルの利用 虚偽情報への注意喚起、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況 帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況 ライフラインの途絶等の被災状況 臨時休校等の情報等 その他町民等が必要としている情報

この他、食料や医薬品、衣料品、水道等の工事業者など、民間の様々な業種の情報についても収集に努め、広報を行います。

（４）広報の方法

・町防災行政無線
・広報車の巡回広報
・職員による直接広報
・広報誌、チラシの配布、掲示板への掲示
・インターネットの町ホームページへの掲載、安全安心メール、公式ツイッター、協定締結自治体ホームページ等
・テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関
・CATV 局（河口湖有線テレビ放送(有)、北富士有線テレビ放送(株)）への広報放送の協力要請

・その他

（５）要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、町ホームページへの掲載、チラシの配布等を実施します。外国人に対しては、災害時多言語情報作成ツールの活用や外国語教師の協力により､多言語で災害情報を町ホームページへ掲載するとともに､チラシの配布、防災行政無線による広報を実施します。また、在宅の避難行動要支援者に対しては戸別受信機による広報のほか、民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得て戸別訪問等により必要な情報提供等の実施を検討するものとします。

（６）「災害用伝言ダイヤル」､「災害用伝言板」の周知

災害発生時には、NTT 東日本(株)が「災害用伝言ダイヤル」(171) を、NTT ドコモ、KDDI 等携帯電話各社により「災害用伝言板」及び Web171 等が開設されるので、活用方法を広報紙への掲載や町役場庁舎、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとします。

（７）問い合せに対する対応

町は、必要に応じ発災後速やかに町民等からの問い合せに対応する専用電話等を備えた窓口を開設し、人員の配置等体制の整備を図ります。

２　県、防災関係機関による広報

（１）県による広報

県は、山梨県地域防災計画の定めるところにより、災害に関する広報を行うものとします。

（２）防災関係機関による広報

防災関係機関は防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関する広報を行うものとします。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項を報道し、住民への周知に努めます。なお、広報内容については、広報と同時に町災害対策本部に通知します。
電力供給会社	被害箇所、復旧見通し、感電障害防止等について、報道関係及び広報車等を通じて広報します。
ガス供給会社	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道関係及び広報車等を通じて広報します。
ＮＴＴ	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道関係及び広報車等を通じて広報します。
ＪＲ・私鉄・バス	被害箇所、復旧見通し、運航状況等について、報道関係及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報します。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道関係及び標識等を通じて広報します。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行います。

（３）Ｌアラートの活用

県と市町村は、安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、山梨県内の関係機関がＬアラート（災害情報共有システム）を利用していくこととし、効果的な情報伝達が可能となるよう、運用のルールを随時見直します。

第７節　通信手段の確保（地域防災課）

1　通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関設備も活用できますが、平常時から災害時における多ルートの通信手段の確保に努めます。

（１）町防災行政無線

町施設及び防災関係機関との通信は、町の防災行政無線及び加入電話により行います。また、防災行政無線（移動系システム）を利用して、町内の被害情報の収集を行います。

（２）県防災行政無線

県庁と県内市町村は、衛星回線により結ばれているほか、60MHz 帯を使用した単一回線でも通信手段を確保しています。災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換します。

（３）NTT の措置

① 優先電話による「非常通話」の申し込み

回線混乱時には、NTT から承認を受けている優先電話（資料編「災害時優先電話一覧」参照）から「102」番をダイヤルし、「非常通話」と申し込み、接続します。

② 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞い等の電話を制限し、町災対本部、県災対策本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとります。

③ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備えます。

④ 電源の確保

長時間の停電に備え、各事業所に予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用電源機等を配備し、通信の中断のないよう措置します。

（４）他機関の通信施設の利用

加入電話､防災行政無線等が使用不能になったとき､又は緊急を要するときは、富士吉田警察署、富士五湖消防本部、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用します。

機関名	所在地	電話番号	通信範囲
富士吉田警察署	富士吉田市松山 5-10-13	0555-22-0110	県内
甲府河川国道事務所 富士吉田国道出張所	富士吉田市上吉田 3-2-18	0555-22-4188	関東地方
富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田 1896	0555-22-0119	管内
NTT 山梨支店	甲府市青沼 1-21-13	055-237-0569	全国
東京電力パワーグリッド㈱ 大月支社	大月市御太刀 2-2-14	0554-21-5333	県内
富士急行(株)	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7111	県内

（５）非常通信協議会の利用

加入電話､防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用します。

① 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は 200 字以内とし、発信人及び受信者の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入します。

② 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの､緊急を要する情報､町災対本部活動に必要なもの等。

（６）アマチュア無線の活用

大規模地震等による災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、災害の状況等に応じて、アマチュア無線の活用を図ります。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取り扱いや運用について検討に努めます。

（７）タクシー無線等の活用

タクシー会社の所有する無線等を活用できるよう協力を求めます。

（８）孤立防止用無線機の活用

富士ケ嶺地区は、災害の状況によっては孤立するおそれがあるため、富士ケ嶺地区公民館に設置されている孤立防止無線機（電話機をあげるだけでＮＴＴと接続される）を活用します。

（９）インターネットシステムの活用

各種の災害情報をインターネットにより提供します。

町ホームページのＵＲＬは、http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/です。

２　放送の要請

知事又は町長は、利用できるすべての通信の機能が途絶したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きを準用し、放送局に放送を要請できます。放送要請は、原則として県を窓口にして行います。

【放送要請先】

放送局名	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
ＮＨＫ甲府放送局	055-255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	昼 055-231-3232 夜 055-231-3250	9-220-1-066	放送本部
テレビ山梨	昼 055-232-1114 夜 080-3126-4454	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	055-228-6969（内線 6833）	9-220-1-068	放送部

３　急使による連絡

通信施設が使えなくなったときには、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣します。これらの手段による場合は、災害の状況を考慮のうえ、安全を十分確認して行います。

第８節　原子力災害応急対策（地域防災課、環境課）

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第 10 条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第 15 条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものです。なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応します。

１　情報の収集及び連絡体制の確立

（１）警戒事態発生後

静岡県内で震度６弱以上の地震が発生するなど原子力災害対応指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡します。また、必要に応じて、静岡県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事態の状況などを把握します。

（２）施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対応指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、県内市町村等に連絡します。

（３）全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡します。

２　活動体制の確立

（１）原子力災害警戒本部の設置

県は、中部電力浜岡原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合、またはその恐れがある場合は、速やかに本部職員を非常参集し、県原子力災害警戒本部を設置することになっています。

町は県に準じ、原子力災害警戒本部を設置します。なお、本部員等は、災害対策本部に準ずるものとします。

（２）原子力災害対策本部の設置

県は、中部電力浜岡原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合、またはその恐れがある場合は、原子力災書対策本部を設置することとなっています。

町は県に準じ、原子力災害対策本部を設置します。

３　モニタリング活動

（１）施設敷地緊急事態発生後の対応

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収

集するとともに、必要に応じて平常時に行っている環境放射線モニタリングの頻度を増やして実施します。

町は、県を通じ、情報を入手するとともに、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を開始します。

（2）緊急時モニタリング活動

県は、国からの指示に従い、緊急時モニタリングを実施します。緊急時モニタリングは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成された緊急時モニタリングセンターの指揮のもとに行われます。

（3）放射性核種接度の測定

県は、あらかじめ定められた手順に基づき、飲料水、食品、大気浮遊物質、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表します。

4　避難者の受け入れ

原子力災害により他都道府県から本町へ避難者の流入があった際、町は、一時避難場所を確保するとともに、町営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めます。

5　屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっています。

町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとります。なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮します。

【屋内退避又は避難等に関する指標】

基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2 の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制眼するとともに、1 週間内に一時移転を実施。

※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定されます。

※OIL：防護措置実施の基準である運用上の介入レベル（OperationalInterventionLevel）

※2 本値は地上 1ｍで計測した場合の空間放射線量率です。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要があります。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいいます。

※4「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいいます。

6　飲料水・飲食物の摂取制限

（１）県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請します。

（２）県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示します。

7　医療活動

町は、県と協力し、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施します。また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して生命・健康の保全に努めます。

8　住民等への的確な情報伝達活動

町は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応します。また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行います。

9　風評被害等の影響への対策

町は、県、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めます。

第９節　水防対策（地域防災課、都市整備課）

この計画は水防法第 32 条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定め、町内河川の水害を防御し、これによる被害を軽減することを目的とします。

１　町の責任

町は、町の区域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立します。

（１）水防組織の確立

（２）水防団、消防団の整備

（３）水防倉庫、資機材の整備

（４）通信連絡系統の確立

（５）平常時における河川、遊水池等の巡視

（６）適切な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりです。

① 水防に要する費用の自己負担の確保

② 水防団または消防団の出動態勢の確保

③ 通信網の再点検

④ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

⑤ 雨量、水位観測を的確に行うこと

⑥ 堤防、遊水池等の決壊並びに決壊後の措置を講ずること

⑦ 水防上緊急に必要あるときの公用負担権限の行使

⑧ 住民の水防活動従事の指示

⑨ 警察官の出動を要請すること

⑩ 避難のための立ち退き指示

⑪ 自衛隊の出動を依頼すること（県知事を経由）

⑫ 水防管理団体相互の協力応援

⑬ 水防解除の指示

⑭ 水防顛末報告書の提出

2　町の水防組織

（1）組織

本計画に基づき、町水防本部を次のとおり設置します。ただし町災対本部が設置されたときは当該組織による活動とします。

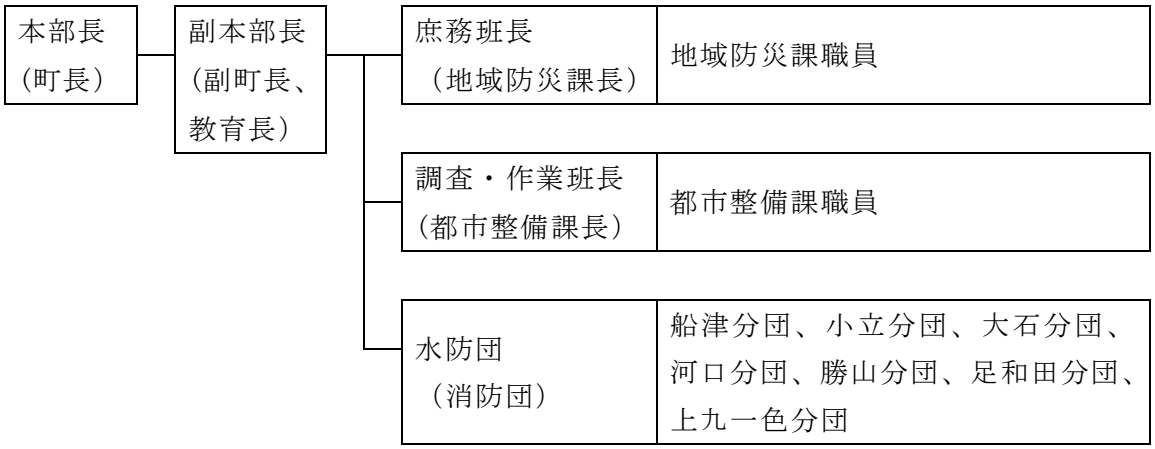

（2）事務分掌

庶務班	・各係員に対する招集 ・水防警報に関する事項 ・情勢に応じての緊急対策の樹立 ・関係機関等への連絡 （町内、甲府地方気象台、富士・東部建設事務所、富士・東部林務環境事務所、富士・東部地域県民センター、放送局、警察署など） ・各水防団への連絡 ・交通の確保 ・交通不能箇所の情報連絡広報 ・その他出水時の交通に関する事項
調査・作業班	・水防資機材の調達並びに輸送 ・水防工法の技術指導 ・町内各河川水位の調査 ・雨量の調査 ・被害状況、その他の調査及び撮影

（３）水防団（消防団）

分団名	人数	区　域	担当河川名
船津分団	45	船津・浅川	白山川、中央川
小立分団	45	小立	
大石分団	35	大石	奥川、馬場川（不逢川、節待川、中藤川、西沢川、小峰川、戸沢川）
河口分団	40	河口	梨川、西川、山ノ神川（御坂川、六首川、沢川、鯉ノ水川）、寺川
勝山分団	45	勝山	
足和田分団	78	長浜・西湖・西湖南・西湖西・大嵐	的場川、実沢川、平浜川、（足和田川）、三沢川、桑留尾川、西入川、本沢川、東入川
上九一色分団	55	精進・本栖・富士ケ嶺	精進川、宮沢川、屋敷川

（４）通信系統

【系統図】

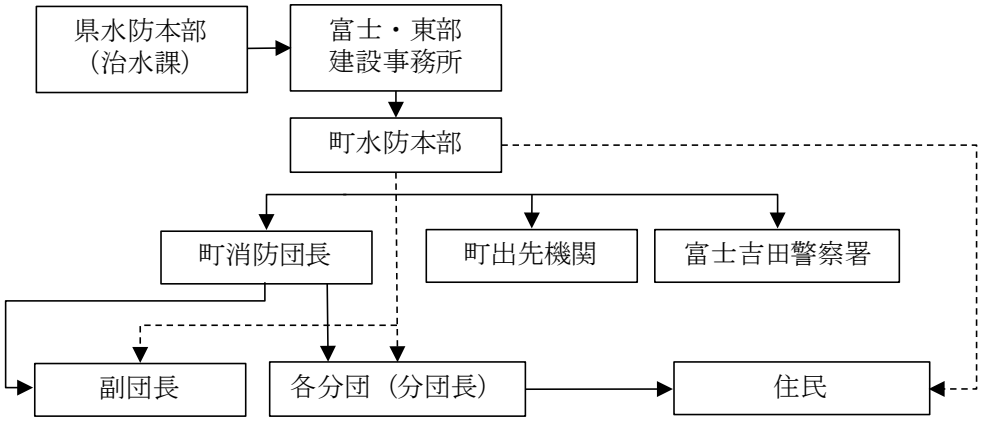

※-----は緊急の場合の連絡系統

３　監視警戒及び重要水防区域

（１）監視警戒

① 常時監視

水防管理者（町長）は、町内の河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに富士・東部建設事務所に連絡して必要な措置を求めます。

② 非常時監視

水防管理者（町長）は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

（２）重要水防区域

町内の重要水防区域は、資料編「重要水防区域一覧」に記載しているとおりです。

4　資機材の整備及び輸送

（1）重要水防区域内備蓄資機材の整備

水防倉庫の設置一覧及び備蓄基準は資料編「水防倉庫設置一覧」のとおりであり、河川の状況に応じて整備を進めます。

（2）輸送の確保

水防本部は、あらゆる事態を想定して、水防用資機材、作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じます。また、非常時に交通支障箇所等を連絡できる措置を講じます。

① 県建設部水防支部（富士・東部建設事務所）と町水防本部との輸送経路は、県建設部水防支部が路線を指示します。町長は、次の資料を県水防支部に提出します。

・付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図

・万一に備えた多角的輸送路の選定図

② 道路支障箇所については、道路管理者、町長、警察署長等がそれぞれ連絡を取り合います。

5　通信連絡

町水防本部長は、気象状況により水防上緊急を要すると認められるときは、県建設部水防支部長（富士・東部建設事務所長）と綿密な連絡をとり対策を講じます。

なお、水防上緊急を要する通信については概ね次の手段によります。

第１連絡	県防災行政無線
第２連絡	ＮＴＴ電話
第３連絡	警察電話
第４連絡	警察超短波無線
第５連絡	電報
第６連絡	自動車、鉄道
第７連絡	自転車
第８連絡	徒歩

6　水防団の出動・作業

（1）非常配備

水防管理者（町長）が、水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとします。

① 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合

② 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

（２）水防団に対する非常配備

① 待機

大雨・洪水警報が発せられたときは、水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、又一般団員は出動の準備に入り得るような状態におくものとします。

② 出動

水防団の一部又は全員が所定の場所に集合し警備配置につきます。出動命令は、概ね次の際に発するものとします。

a 河川の水位がはん濫注意水位に該当する危険な状況に達し、なお、上昇のおそれのあるとき

b 自ら出動が必要と認めたとき

（３）水防作業

① 水防工法は県の水防計画書を準用

② 作業中は、上司の命に従い団体行動をとるものとします。

（４）報告

次の場合には、水防管理者は、富士・東部建設事務所に報告します。

① はん濫注意水位に該当する水位に達し、又それ以外の場合においても水防団が出動したとき

② 危険が増大して水防作業を開始したとき

③ 堤防その他の異常を発見したとき

7　避難のための立ち退き

水防管理者は、自ら防御する堤防等が破堤の可能性が高い場合、ただちに必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を通信系統により指示します。

この場合、富士吉田警察署長にその旨を通知します。なお、避難のための立退区域は次のとおりです。

【避難のための立退区域】

河川名	避難立退区域	避難人員(人)	避難立退予定地	避難立退経路
馬場川	大石	600	大石小学校 大石住民センター	県道、町道利用
奥川	大石	600	大石小学校 大石住民センター	県道、町道利用
西川	河口	300	河口住民センター 河口湖北中学校	国道、県道、町道利用
寺川	河口	300	河口住民センター 河口湖北中学校	国道、県道、町道利用

8　水防解除

水位が、はん濫注意水位に該当する水位以下に減じ水防警戒に必要がなくなったときは、水防管理者は水防を解除しこれを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所を通じ知事にその旨を報告します。

第 10 節　雪害対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町は、県及び防災関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努めます。このため、雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施します。

1　雪害対策体制の確立

町は、気象警報、積雪情報を入手し、情報収集、救出、除雪、避難所運営などの応急活動体制を確立します。また、状況に応じて災害対策本部等へ移行します。

応急対策の実施にあたっては、県と連絡をとりながら、避難、救出、食料供給等の措置を行います。

2　自衛隊への災害派遣要請

雪害の状況により、必要があると認める場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請します。

3　情報の収集及び伝達

町は、積雪状況及び孤立や被害情報を収集し、早期に被害情報を把握するため、職員によるパトロール、県及び防災関係機関からの情報収集、自主防災組織等の情報収集を行い、必要な対策を行います。

大雪警報、道路交通状況等の伝達にあたっては、防災行政無線、メール、ラジオ放送など多様な通信手段を活用して行います。なお、住民の問い合わせに対応する窓口を設置します。

4　道路交通の確保

（1）交通規制の実施

道路管理者は、積雪状況により、他の道路管理者と緊密な連携の下、速やかに交通規制を行うとともに、住民、観光客等に対し広報活動を行います。

（2）放置車両対策

緊急車両等の通行ルートを確保するため、各道路管理者と緊密な連携の下、放置車両の移動作業を行います。

（3）除雪・排雪

町は、除雪委託業者の作業範囲や、道路管理者と除雪の連携方策について調整を行います。

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施します。

なお、雪捨場は、交通の支障のない場所を設定することや、道路側面等を利用する場合は、車両の退避場を設けるなど、交通の妨げにならないように配慮します。

5　融雪・雪崩等安全対策

（１）雪崩対策

道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、住民、ドライバー等に対し、広報活動を積極的に行います。

また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を行います。

（２）融雪対策

町は、県から融雪出水期における警戒地域の情報を入手した場合、警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行います。

道路管理者は、積雪、捨雪等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図ります。

（３）雪庇対策

施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行います。

6　孤立対策

町は、雪害時において孤立している地域、ホテル等の帰宅困難者に対し、必要に応じ、食料、燃料等の供給対策、医療対策、救出等の対策を行います。

7　住民組織との連携、情報連絡等

雪害時においては、町、自主防災組織、ボランティア等との連携及び情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図ります。

8　広報活動

町及び県は、広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行います。

第 11 節　消防対策（消防本部、地域防災課）

1　実施機関

消防活動は、県、消防団、自治消防隊（ラビット隊）、自主防災会、住民などの協力を得て、町長及び富士五湖消防本部消防長、河口湖消防署長が行います。

なお、消防本部の活動計画の詳細は「富士五湖消防本部消防計画」の定めるところによります。

2　災害防御措置

（１）県による応援

① 大規模な火災など緊急事態が発生したときは、知事は消防組織法第 43 条に基づき、町長又は富士五湖消防本部消防長（以下「消防本部消防長」という。）に対し、次の指示を行い、防御措置の早期確立を図ります。

・災害防御の実施方法
・他市町村の消防隊員への応援要請
・災害用資機材の調達輸送
・その他の応援など

② 県内の消防力をもってしても対処できない大規模災害が発生したときは、消防組織法第 43 条に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊や広域航空応援隊等の消防の広域応援を要請します。

（２）消防本部消防長による応援要請

消防本部消防長は、次の場合には、山梨県常備消防相互応援協定に基づき、他の消防本部の消防長に応援を求めます。

① 消防本部の消防力によっては、防御、救助等が著しく困難なとき
② 災害防除のために、他の消防本部が保有する機械器具等が必要なとき
③ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき

（３）危険区域、特殊建物の防御対策

町長又は消防本部消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、大規模建築物などで火災が発生したときは、人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対し、あらかじめ次の事項に留意して小地域毎に区画し、火災警防対策を定めます。

① 出動部隊数
② 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
③ 各部隊到着順ごとの水利統制
④ 各部隊の進入担当方面
⑤ 使用放水口及び所要ホース数
⑥ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
⑦ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

（４）消防水利の統制

町長又は消防本部消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を統制する計画を樹立します。このとき、地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽）などのほか、河川、プール等の水利も有効に活用します。

また、大規模な火災が発生したときには、消防道路を利用し、湖の水をラビット隊等により中継送水を行います。

「平常時」、「減水時」、「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、あらかじめ水利統制計画を樹立するものとします。

① 有限貯水槽(池)等の消防ポンプ車配置標準

・40 ㎥貯水槽(池)その他これらと同等の水利では１～２台
・60 ㎥貯水槽(池)その他これらと同等の水利では１～３台
・100 ㎥貯水槽(池)その他これらと同等の水利では２～４台
・火災拡大のおそれがある地域、長時間防御を必要とする特殊な火災の時は、40 ㎥及び 60 ㎥に１台、100 ㎥に２台とし、それ以上必要なときは、給水と平行して充水隊を編成し充水します。

② 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数

鉄管口径(㎜) ／ 水圧(kg/c ㎡)	75	100	150	200	250	300	350	400
0.00～0.34	0	0	0	0	１～２	2	2	3
0.35～0.70	0	1	１～３	２～３	２～３	２～３	２～３	４～６
0.70～1.40	0	2	２～３	２～４	３～４	３～４	4	
1.40～2.10	1	２～３	２～３	３～４	３～５	４～５	5	
2.10～	１～２	２～４	３～５	３～５	３～６	４～６	５～７	

（５）飛火警戒

町長又は消防長は、飛火によって第２次、第３次の火災が続発して、大火を導引するおそれを考慮し、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法並びに消防団、自治消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立します。

① 飛火防御部隊の編成

飛火防御部隊は、飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区分します。

「飛火警戒隊」

飛火によって第２次、第３次の火災が発生したときに出動防御する部隊で、おおむね次により編成します。

・所定防御部隊以外の予備部隊をもって、１ないし数隊編成します。
・前項のほか、風下方面は消防団、自治消防隊によります。

「警戒巡ら隊」

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊で、おおむね次によります。

・消防団、自治消防隊が担当します。

・消火器、バケツ、火叩きなどの消火資材を携行します。

② 飛火警戒の配置基準

・風下方面 400m以内は飛火警戒隊を根幹とし、消防団、自治消防隊と飛火警戒にあたります。

・前項飛火警戒隊は、風下方向概ね 200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置します。

・風下方向 600m以上及び風下寄り、風横方面で飛火危険のおそれのある地域は、地元の住民が担当します。

③ 飛火警戒の要領

・飛火警戒隊のうち１名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてます。

・消防団、自治消防隊には、小型ポンプ、バケツ、火叩きなどを携行させ、住宅などの屋上その他の高所に配置します。

（６）防御線設定対策

町は、富士五湖消防本部と連携し、火災の延焼範囲が拡大し、通常の防御手段により難い場合に応ずるため、火災防御線を設定のうえ、延焼拡大を防止するものとします。

① 防御線の種別

・大防御線‥‥‥大火災を防止する延焼阻止線

・中小防御線‥‥火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

② 防御線の設定要件

次の事項に留意して定めます。

・地形、水利状況

・道路、公園、空地の有無

・建築物の粗密、耐火構造建物の有無

・自衛消防の有無

③ 部隊の配置

防御線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定します。

・所要部隊の配置と担当方面の指定

・応援部隊の集結場所の指定

・各隊のとるべき水利と誘導方法の指定

・各隊のホースの延長数、進入部署

3　林野火災の応急対策

（１）火災通報

町長又は消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県林務部関係機関、林業関係団体等へ早期に火災状況を通報します。

（２）消防防災ヘリコプターの要請

火災の状況に応じ必要があるときは、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請します。

（３）活動内容

町長又は消防本部消防長は、事前に林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討します。

① 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む）
② 出動順路及び防御担当区域
③ 携行する消防資器材
④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び通信の方法
⑤ 隊員の安全確保
・気象状況の急変による事故防止
・落石、転落等による事故防止
・進入、退路の明確化
・隊及び隊員相互の連携
・地理精通者の確保
・隊員の服装
⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
⑦ 防火線の設定
⑧ 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
⑩ 消火薬剤及び資器材等の確保
⑪ 救急救護対策
⑫ 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
⑬ 関係機関（県森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

（４）資機材整備

町が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第２章　第４節「消防予防対策」に定めるとおりですが、林野火災を想定した資機材、水利等の整備にも努めるものとします。

第 12 節　緊急輸送対策（地域防災課）

1　実施責任者

町では、災害時において町災対本部長（町長）の指揮のもと、適切な方法により被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を迅速に実施します。ただし、町で対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請します。

2　輸送力の確保

人員、資材及び物資の輸送にあたり、次の方法のうち最も適切な方法によって行います。

（1）自動車

自動車については、町所有車両をはじめ次の車両を使用する。

① 町所有車両（消防用自動車を含む）等の使用

② 公共的団体所有の車両の使用

③ 営業車用の車両の使用

④ その他自家用車両の使用

町有車両については、緊急通行車両として活用します（緊急通行車両の確認手続き等については次節参照）。

（2）電車

自動車の使用が不能な場合、又は電車によることが適当な場合は、富士急行(株)所有の電車を活用します。

（3）船舶

町で所有する船舶を活用するほか、富士五湖観光船協会各支部などの民間の遊覧船及びモーターボートへの協力要請、活用を図ります。

また、湖上による被災者の避難及び緊急物資輸送のための防災用桟橋の整備を進めます。

（4）ヘリコプター

町長は県知事に対し、県の消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターによる輸送を要請します。なお、ヘリコプターの発着可能場所は次のとおりです。

【山梨県消防防災ヘリコプター場外離着陸場等】

場外離着陸場	緊急離着陸場
河口湖八木崎公園	町民グラウンド
河口湖小海公園	河口湖美術館芝生広場
本栖湖スポーツセンター	河口湖総合公園
富士豊茂小学校グラウンド	勝山小中学校グラウンド
	精進小グラウンド

【自衛隊利用予定のヘリポート等】

ヘリポート等名称	住所	施設規模	広さ（幅×長）（m）	消防署からの所要時間（分）
町民運動場	船津 5552	大型	90×120	5
船津小学校校庭	船津 3737	大型	60×130	5
小立小学校校庭	小立 2446	大型	121×74	5
旧上九一色中学校校庭	本栖 20	中型	70×80	12
富士豊茂小学校校庭	富士ヶ嶺 1209	中型	70×80	11
精進湖畔	精進	小型	70×50	8
湖南中学校校庭	船津 1164	大型	100×128	3
大石小学校校庭	大石 1425	大型	75×134	15
河口小学校校庭	河口 1560	大型	52×137	10
西湖南運動場	西湖 2068-1	大型	100×80	30
勝山小中学校グラウンド	勝山 1047	中型	90×80	8

（５）人夫等による輸送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送します。

３　災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送については、同法及び運用方法によるが、その概要は次のとおりとします。

（１）輸送及び移送の範囲

① 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難

② 救護班で処理できない重症患者の後方医療機関への患者移送

③ 救出のため必要な人員・資材等の輸送及び救出した被災者の移送

④ 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員・機械・器具・資材の輸送

⑤ 被災者に支給する被服・寝具その他生活必需品・炊出用食料・薪炭・学用品及び救助に必要な医療衛生材料・医療品等の輸送

⑥ 死体捜索及び死体処理のための輸送

死体捜索のための必要な人員･資材等の輸送及び死体処理のための救護班員あるいは衛生材料等の輸送並びに死体の移送（死体移送のための人員を含む）

（２）輸送の期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とします。

（３）輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とします。

第 13 節　交通対策（都市整備課、地域防災課）

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、住民等の避難及び災害応急対策の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行います。

また、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路保安施設等のための措置を行います。

1　交通規制

（１）基本方針

災害時における交通規制の基本方針は次のとおりです。

① 町内被災地域での一般車両の走行は原則として禁止します。

② 町内被災地域への一般車両の流入は原則として禁止します。

③ 町内被災地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しません。

④ 避難路及び緊急輸送路は、優先的に機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止します。

⑤ 避難路、緊急輸送路以外の道路についても、交通の混乱が生じないよう必要な措置をとります。

⑥ 高速自動車道等については、県内全てのインターチェンジからの一般車両の被災地域への流入を禁止します。

⑦ アンダーパス等、早期浸水のおそれがある危険箇所は、監視を強化し、必要に応じ通行禁止の措置をとります。

（２）交通規制の実施責任者

① 県警察

県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路及び緊急輸送路等の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施することとします。

② 道路管理者

道路管理者（町長）は、異常気象等による道路施設の破損などが発生し、交通の安全を確保する必要があるときは、通行を規制します。

（３）交通規制の標示

① 県公安委員会

県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示を設置します。ただし、緊急を要し標識を設置する猶予がないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行います。

② 道路管理者

道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年 12 月 17 日）に定められた標識等を設置します。

（４）交通規制の措置

① 道路の破損等の状況により、交通規制の必要があると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障がないようにします。

・規制の対象

・規制する区域又は区間

・規制する期間

② 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の道路管理者に規制対象等の必要な事項について通知されるので、町は速やかに地域住民等に周知します。さらに、関係都道府県の公安委員会に通知します。

③ 道路管理者

道路管理者が規制措置を行ったときは、富士吉田警察署長に通知します。

道路管理者	予定指定区域	
国	１３９号	富士河口湖町富士ケ嶺（県境）から大月市大月町二丁目（20 号分岐点）（富士吉田市上吉田字上町～下吉田字新田を除く）
中日本高速道路㈱	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線	
県	上記以外の国道、県道及び林道	
町	町道全線	

（５）道路標識の設置基準

① 道路標識を設ける位置

標識の種類	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

② 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理および塗装等の維持管理を常に行い、夜間でも遠方から確認できるよう照明又は反射装置を施します。

2　緊急輸送路の確保

（1）基本方針

① 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第 76 条の 6 の規定により、道路における車両の通行が停止し又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができます。

② 緊急輸送路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮します。

③ 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。

④ 陸路が寸断され道路の通行が不能な場合、又は渋滞等により被災地への到着が困難な場合は、船舶による湖上輸送を実施します。

（2）緊急輸送路確保のための措置

① 交通管制施設の活用

県公安委員会は、効果的な道路規制を実施するため、必要に応じて、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努め、町はこれに協力します。

② 放置車両の撤去等

警察官は、緊急輸送路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行います。

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動等の措置をとることができます。

・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
・道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

③ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行います。

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができます。

④ 信号機用電源付加装置の設置

県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、混乱防止を図ります。

⑤ 障害物の撤去

警察官は、緊急輸送路の障害物撤去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとります。

⑥ 湖上輸送の活用

災害時において、緊急の湖上輸送に備え、防災用桟橋の確保整備を行います。

（３）緊急輸送路の種類

① 道路輸送路

町内の緊急輸送路は、最優先に確保する道路（第一次）と災害の状況に応じて確保する道路（第二次）に区分されています。

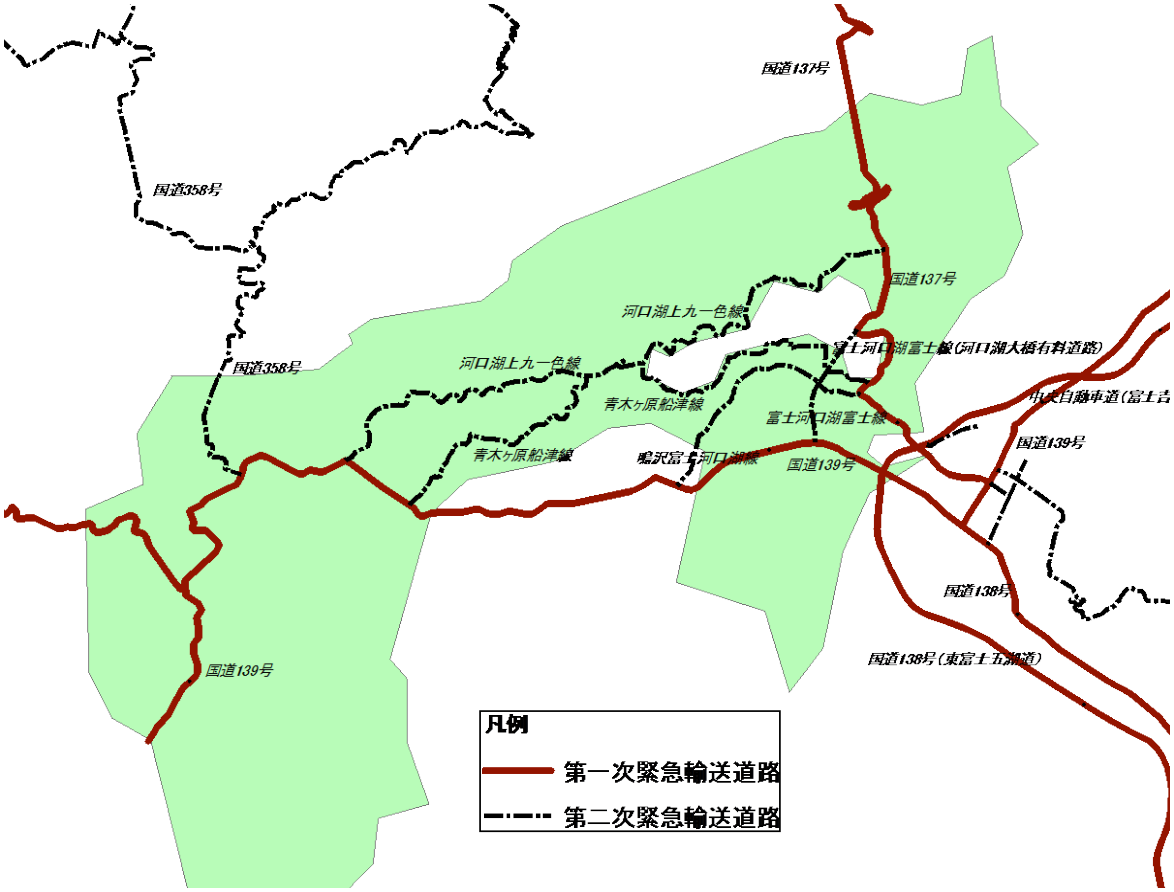

② 湖上輸送路

町内４つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）に、道路交通網の寸断等により孤立するおそれのある地区の輸送路として、各地区に防災用桟橋を設置整備し、湖上の緊急輸送路を確保します。輸送にあたっては、富士五湖観光船協会各支部等船舶の所有者に協力要請します。

【防災桟橋設置場所】

番号	地区	設置場所	規模
1	船津	船津 4039－１先	L=27.5m、W=2.0～4.0m （富士五湖汽船桟橋を使用）
2	小立	小立 1204－3 先	L=27.5m、W=2.0～4.0m
3	大石	大石 2585－83 先	L=38.0m、W=2.0～2.8m
4	河口	河口 2987 先	L=46.8m、W=2.0m

3　運転者のとるべき措置

（1）走行中の運転者の措置

① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させます。

② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動します。

③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路の外に移動します。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ドアをロックせずに駐車します。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなる場所に駐車しないようにします。

（2）避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

（3）通行禁止区域内の運転者の措置

① 速やかに車両を次の場所に移動させます。

・道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

・区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車します。

③ 通行禁止区域内において、警察官の指示があるときは、その指示に従い車両を移動又は駐車します。

4　緊急通行車両の確認申請

（1）緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第 33 条の規定に基づく、県知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、次のとおりです。

① 確認申請の場所

・県防災危機管理課

・県警察本部交通規制課

・警察署

・交通検問所など

申請時に、標章及び緊急通行車両の確認証明証が交付されます。

② 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両です。

・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

・消防、水防その他の応急措置に関する事項

・被災者の救難、救助その他の保護に関する事項

・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項

・施設及び設備の応急復旧に関する事項

・清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

・犯罪予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
・緊急輸送の確保に関する事項

【緊急通行車両に係る標章】

備考１色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３図示の長さの単位は、センチメートルとする。

番　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書証 知　　事 ㊞ 公安委員会 ㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　局　　番	
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出　発　地	目　的　地
備　　考			

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする

③ 標章の表示

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けます。

④ 標章及び確認証明書の返納

有効期間の終了した標章及び確認証明書は、交付を受けた機関に返納します。

⑤ 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）は、災害発生時の交通検問所等における確認手続きの効率化を図るため、事前に緊急通行車両の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証の交付を行っています。

本町においても公用車、消防車等について、事前に公安委員会に確認申請を行い、事前届出済証の交付を受けています。

⑥ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のために必要な審査は省略されます。

5　交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転手のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図ります。

また、インターネット等により情報提供を行います。

6　災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第３条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第 33 条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水道活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりです。

（１）緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、もしくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した次の表示を貼付した車両を無料とします。

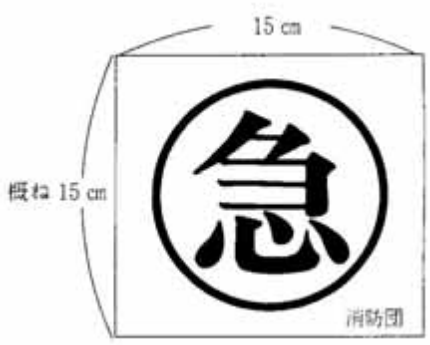

（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

（２）災害復旧等の出動の取扱い

① 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部県民センター、富士・東部建設事務所、町、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出ます。

② 申し出を受けた町は、山梨県道路公社（055－226-3835）又は中日本高速道路株式会社八王子支社（0426-91-1174）（以下「有料道路管理者」という。）に速やかに通報します。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とします。

③ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とします。

④ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した次の表示を貼付します。

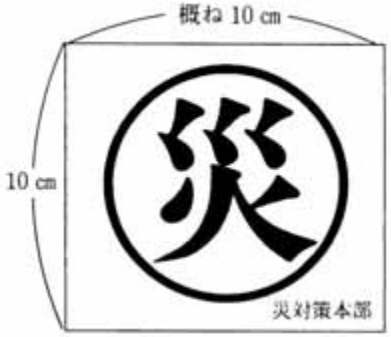

（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

第 14 節　避難対策（地域防災課、福祉推進課、消防本部,環境課）

1　避難対策

大規模な災害発生時等において、多数の避難者の発生が予測されます。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長は、避難に関する可能な限りの措置をとります。

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合に、避難の準備や避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）へ避難の開始を呼びかける「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達を行います。

併せて、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備及び、ペットとの同行避難（※）について適切な体制整備に努めるものとします。

※同行避難：災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

（１）避難の実施責任者

避難の実施責任者は次のとおりですが、町長がその全部又は大部分の事務を行えない場合は、県知事が代行して避難の勧告・指示を行います。（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

① 町長（災害対策基本法第 60 条）
② 県知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
③ 水防管理者（水防法第 29 条）
④ 消防職員・団員（消防法第 28 条）
⑤ 警察官（災害対策基本法第 61 条、消防法第 36 条において準用する同法第 28 条、警察官職務執行法第４条）
⑥ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（自衛隊法第 94 条）

（２）避難の勧告・通知

避難の勧告・指示を行った場合は、次のとおり報告・通知します。

避難の勧告・指示者	報告・通知先
町長	知事（災害対策基本法に基づく指示の場合）
知事（県職員）	警察署長（地すべり等防止法に基づく指示の場合）
水防管理者	警察署長（水防法に基づく指示の場合）
警察官	町長（災害対策基本法に基づく指示の場合）、 公安委員会（警察官職務執行法に基づく指示の場合）
自衛官	防衛大臣が指名するもの

（３）避難の勧告・指示等の基準

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化します。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策の対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

【集中豪雨等、洪水・土砂災害予測時の三類型避難情報】

集中豪雨や洪水・土砂災害予測時の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の３種類の避難情報の伝達を行ないます。

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・災害が発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

【避難情報を発表する目安】

風水害、土砂災害の際の避難等については、県及び気象庁による土砂災害警報情報システムの情報等を参考とし、河川の目視状況や斜面崩壊・土石流の前兆現象等を踏まえ総合的な判断を行い発表します。

種別	発令の目安		
	河川氾濫等	内水氾濫等	土砂災害
避難準備・高齢者等避難開始	(1)今後の雨量等により、河川が「はん濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇することが予想されるとき (2)その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	(1)大雨洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき (2)小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき (3)その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	(1)土砂災害警戒情報システムにおいて、危険度予測レベル１（凡例 黄色）に到達したとき（同時に「土砂災害警戒情報」が発表） (2)その他人命保護上、避難準備を要すると認められるとき（通報・パトロール等）
避難勧告	(1)今後の雨量等により、河川が「避難判断水位」を超えるおそれがあるとき (2)河川管理施設に異常（漏水・亀裂等）が確認されたとき (3)その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき	(1)大雨洪水警報、又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき (2)床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき (3)その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき	(1)土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル２（凡例 橙色）に到達したとき (2)土砂災害発生の前兆現象が確認され、災害の危険が目前に切迫していると判断されるとき
避難指示（緊急）	(1)状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき、又は危険区域に残留者がいるとき (2)堤防の決壊等、河川が氾濫したとき (3)その他緊急に避難する必要があると認められるとき	(1)床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき (2)その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	(1)土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル３（凡例 赤色）に到達したとき (2)近隣で土砂移動現象や、土砂災害が発生したとき (3)その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき

（４）避難の勧告・指示の内容

避難の勧告、指示にあたっては、次の事項を明示して行います。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示する猶予がないときは、内容の一部もしくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行います。

① 発令日時
② 発令者
③ 対象地域及び対象者
④ 避難すべき事由
⑤ 危険の度合い（河川などの状況や発災時期、予想される被災状況等の説明）
⑥ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別
⑦ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
⑧ 避難する場所
⑨ 避難の経路（又は通行できない経路）
⑩ 住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）
⑪ 本件担当者、連絡先など

（５）避難の伝達方法

避難の報告・勧告は次の方法により地域防災課及び政策企画課（広報担当）が行います。

① 防災行政無線
② 広報車（消防団車両含む）による巡回
③ 伝達員による直接広報
④ 報道機関からの放送（河口湖 CATV 他）
⑤ 電話（有線、無線）
⑥ サイレン、鐘
⑦ 安心安全メール、フェイスブック、エリアメール

（６）避難誘導の方法

① 誘導責任者･･･消防団長
② 避難誘導者･･･消防団員

避難誘導にあたっては、町職員、警察官、自主防災会（災害救助協力隊を含む）、事業所の自衛消防組織等と協力して行い、災害の状況に応じて適切な避難場所へ誘導します。

また、避難場所までの経路の安全性をあらかじめ確認し、必要に応じて避難道路を選定します。

なお、学校・保育所、事業所・宿泊施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施します。

2　避難計画の作成

町は、地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会（区）等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設します。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図ります。

＜避難計画の概要＞

・防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
・災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
・危険地域、危険施設物等の所在、場所
・避難の勧告及び指示を行う基準及び伝達方法
・避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
・収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
・障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
・市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

＜避難所等の選定基準＞

○　指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震､洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として町長が指定するもの。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

○　指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち町長が指定するもの。

・指定避難所における避難民の１人当りの必要面積は２㎡以上とします。
・指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置します。
・指定避難所は、土砂災害や浸水などの危険のおそれがないところにします
・指定避難所のうち、体育館や武道場等は、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止等、避難住民の安全に配慮された施設とします。
・指定避難所は、要避難住民の避難経路を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定します。
・高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安定して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定するものとします。
・要配慮者にも配慮し、介護施設等による福祉避難所の開設、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保します。

＜避難所の整備＞

・避難施設の耐震性、耐火性の診断、改修
・町災対策本部、地区災対本部、関係機関などとの連絡手段の確保
・通信機器、自家発電設備、夜間照明施設

・食料、飲料水、毛布、マット、段ボール、衣料などの生活必需品の備蓄
・仮設トイレなどの衛生設備
・避難所の運営に必要な資機材
・避難者のプライバシーが極力保護されるよう、部屋割りの工夫、あるいは段ボールなどの間仕切りなどの整備
・テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備

＜避難道路＞

・避難道路沿いには、土砂災害や出水等のおそれがないものとします。
・避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱に配慮します。
・避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案します。

3　避難所の開設・運営

（1）避難所の開設・運営

町内の避難所及び収容人員等は資料編「避難場所等一覧」のとおりです。これらの避難場所は地区ごとに区分けしていますが、災害時には居住地区以外にある避難場所に避難することもできます。

避難所の開設は福祉推進課（社会福祉担当）が統括し、避難所の管理責任者は施設の管理責任者とします。

避難所を設置した際には、福祉推進課は住民等へ避難所の開設を連絡するとともに、避難人員及び病人、介護を要する人などの把握、災対本部との連絡、避難所開設の記録などを行います。

また、避難所の運営にあたっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう努めるとともに、必要に応じて他の市町村に協力を求めます。

加えて、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者のニーズの把握、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等にも配慮します。これらの者への情報提供等についても、放送や口頭による音声だけでなく、掲示板、張り紙などの視覚情報でも伝達を行うほか、周囲の避難者にも協力を求める等、伝達漏れのないよう配慮に努めます。

さらに、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に同行避難が明記されたことから、ペットの同行避難について対策を図るとともに、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行います。

なお、避難所ごとに収容されている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達します。

（2）避難所で収容できない場合の措置

避難所が被災により使用できなくなったとき、又は避難者を収容しきれなくなったときは、次のような代替措置をとります。

① 他の公共施設への設置
② 民間施設の借用

③ テントの設置
④ 他の避難所への振り分け
⑤ 他市町村への依頼

（3）避難所に滞在できない被災者への配慮

大規模災害などの場合には、指定した避難所以外の所へも多数の避難者が集まることが予想されます。

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康診断の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとします。

4　避難行動要支援者対策

各地区に居住する高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等をあらかじめ民生委員、福祉委員等で把握します。避難先までの支援、移送は原則として本人の親族又は民生委員、福祉委員及び自主防災組織が指定する者が担当し、町は自主防災会を通じて支援又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行います。また、必要に応じてガイドヘルパーなどの協力を得ます。

避難所開設時には、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮し「福祉相談窓口」を設置するとともに、特に、障害者、寝たきりの高齢者など、一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、要配慮者専用スペースを確保し、福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立します。

なお、必要に応じて老人福祉施設等二次避難所（福祉避難所）を確保するとともに、疎開避難について検討します。また、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めます。

5　防火対象物等の避難対策

学校、福祉施設等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、避難が必要と認めた場合は、人命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとります。

特に学校における避難は、次の事項に留意します。

・台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校や状況により一斉早退する。
・教職員が引率して集団登下校させる等、連絡網により状況を的確に判断し学校長の判断により適切な処置を行う。
・豪雨による土砂流出等、児童生徒の登下校時に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとる。

6　帰宅困難者等対策

（1）実施機関

交通の途絶等により滞留者が発生したときは、町、県、警察、道路管理者、鉄

道事業者、バス事業者等関係機関は、相互に密接な連絡をとり、必要かつ的確な措置をとります。

町災対本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとります。

（２）具体的な措置

① 町は、滞留者に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努めます。

② 帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策として、関係機関、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等と連携しつつ、幹線道路沿いの公共施設等（避難所等）を一時開放し、水・食糧、簡易地図等の配布及び情報の提供を行います。

③ 滞在場所の確保に当たっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮します。

④ 長期にわたって滞留することを余儀なくされたとき、又は危険が予測されるときは、町は最寄りの指定避難所等の安全な場所に誘導し保護します。

7　孤立集落への対応

町は、孤立のおそれのある集落に対し事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話や県と連携したヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めます。また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため、食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとします。

8　他地域からの避難者の受け入れ

町は、他地域からの避難者の受け入れについて、県との調整により、町営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めます。なお、移送された被災者が避難した場所の運営は、移送元の他市町村が行い、町はその運営に協力します。

9　警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第 63 条第２項及び第３項の規定により、町長の職権を代行することができます。

県知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合に、災害対策基本法第 73 条第１項の規定により、町長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを行います。

10　災害救助法による避難

（１）避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者

（２）避難場所

学校、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

（３）避難場所設置の方法

① 既存建物を応急的に整備して使用しますが､適当な施設を得るのが難しいときは、野外に仮設物又は天幕を借り上げ設置します。

② 災害の状況により町で対応するのが難しいときは､隣接市町村へ収容を委託します。

③ 公用令書により土地建物を強制的に使用する場合もあります。

（４）開設期間

災害発生の日から７日以内としますが、やむを得ない場合に限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て最小限の期間を延長できます。

（５）費用

避難所の設置、管理、運営等に必要な経費は、次の範囲で支出します。

夏季（４月～９月）	１人１日当り 320 円以内
冬季（10 月～３月）	別に定める額を加算します

※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。

１費用は､避難所の設置､維持及び管理のための賃金職員等雇上費､消耗器材費､建物等の使用組合、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。

２避難に当たっての輸送費は別途計上天幕借上料、便所設置費等、全ての経費を含む。

11　広域一時滞在

（１）実施・受入れ体制の確立等

町長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章第 14 節｢避難対策｣に基づき､被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めます。

また、県内外の他市町村から被災住民の受入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、自己の管理下にない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努めます。

（２）県内広域一時滞在

① 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア　協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）と被災住民の受入れについて協議を行います。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとします。（災害対策基本法第 86 条の２第１項及び第 86 条の６第１項）

イ　知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告します。ただし、報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告します。（災害対策基本法第 86 条の２第２項）

ウ　協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告します。（災害対策基本法第 86 条の２第６項）

エ　県内広域一時滞在の終了

町長は、県内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告します。（災害対策基本法第 86 条の２第７項）

② 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア　協議の実施

町長は、広域一時滞在の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、①ア又は（３）①の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れられないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとします。なお、必要に応じて、知事に助言を求めるものとします。（災害対策基本法第 86 条の２第３項及び第 86 条の６第１項）

イ　受入れ決定の通知等

町長は、受入れの決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知します。（災害対策基本法第 86 条の２第４項及び第５項）

ウ　県内広域一時滞在の終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知します。（災害対策基本法第 86 条の２第８項）

（３）県外広域一時滞在

① 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の町長及び知事の対応

ア　知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生による被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めるものとします。（災害対策基本法第 86 条の３第１項）

イ　知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行います。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとします。（災害対策基本法第 86 条の３第２項及び第 86 条の６第２項）

ウ　受入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告します。（災害対策基本法第 86 条の３第９項）

エ　協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知します。（災害対策基本法第 86 条の３第 10 項）

オ　県外広域一時滞在の終了

町長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知します。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告します。（災害対策基本法第 86 条の３第 11 項及び 12 項）

（４）県外市町村からの避難住民の受入れ

① 知事から協議を受けた場合の対応

ア　被災住民の受入れ

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとします。（災害対策基本法第 86 条の３第５項）

イ　受入れ決定の通知等

町長は、被災住民の受入れ施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告します。（災害対策基本法第 86 条の３第６項及び７項）

ウ　広域一時滞在の終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知します。（災害対策基本法第 86 条の３第 14 項）

12　ペット同行避難の体制整備

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきています。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務であり、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は災害時におけるペット同行避難の体制の整備をします。

（１）ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

① 住まいの防災対策

② ペットのしつけと健康管理

③ ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）

④ ペット用の避難用品や備蓄品の確保

⑤ 避難所や避難ルートの確認等の準備

⑥ 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

（２）町が行う対策

① ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発

② ペットとの同行避難を含めた避難訓練

③ 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

第 15 節　食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策（地域防災課、福祉推進課、水道課）

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となります。なかでも食糧・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となります。

１　食糧供給対策

（１）実施機関

被災者及び災害応急業務の従事者等への食糧の確保と炊出し、その他食品の供給等は、町長が実施します。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が町長の補助を得て行いますが、知事から委任されたときは町長が行います。

（２）食糧の確保

町は、各地区へ設置している防災備蓄倉庫等に非常用食糧を備蓄しています。（資料編：防災備蓄倉庫備蓄食糧一覧参照）町備蓄分で不足する場合は、町内の販売事業者から購入します。また、協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼します。

（３）災害救助法が適用された場合の米穀の緊急引き渡し

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省総合食糧局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとします。

町長は、必要量を把握のうえ、「災害救助用米穀の引渡要請書（様式１）」を作成し、知事に対して災害救助用米穀の供給を要請します。

（４）弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食糧供給は、乾パン等の備蓄品、炊出しや食糧等の確保に関する協定締結業者等からの納品物とします。

また、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能となれば原則として米飯による炊出しや多様な食糧需要に対応するため、事業者・商工会等の協力も得て弁当・おにぎり等を調達します。

（５）副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、食糧販売業者、商工会等に協力を要請し、確保するものとします。

（６）炊出しの実施

炊出しのため施設は、学校給食施設、保育所、公民館等を利用します。また、状況によっては各避難所で炊出しを実施します。

災害救助法が適用された場合の炊出しその他食糧品の給与基準は、同法及びその運用方針によりますが、その概要は次のとおりです。

① 給与を受ける者

・避難所に収容された者
・住屋が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
・その他、滞留者等、給付を必要と認められる者

② 給与できる食品

直ちに食すことができる現物

③ 給与の期間

災害発生の日から７日以内とします。ただし、大規模な災害の時は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できます。

④ 給与の方法

町長が炊出しを実施しようとするときは､直ちに災害救助用米穀の数量を県知事に申請します。この場合、知事は申請を待つことなく、被害報告に基づき、災害救助用米穀の供給数量等を割当て、この旨を通知することができます。

⑤ 費用

１人１日 1,110 円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

（７）食糧の配布

町は、避難所等において食糧を被災者に配布します。また、食糧が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等で受領するものとします。この場合、在宅の要配慮者については、自治会、自主防災組織等の協力を得て配布を行います。

（８）炊出しの協力団体

炊出しは、必要に応じ婦人会、日赤奉仕団、宿泊施設等の協力を求め、既存の給食施設を利用して行います。

（９）食品衛生上の注意

炊出しには飲料水を使用します。また、その他器具類、害虫等、衛生には十分に気をつけて行います。

２　飲料水等供給対策

（１）実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行います。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が町長の補助を得て行いますが、県知事から委任されたときは町長が行います。

また、災害の状況に応じ、飲料水の応急給水や災害復旧活動に対しての相互支援に関する連絡調整及び指導は、県が行います。

（２）給水活動

① 水の確保方法

・配水池等構造物…拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等

・耐震対策用貯水タンク…耐震性貯水槽等の整備

・予備水源…地下水や湧水の確保等（含む民間水源等）

・住民の備蓄

② 応急給水方法

・給水車、給水タンク車を用いた「搬入給水」

（被災者救護所、救急病院、給食提供所、その他町災対本部より指示された場所）

・指定避難所等での「拠点給水方式」

・仮設給水栓、仮設配水管による給水方式
・濾水器による給水

③ 応急給水資機材

・給水車、タンクをセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
・小型発電機
・応急給水用ポリタンク、ポリ袋
・濾水器

④ 応急給水要員

班体制の編成方法等について事前に検討します。

⑤ 広報体制

断水の状況、給水拠点場所、応急給水方法、水質についての注意事項など、わかりやすく間違わないよう広報に努めます。

⑥ 給水時の留意事項

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行います。また、一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水の実施に努めます。

（３）応急給水対策

応急給水の流れは、次のとおりです。

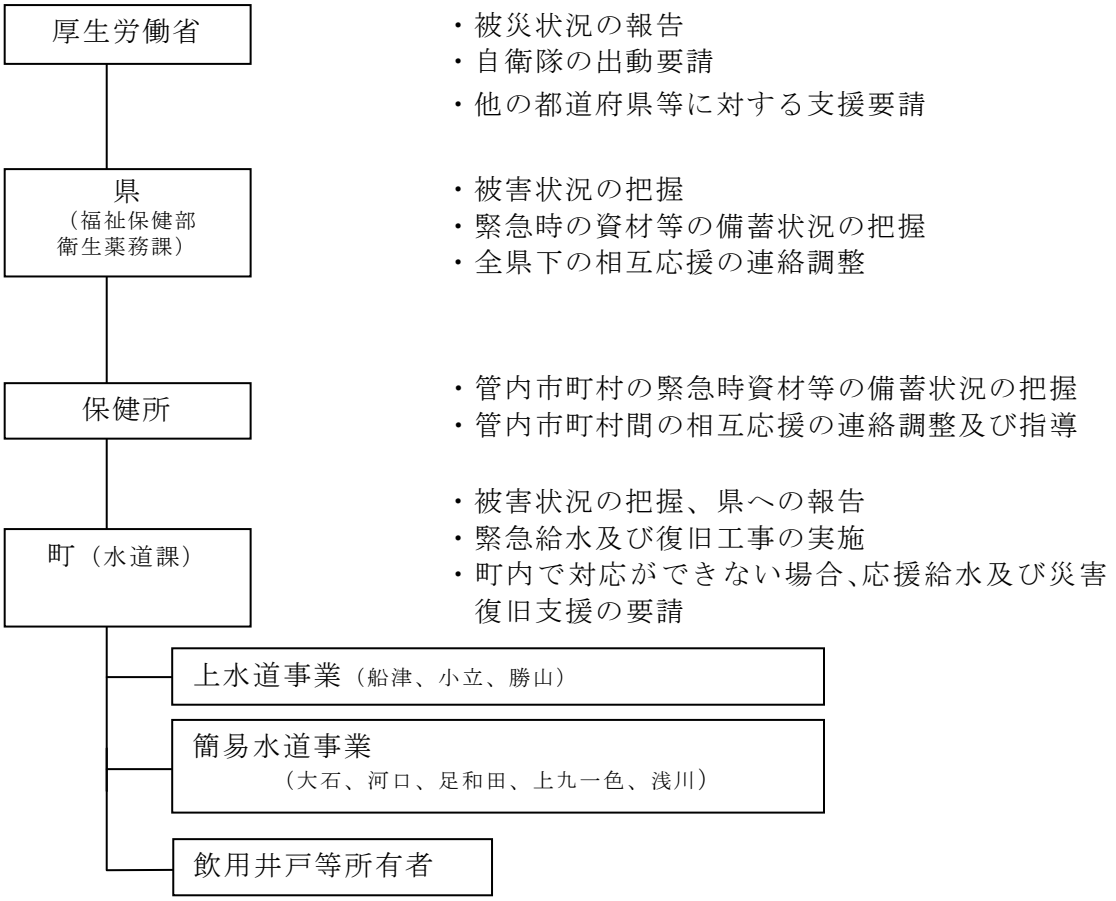

（４）水質の保全

災害時には、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとします。

（５）住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、あらかじめ広報誌等を通じて広報を行います。

３　生活必需品供給対策

（１）実施機関

被災者に対する医療､生活必需品､燃料その他の物資の供給は町長が行います。ただし､災害救助法が適用されたときは､県知事が町長の補助を得て行いますが、県知事から委任されたときは町長が行います。

（２）生活必需品の把握及び確保

① 町は、自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を把握・集計します。

② 町は、事業者あるいは商工会、農業協同組合に協力を依頼して必要な生活必需品を調達します。

③ 県知事は、町長が実施する生活必需物資の供給について特に必要があるときは、他市町村に応援を指示します。

④ 県は、県内大手小売業者等との「生活必需物資の調達に関する協定」に基づき、生活必需物資の物流在庫の数量を把握するとともに、必要量の確保に努めます。

⑤ 生活必需品の調達においては、乳幼児、高齢者等の要配慮者、女性への配慮を行うとととともに、時間経過によるニーズの変化の把握に努めます。

（３）災害救助法が適用されたときの給与（貸与）基準

① 給与（貸与）を受ける者

・全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

・被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

・生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 給与（貸与）の期間

災害発生の日から 10 日以内とします。

③ 物資の購入計画

業者との協議により業者一覧表を作成し、これに年間平均の保有数等を記載します。

④ 給与（貸与）の品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとします。

・寝具（タオルケット、毛布、布団等）

・被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）

・肌着（シャツ、パンツ等）

・身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）

・炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）

・食器（茶わん、皿、はし等）

・日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）

・光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

⑤ 給与（貸与）費用の限度額

区分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

⑥ 物資の購入計画

業者との協議により業者一覧表を作成し、これに年間平均の保有数等を記載します。

（４）災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどではない一定基準以上の災害の場合は、「山梨県小災害内規」により、災害救助法の半額の限度内で生活必需品を給与します。

（５）救援物資集積所の確保

町は、県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知します。

当該施設に搬送された救援物資等は、自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に仕分け、配分等を行います。当該施設には、管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとします。

第 16 節　応急仮設住宅（都市整備課）

1　実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が実施します。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請します。災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、応急仮設住宅の管理、運営及び住宅の応急修理について知事から委任されたときは町長が行います。

2　災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

（1）応急仮設住宅の建設

① 応急仮設住宅供給の対象者

・住宅が全壊、全焼又は流出した者

・居住する住宅がない者

・自らの資金をもってしても住宅を確保できない者

② 応急仮設住宅の設置方法

あらかじめ建設可能予定地を把握しておき､町長が県知事に協力して敷地を選定します。

・プレハブ事業者との協定により、必要資材及び数量を確保します。

・設置は直営又は請負とします。

③ 住宅の規模及び着工期限

規模	費用	着工期限	備考
１戸当り 平均 29.7 ㎡	１戸当り 2,660 千円以内	災害発生の日から 20 日以内	費用は、整地費、建築費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、事務費

④ 供給期間

建設工事が完了してから２カ年とします。

⑤ 入居者への対応

入居者の選定は抽選によって行いますが､介護を要する高齢者や障害者などの入居に配慮するとともに､住宅によって入居世帯の年齢構成等が偏らず､適正な地域社会が築かれるよう配慮します。

なお､入居に際しては､それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者の状況を踏まえ、コミュニティの形成にも考慮します。

また､不慣れな仮設住宅での生活上の不安や悩みなどを解消し､心身ともに健康を維持できるよう、相談や健康診査、介護等、必要な対応を図ります。

⑥ 住宅供与後における処置

町長は､建設工事完了後２カ年が経過した場合､又は応急救助の目的を達した場合は、廃止等の処置をします。

（２）住宅の応急修理

① 応急修理の対象者

・住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者

・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

② 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
１戸当り 576 千円以内	災害発生の日から１ヶ月以内	居室、炊事場、便所等必要欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

（３）公共・民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給までの間、一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、応急仮設住宅供給までの間の居住の安定を図ります。

また、県等と協力し、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行います。

３　災害救助法が適用されない場合の建設、修理

災害救助法が適用された場合に準じて行います。

４　所要資材の要請

町の応急仮設用資材が不足する場合は、県に所要資材の数量を要請します。

第 17 節　医療対策（健康増進課）

1　町の実施事項

（1）医療関係団体との連携

災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているときは、町内の医療機関、保健所、消防署、地域県民センター、県医療救護対策本部（地区本部）など、医療関係団体と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期します。さらに「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」及び「災害時における保健師活動マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応可能な体制を構築します。

（2）医療の方法

① 医療救護班の編成

医療活動を必要とする事態が発生したときは、富士吉田医師会の協力を得て、医師、看護師、薬剤師、町保健師、日赤奉仕団などから構成する医療救護班を編成し医療活動を行います。

医療救護班は、概ね医師２名、看護師４名、補助者２名をもって構成します。

② 役割

医療救護班は主に次の応急医療活動を行います。

・傷病者の応急措置
・後方医療機関等への患者転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
・軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
・助産救護
・被災住民等の健康管理
・死亡の確認及び遺体検索並びに遺体処理への協力

③ 救護所の設置

医療救護班による医療活動を実施する場合は､避難所等に救護所を開設し医療救護を行います。

町は、救護所を設置後、速やかに設置内容（以下の事項）について保健所に報告します。

・設置場所（医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等）
・ライフラインの確保状況（電気、ガス、水道等）
・医薬品等の必要性の有無（必要なものを具体的に明示）

（3）医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備します。

医薬品等が不足する場合は、県知事に調達斡旋を要請します。

（4）巡回訪問・相談の実施

町保健師、保健所などにより巡回訪問チームを編成し、避難所や家庭への医療相談、疾病予防、心のケアなどを行います。

2　町長の要請事項

町において、医療の供給が不足すると思われる場合は、次の事項を明らかにしたうえで、県知事に調達斡旋を要請します。なお、大規模な救出を要する医療救護対応が必要な場合は、県を通じ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請します。

（１）医療救護に必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
（２）必要な医療救護班数
（３）医療救護期間
（４）医療救護班の派遣場所
（５）その他、必要な事項（災害発生の原因）

3　医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施します。また、実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めます。

4　医療機関

町内の医療機関は、平常時にはライフライン施設の機能維持、応急用医療資材の備蓄、災害時の医療スタッフの参集体制、役割分担等の整備を進めます。

災害が発生したときは、医師、看護師などの参集、医療設備の点検など患者の受入れ体制を整えます。

（１）被害情報の収集・伝達
（２）応需情報（診療可能状況）の報告
（３）傷病者の検査及びトリアージ
（４）傷病者の処置及び治療
（５）助産救護
（６）医療救護班、医療スタッフの派遣
（７）死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

5　医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行います。

（１）災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急医療資機材の提供を行います。

① 基幹災害拠点病院…山梨県立中央病院（甲府市）

三次救急医療機関として、被災現場、救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行います。

② 地域災害拠点病院…富士吉田市立病院（富士・東部地区）

二次医療圏に１病院を指定します。

（２）災害支援病院

災害拠点病院の機能を支援します。

① 基幹災害支援病院･･･山梨大学医学部附属病院（中央市下河東）

② 基幹災害支援病院･･･山梨赤十字病院（富士・東部地区：町内）

③ 地域災害支援病院･･･上野原市立病院、都留市立病院（富士・東部地区）

6　特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努めます。町は、避難行動要支援者に係るデータ提供など支援体制の確立に努めます。

7　歯科医療対策

町は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診察によって歯科医療救護活動を行います。

8　精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、町内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、地区医療救護対策本部に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請します。

9　地域保健対策

町は、医療救護班、地区医療救護対策本部等と協力し、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施します。

10　負傷者等の搬送体制

（１）緊急搬送の対象

① 緊急搬送を必要とする傷病者

② 被災地へ搬送する医療救護班（機材、医薬品、食糧などを含む）

③ 医療救護に必要な医薬品

（２）搬送主体

住民（自主防災会）、消防機関、医療機関、日赤、町災害対策本部、医薬品業者、指定薬局、広域応援機関、指定地方公共機関、自衛隊、ボランティアなど

（３）搬送手段

搬送手段は次のとおりとし、平常時には町所有車両の点検を行うとともに、民間協力団体、業者所有車両の緊急車両登録を行います。また、関係機関と協力しドクターカーの整備を推進します。

① 搬送手段･･･救急車、患者搬送車（緊急車両）、公用車両（緊急車両）、医薬品業者及び指定薬局の社有車（事前登録緊急車両）、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ

（４）通信手段

電話、防災行政無線、衛星携帯電話などを活用します。

11　災害医療情報の提供

（１）町による活動

災害時の医療情報を住民や消防機関に提供するとともに、必要に応じて報道機関などに報道を要請します。

① 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、医療機能に関する制約等

② 医療救護所に関する情報

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回救護班の活動地域・診療時間、健康相談・保健指導などの窓口の開設日時

③ 保健予防に関する情報

12　災害救助法による医療及び助産

（１）医療

① 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者。

② 医療の方法

医療救護班によって行うことを原則とします。

③ 医療の範囲

・診察
・薬剤又は治療材料の支給
・処置、手術、その他の治療及び施術
・病院又は診療所への収容
・看護

④ 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
病院又は診療所	国民健康保険診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

※患者等の移送費は、別途計上

⑤ 医療の期間

災害発生の日から 14 日以内とします。

（２）助産

① 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む）

② 助産の範囲

・分娩の介助

・分娩前後の処置

・必要な衛生材料の支給

③ 助産の方法

・医療救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関でもよいものとします。

④ 費用の限度額

・使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）等の実費

・助産師の場合は、その地域の慣行料金の８割以内

第 18 節　防疫対策（健康増進課、環境課）

1　実施機関

被災地における防疫は、町長が行います。

2　防疫組織

災害が発生したときは、保健所等と緊密に連絡をとり、実情に即した指導協力を行います。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などに定められた検病調査等は、同法に定めるところにより行います。

防疫の実施にあたっては、町内の衛生組織など関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、迅速な活動を行います。

3　感染症予防業務の実施方法

（1）検病調査及び健康相談

県の防疫班等の行う検病調査及び健康相談に協力します。

（2）ねずみ族、昆虫等の駆除

防疫班は、知事の指示に基づき、次の要領により防疫活動を行います。

① 浸水家屋、下水、その他不潔な場所で実施します。

② 避難場所の便所その他不潔な場所で実施します。

③ 井戸の消毒を行います。

④ 状況によって、地域、期間を定めてねずみ、昆虫等の駆除を行います。

⑤ 各世帯における消毒

床上浸水地域に対しては､被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒、野菜等の消毒について衛生上の指示を行います。

4　患者等に対する措置

感染症患者又は保菌者が発見されたときは、速やかに県に報告し、保健所長と協議のうえ一般病院へ収容します。

5　臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施します。

6　避難所の防疫措置

災害対策本部長は、避難所を開設したときは、県の指導のもと避難場所における防疫の徹底を図ります。この場合、衛生に関する協力組織を作るよう指導し、その協力を得て行います。

7　住民の役割

飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努めるとともに、県及び町が実施する措置に従い、防疫活動に協力するよう努めます。

8　被災動物等救護対策

町、県及び動物関係団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物に対して次の項目について体制を整備する。

（１）避難所における飼育動物の適正管理
（２）飼料等の調達及び配布
（３）動物に関する相談の実施
（４）放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
（５）動物収容施設の確保等

第 19 節　廃棄物処理対策（環境課、水道課）

1　実施機関

被災地の廃棄物処理は町長が行いますが、被害が甚大で町のみでの対応では困難な場合は、富士・東部林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を要請します。なお、町は、平時から大量の廃棄物の発生に備え一時保管場所の確保に努めるものとします。

2　清掃班の編成

効果的な処理活動を行うため、清掃班の編成を検討します。

3　廃棄物処理量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な器材や仮置場を確保します。

（１）粗大ごみ発生量（t）＝被害棟数×粗大ごみ発生原単位（1.03t／棟）

（２）し尿発生量（ℓ／日）＝（避難住民数＋断水世帯人口）×し尿発生原単位（1.2ℓ／人・日）

（３）がれき発生量（t）＝1 棟あたりの平均床面積（㎡）×発生源単位×解体建築物の棟数

がれき発生源単位：木造 0.696t／㎡

鉄筋 1.107t／㎡

鉄骨 0.712t／㎡

4　廃棄物の収集・処理

（１）ごみ

① 被害状況の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確保します。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握します。

② 収集

生ごみ等の有機性のごみは、できる限り自家処理するよう住民に周知し、ごみ排出量の減量化を図りますが、自家処理が困難な市街地部、浸水地域や重要施設のごみや生活上重大な支障を与えるごみを優先的に収集します。

③ 処理

ごみは、ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び、埋立処理又は焼却処理を行います。

【不可燃物、粗大ごみ処理施設】

設置場所	設置者名	処理能力	処理方法
富士河口湖町河口	町	5t/5h	破砕・自動プレス
富士河口湖町精進	青木ヶ原ごみ処理組合	20t／日	破砕・自動プレス

（２）し尿

① 収集

し尿の収集は汲み取り車、運搬車により行います。

② 処理

し尿の処理はし尿処理施設で行うほか､必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び、埋立処理を行います。

【し尿処理施設】

設置場所	設置者名	処理能力	処理方法
富士河口湖町精進	青木ヶ原衛生センター	50 kℓ／日	嫌気性消化処理

5　水洗トイレ用水の確保

被災後、断水した場合は、自主防災組織等の協力により井戸・湖水等で用水を取水するなど、水洗トイレ機能の確保を図ります。

6　仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置します。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、自主防災組織等の協力により、十分な衛生上の配慮を行います。

7　災害廃棄物処理

（１）仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物仮置場については、交通の利便性や災害の状況、地域の環境などを勘案しながら、民有地を含めて選定する。

（２）分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理･処分するためには、排出時における分別の徹底が必要なため、住民に対して分別の徹底を周知する。

（３）がれきのリサイクル

応急活動後、町は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第 20 節　救出対策（地域防災課、消防本部）

1　実施機関

被災者の救出は富士五湖消防本部、富士吉田警察署等と連携協力のもと町長が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請します。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が行うものとします。

2　救出の方法

救出は、災害の状況によって異なりますが、警察署、消防署などの関係機関と緊密な連絡をとり迅速に行います。なお、救出作業は消防団が主体となり、防災関係機関・団体、地区災害対策本部、自治防災会、自治消防隊（ラビット隊)、住民などの協力により行います。

3　事業者との連携

救出活動に必要な、作業用重機、資機材、要員が不足するときは、建設事業者・関係機関の協力を得て実施します。

4　応援要請

対応が困難な救出事案に対しては、近隣市町村及び県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、東京消防庁消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー)、自衛隊の派遣を要請し、迅速な救助活動を実施します。

5　地域住民による初期活動

（1）救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施するものとします。

（2）関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに町及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとします。

（3）要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図るものとします。

6　災害救助法が適用された場合の対応

（1）救出を受ける者

① 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

② 災害のため、生死不明の状態にある者

（２）費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

※輸送費、人件費は、別途計上

（３）救出期間

災害発生の日から３日以内とします。

7　災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用された場合に準じて行います。

第 21 節　遺体の保護対策（住民課、福祉推進課、消防本部、警察署）

1　実施機関

遺体の捜索、処理は町長が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に、これの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請します。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が実施するものとします。なお、死体の検視は、警察が行います。

2　行方不明者及び遺体の捜索

（1）行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の捜索依頼の受付は、町役場に相談窓口を設置し、富士吉田警察署と連携を図りながら対処します。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録します。

（2）捜索活動

捜索活動は、町、消防団のほか富士吉田警察署等に協力を要請し、捜索班を編成し実施します。また必要により自主防災会（治）等地域住民の協力を得て行います。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中に遺体を発見したときは、災害対策本部及び富士吉田警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとします。

（3）遺体の処理

① 処理方法

遺体は、医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施）を行います。

遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成します。

② 遺体の収容

警察官による検視及び検案を終えた遺体は、町が指定する遺体収容（安置）所に輸送します。

なお、災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容するものとしますが､不足する場合には葬祭業者に協力を依頼します。それでもなお不足する場合には、被災を免れた公共施設に遺体収容所を設置して遺体を収容します。また、町は、平素から遺体用防腐剤等の調達先､葬祭業者及び寺院等との災害時における協力体制の確立を図るものとします。

③ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とします。

④ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体１体当たり 3,400 円以内
一時保存	・既存建物利用の場合は、通常の借上料 ・既存建物利用できない場合は、借上料１体 5,300 円以内
検案	救護班の活動として行われる場合は費用は必要ないが、救護班で無い場合はその地域の慣行料金とする

（４）広域火葬に係る連絡体制、応援要請

町長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請します。

県は、要請により広域火葬が必要であると判断した場合は、県内の火葬場設置者や、必要に応じて近隣都県に協力を依頼するなど、連絡調整等を図ります。

（５）遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、応急的に埋葬を行い、埋葬は火葬に付するものとします。

① 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬します。

② 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては火葬とします。

③ 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人扱いとします。

④ 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡します。

⑤ 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とします。

⑥ 費用の限度額

大人（12 歳以上）	小人（12 歳未満）	備考
１体当たり 210,400 円以内	１体当たり 168,300 円以内	棺、骨壷、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

３　死亡者に関する公報

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、町は、死亡者に関する公報に関して、県と連携を保ち、町庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や地域住民等への情報提供を行います。

第 22 節　障害物の除去対策（都市整備課、農林課）

1　実施機関

障害物の除去は町長が行います。災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは町長が行います。

障害物が道路及び河川にある場合は、その維持管理者が除去します。

2　災害救助法が適用された場合の対応

（1）対象

① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること

② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること

③ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと

④ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

（2）除去の対象数

災害救助法適用市町村ごとに、半壊及び床上浸水戸数の 1.5 割以内とします。ただし、県知事が特に必要と認めたときは、この割合の範囲内で市町村間で融通できます。

（3）実施期間及び費用の限度額

実施機関	費用の限度額	備考
災害発生の日から 10 日以内	1 世帯当り 134,800 円以内	ロープ､スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費、及び人夫賃等

（4）障害物の保管場所

道路交通の障害、盗難等の危険、人命財産の被害にならない安全な場所を選定します。このため、平常時に予定候補地を調査します。

（5）保管工作物等

保管した工作物等が破損のおそれがあるとき又は保管に不相当な費用手数を要するときは、その工作物等を売却し、代金を保管します。

3　災害救助法が適用されない場合の対応

町長が、災害救助法が適用された場合に準じて行います。

4　民間業者等との災害支援協定

災害発生時において、障害物除去等の対応については、速やかに機械、運搬車両等が出動できるよう、町内の建設業者等と災害支援協定を結びます。

第 23 節　生活関連施設の応急対策
（都市整備課、水道課、地域防災課、ライフライン等事業者）

1　建築物の応急対策

大規模な災害が発生したとき、被災した建物の倒壊や部材の落下等による二次災害を防ぐため、速やかに被災度の判定を行います。

（１）応急危険度判定

① 建築士会等関係機関の協力を得て､登録されている応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の安全確認を行います。

※県からの派遣受け入れフローは資料編参照

② 危険度の判定は、予め策定した危険度判定マニュアルにより実施します。

③ 危険度を判定した建築物については、出入り口等見えやすい場所に｢調査済み｣･｢注意｣･｢危険｣のステッカーを貼付し、建築物の危険度がわかるようにします。

④ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため､近隣県との相互支援体制の整備を図ります。

（２）応急危険度判定士の養成支援

県による応急危険度判定士養成のための講習会、訓練等を支援します。

2　宅地対策

降雨や大規模地震等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行います。

町は、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣要請を行い、危険度判定はその要請に基づき行われます。

危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行われ、被災宅地危険度判定士による調査結果は、｢調査済｣･｢要注意｣･｢危険｣ の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。

※県からの派遣受け入れフローは資料編参照

3　上水道施設応急対策

水道事業者は、災害が発生したときは、富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアルに基づき応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めます。

（１）要員の確保

各水道事業者が定める災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図ります。

（２）広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知します。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報を提供します。

（３）工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請します。

（４）被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。

（５）送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧します。

（６）仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため、状況により設置し又必要に応じて消火栓を設けます。

４　下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行います。

（１）要員の確保

下水道管理者が定める下水道地震災害行動マニュアルに基づき応急処理要員の確保を図ります。

（２）工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請します。

（３）下水道地震対策緊急整備計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって状態が異なりますが、次の事項等を基準として整備計画を策定します。

① 応急処置の緊急度及び工法
② 処置資材及び作業員の確保
③ 設計及び監督技術者の確保
④ 復旧財源の措置

（４）広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努めます。

5　電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド株式会社）

（１）防災体制

① 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第１非常態勢	・災害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第２非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む） ・東海地震注意情報が発表された場合
第３非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度６弱以上の地震が発生した場合 ・噴火警報が発せられた場合

② 災害対策組織

災害が発生したときには、災害対策本部を、速やかに設置します。

（２）応急復旧対策

① 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって速やかに対応します。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努めます。

② 設備の予防強化

・洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じます。

・工事実施中のものは速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じます。

③ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があったときは、適切な危険防止措置を講じます。

④ 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞などの報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知します。

・感電事故及び漏電による出火の防止

・電力施設の被害状況、復旧予定

⑤ 被害情報の収集

あらゆる方法を活用して被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立します。

6　液化石油ガス応急保安対策

（1）発災後、県に災害対策本部が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置します。

（2）応急対応

① 関係機関との連携

② 一般消費者向け広報

③ 応急復旧資機材の調達

④ 復旧要員の派遣

7　一般ガス事業施設応急保安対策

（1）一般ガス事業者の名称、所在、供給区域等

名　称	吉田瓦斯株式会社
所在地	富士吉田市下吉田 6-5-1
施設種別	ガスの製造設備及び導管等の供給
施設の状況及び供給状況	富士吉田の市街地及び富士河口湖町船津、忍野村の一部 7,000 戸へ導管により供給
修理機材名及び数量	修理資材は当面必要数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援体制ができています

※防災体制：非常災害（地震）対策要領による

（2）予備施設及び貯蔵原材料

名　　称	吉田瓦斯株式会社
予備動力	175kV ディーゼル発電機　　1 基
貯蔵原材料	LPG100 t　　7 日分

（3）発災時の措置

名　称	吉田瓦斯株式会社
停電時	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行います。
交通途絶時	パイプライン接続供給方式のため措置は不要。
生産設備被災時	主要な受け入れ設備が被災しない限り供給可能です。
供給設備被災時	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めますが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処理を行います。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止します。災害の状況によって日本ガス協会の応援態勢があります。
貯蔵設備被災時	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続けます。

8　電気通信施設応急対策（東日本電信電話株式会社(山梨支店)、株式会社 NTT ドコモ(山梨支店)）

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図ります。

（1）防災体制

① 災害対策組織

東日本電信電話株式会社(山梨支店)及び株式会社 NTT ドコモ(山梨支店)の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置します。

② 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

③ 携帯電話の貸出し

ドコモは、災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努めます。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。

（２）災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努めます。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前掲示板等により直接当該被災地に周知します。

③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施します。

（３）設備の応急復旧

① 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施します。

② 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事象者と提携し、早期復旧に努めます。

9　鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとります。

（１）要員の確保

富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努めます。

（２）広報

列車抑止や運転規制を行うとき又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達します。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供します。

（３）工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請します。

（４）被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努めます。

10　危険物等応急保安対策

（１）火薬類

① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のあるときは速やかに移し、その周囲に適当な境界棚及び「立入禁止」等の警戒札を設け、かつ見張人をつけます。

② 運搬道路が危険なとき、又は搬送の余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈めるなど、安全上の措置を講じます。

③ 前記の措置によらない場合は、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓などを安全に密閉し、防火の措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告します。

④ 運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときは、災害防止の応急措置を講ずるとともに、警察官に通報します。

（２）高圧ガス

① 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、この作業に必要な者以外は退避させます。

② 充填容器が危険な状態になったときは、不燃性ガス以外のガスは極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官などの協力を得て付近住民の避難等を実施します。

③ 輸送中に災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防機関、警察及び荷受人などへ通報します。緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行います。

④ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行います。

（３）危険物

① 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断します。

② 危険物施設の管理者等は、危険物の取り扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じます。

③ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請します。

④ 危険物運搬車両の運転手等は、輸送中に危険物が漏れるなどの災害が発生したとき又はそのおそれのある場合は、災害防止の応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察等に速やかに通報します。

⑤ 県及び町は、引火、爆発又はそのおそれのある場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近の住民に避難等の

指示又は勧告をします。

（４）毒物劇物

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じます。

① 毒物劇物の管理者等は、汚染区域の拡大防止のため危険区域を設定して、関係者以外の立入を禁止します。

② 状況に応じて、交通遮断、緊急避難等、住民へ広報活動を行います。

③ 中和剤、吸収剤などを使用して、毒物劇物の危険除去を行います。

④ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれのあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報します。

（５）放射性物質

管内には、放射性物質の使用施設がないので省略します。

11　日本郵政グループの災害時特別取扱い

（１）郵便事業関係（被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付）

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付します。

（２）ゆうちょ銀行関係（通帳等を紛失した被災者への非常取扱い）

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱いを実施します。

① 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し

② 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し

③ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付

④ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

（３）かんぽ生命保険関係（保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱）

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施します。

第 24 節　応急教育対策（教育委員会）

1　実施機関

応急教育は、公立学校については当該学校の設置者が、私立学校等は、当該学校長が実施します。災害救助法が適用されたときは、町長の協力を得て県知事が行います。ただし、県知事から委任されたときは、県知事の補助機関として町が町教育委員会及び学校長等の協力を得て実施します。

2　発災時の対応

（1）学校長は、「富士河口湖町教育員会地震対策マニュアル」等に沿い、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、緊急避難の指示を与え、児童・生徒等を保護します。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に児童・生徒等の引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させます。

（2）災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告します。

（3）状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講じます。

（4）避難所の開設等の災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立します。

3　応急教育の実施予定場所

（1）実施予定場所

町教育委員会は、災害の程度に応じ、概ね次の方法であらかじめ応急教育実施の予定場所を選定します。

① 学校の一部が被災したとき

・特別教室・空き教室・体育館等の利用

・二部授業の実施

② 学校の全部が被災したとき

・公民館、公共施設等の利用

・近隣学校の校舎の利用

③ 特定の地区全体又は県内の大部分が被災したとき

・避難先の最寄りの学校又は被害を受けなかった最寄りの学校の利用

・応急仮校舎の建築

4　応急教育の方法

（1）速やかに被災教職員数を把握し、教育活動への支障を最小限にする体制の確立を図ります。

（2）欠員者が多数で授業（保育）の実施が困難なときは、県に補充措置を要請します。

（3）被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づ

き、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行います。

（４）学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に努めます。

（５）被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、カウンセリングを実施します。

5　学校給食の措置

（１）緊急所要物資を把握し、その調達について関係者に協力します。

（２）被害施設及び物資を把握し、処分方法について指示するとともに、施設等の復旧を指示します。

6　学用品の供与

（１）教科書の供給

被災校の学校別、学年別使用教科書の数量を速やかに県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給店に連絡して供給を受けます。

（２）学用品の供与を受ける者

災害救助法による支給基準に準じて、学校長を通じて対象者に支給します。

（３）学用品の品目、期間及び費用

災害救助法に準じます。

（４）災害救助法による教科書等学用品の給与

① 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

② 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から１ヵ月以内	教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費
文房具	災害発生の日から 15 日以内	小学校児童　１人当り 4,300 円以内 中学校生徒　１人当り 4,600 円以内 高等学校等生徒　１人当り 5,000 円以内
通学用品	災害発生の日から 15 日以内	

第 25 節　ボランティア受け入れ対策（社会福祉協議会、福祉推進課）

大規模な災害が発生したときには、町内外から多くのボランティアの参集が予想されるため、その受け入れ体制を整えます。

1　実施機関

ボランティアの受け入れ及び連絡調整は、町社会福祉協議会が行います。

2　活動内容

（1）必要な応急活動情報の把握

町社会福祉協議会は、町災対本部と連絡を取り合い、災害応急対策にどのような活動が必要とされているかを把握します。

町災対本部は、町奉仕団、公共職業安定所を通じて雇い入れた労働者などを考慮のうえ、人員が不足している活動の情報を町社会福祉協議会へ提供します。

（2）ボランティアの調整、受け入れ

山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部、山梨県ボランティア協会などと連絡を取り合い、町に直接申し出のあるボランティアを含め、ボランティアの受け入れ及び調整を行います。

（3）ボランティアへの情報提供

町社会福祉協議会は、各ボランティアへ必要とされる活動等の情報を伝えます。

また、ボランティアの活動を支援するため、活動に必要な資機材、食糧、宿泊施設などの情報を提供します。

町社会福祉協議会は、各ボランティア団体の中から長期の活動が可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力します。

第 26 節　災害救助法（地域防災課、福祉推進課）

1　目的

応急的、一時的救助を行うことにより、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とします。

2　事態が急迫している場合の救助の実施

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、委任されている範囲外の救助であっても救助に着手することができます。この場合は、直ちにその状況を県知事に報告し、その後の措置について県知事から指示を受けなければなりません。

なお、災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施します。

3　災害救助法の適用基準

災害救助基本法及び同法施行令の定めるところによりますが、概ね次のとおりです。

（1）適用基準

① 住家の滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、次の数以上であること。

【富士河口湖町の場合】

人口 25,329 人（平成 27 年国勢調査） ↓ 15,000 人以上 30,000 人未満の市町村の区分に該当し、滅失した住家の数は 50 世帯となります。（半焼、半壊等は、滅失世帯の１／２、床上浸水等は１／３として換算します）

② 県の区域内において、同一災害により県下に 1,000 世帯以上の住宅が滅失を生じた場合は、当該市町村は上記世帯数の１／２以上であること。

③ 県の区域内において、県下に 5,000 世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じたこと。

4　災害救助法の適用手続き

（1）町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、県知事に対しその旨を要請します。

（2）県知事は、町長の要請に基づき、必要があると認めたときは災害救助法を適用します。

（3）県知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び県の各部局に指示す

るとともに、関係防災機関に通知し、内閣府に報告します。

5　災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、県知事が行います。

ただし、県知事には、救助を迅速かつ的確に行うため必要があるときは、県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができます。この場合、県知事は町長が行う事務の内容及び期間を町長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を町長が行うこととした場合は、直ちにその旨を公示します。

第４章　災害復旧対策

第１節　計画の方針（政策企画課）

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画します。

１　公共土木施設災害復旧事業計画
（１）河川災害復旧事業計画
（２）砂防設備災害復旧事業計画
（３）道路、橋梁災害復旧事業計画
（４）下水道災害復旧事業計画
（５）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画
（１）農地、農業用施設災害復旧事業計画
（２）林業用施設災害復旧事業計画
（３）漁業用施設災害復旧事業計画
（４）共同利用施設災害復旧事業計画

３　中小企業施設災害復旧事業計画

４　都市災害復旧事業計画

５　上水道等災害復旧事業計画

６　住宅災害復旧事業計画

７　社会福祉施設災害復旧事業計画

８　公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

９　学校教育施設災害復旧事業計画

10　社会教育施設災害復旧事業計画

11　その他災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定に関する計画（総務課）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置します。また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。

１　激甚災害に関する調査

（１）知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせます。

（２）町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。

（３）関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置します。

２　激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は、国の機関と密接に連絡のうえ指定の促進を図ります。

【調査項目及び報告系統】

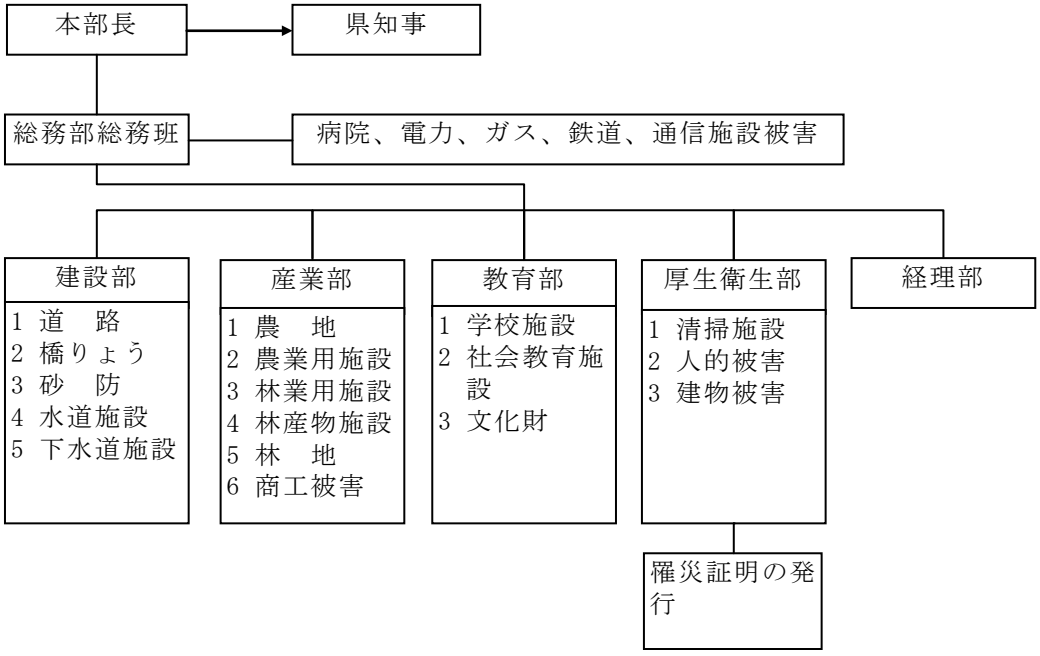

第３節　被災者生活再建の支援

（地域防災課、福祉推進課（社会福祉班）、総務課、住民課、税務課）

１　生活資金の支援

国、県及び町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、被災者生活再建支援金、山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度などにより、被災者の自立的生活再建の支援を行います。

（１）被災者生活再建支援法の適用要件

① 対象になる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ　ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害

オ　ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)及び２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口５万人未満に限る)における自然災害

② 対象となる被災世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し､大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

（２）被災者生活再建支援金の支給条件

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第２条第２号イ）	100 万円	75 万円
解体世帯（法第２条第２号ロ）	100 万円	75 万円
長期避難世帯（法第２条第２号ハ）	100 万円	75 万円
大規模半壊世帯（法第２条第２号ニ）	50 万円	37.5 万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第３条第２項第１号）	200 万円	150 万円
居住する住宅を補修する世帯（法第３条第２項第２号）	100 万円	75 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第３条第２項第３号）	50 万円	37.5 万円

※住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

（３）山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

① 新築住宅 400 万円、18 年償還（うち３年据置）

② 改修住宅 200 万円、11 年償還（うち１年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率は融資受付時の支援機構の融資金利と同率

（４）災害援護資金等貸与計画

区　　分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対　象　者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金･福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150 万円以内	350 万円以内	住宅 200 万円以内 事業開始 283 万円 事業継続 142 万円
貸付期間	７年以内 （６月以内の据え置き）	10 年以内 （うち３年据え置き）	住宅７年以内２年据置 開始７年以内２年据置 継続７年以内２年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年 1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年３％	年 1.5%（保証人がいる場合は無利子）
そ　の　他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	町（県は全額町に貸与、国はそのうち２／３を貸与する。）	県

2　産業の支援

国、県及び町は、各種の災害復旧資金の貸付など中小企業金融対策、山梨県農業災害対策資金や天災資金、農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)など農業災害関係金融対策などにより、事業・産業の自立的再建の支援を行います。

（１）中小企業金融対策

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助法発動地域のうち、公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	既往貸付の残高に拘らず(直貸) 一般 15,000 万円以内 組合 45,000 万円以内 (代理貸) 一般　7,500 万円以内 組合 22,600 万円以内	基準利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	10 年以内 （2 年以内の措置期間を含む。）	担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市町村長の発行する罹災証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付		(1) 各貸付ごとの融資限度額に 1 災害 3,000 万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める (3) 代理店取扱 1,500 万円	それぞれの融資制度の利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。			1 直接被害者は原則として市町村長の発行する罹災証明書が必要。 2 災害の発生した日から 6ヵ月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金		その都度定める	商工中金所定の利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 20 年以内 運転資金 10 年以内 （各 3 年以内の据置期間を含む。）		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策融資（災害復旧関係）	改令で指定する被災区域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 （一企業限度額 5,000 万円）.	1.60％	設備資金 10 年以内 （1 年以内の据置期間を含む） 運転資金 7 年以内 （1 年以内の据置期間を含む）	金融機関または信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。
	経済変動対策融資（東日本大震災復興関係）		設備資金 3,000 万円 運転資金 3,000 万円 （一企業限度額 3,000 万円）.	1.60％	設備資金 10 年以内 （2 年以内の据置期間を含む） 運転資金 10 年以内 （2 年以内の据置期間を含む）		

（２）信用保証について

①［激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律]による災害関係保障の特例

ア　機関名　山梨県信用保証協会

イ　概要

(ｱ)災害関係保障に係る中小企業者１人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

(ｲ)信用保証料の低減措置をとる。

②「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア　機関名　山梨県信用保証協会

イ　概要

(ｱ)東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者１人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

(ｲ)信用保証料の低減措置をとる。

（３）農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりです。

① 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500 万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県･市町村・ＪＡが負担）　※保証料もＪＡ負担
据置期間	１年以内（復旧資金は３年以内）
償還期限	５年以内（復旧日資金は 10 年以内）
資金源	ＪＡ

② 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（法令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年３%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	－
償還期限	特別被害農林業者は６年以内、他は５年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については７年以内
資金源	農協又は金融機関

③農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.35～0.45%
据置期間	３年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

3　義援金品募集配分計画

（1）実施機関

義援金品の募集及び配分は、次の関係機関、団体等により協議会を構成して行います。

県、町、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会、婦人会、報道機関、その他の関係機関・団体

（2）義援金品の募集及び配分

義援金品の募集及び配分は、協議会において、被害の程度、範囲及び県内外の別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施します。

（3）義援金品の募集及び配分結果の公表

協議会は、報道機関等を通じて、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表します。

4　労働力確保対策

災害応急対策活動に従事する人材が不足するときの労働力の確保は、町長が町を管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で申し込みます。

・職業別所要求人の数
・作業場所及び作業内容
・作業時間、賃金等の労働条件
・宿泊施設の状況
・必要とする期間
・その他必要な事項

また、災害応急対策に公共職業安定所長の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域の同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基にします。

5　罹災証明書の交付等

町は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行います。

このための平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めます。

6　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

7　各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び町は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討します。